特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き

山形県

(令和6年1月25日施行 改正 NPO 法施行規則等対応版)

特定非営利活動法人の設立・運営に関する窓口

山形県では、特定非営利活動法人の設立認証申請に関する事務を県総合支庁及び権限移譲市町で行っております。各種申請・届出等に関しては、各窓口へ御相談願います。また、担当者が不在の場合もございますので、窓口へお越しになる場合は、事前に御連絡くださるようお願いいたします。

〇村山地域

村山総合支庁総務課(山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地: 山形市鉄砲町二丁目 19番 68号 TEL: 023-621-8107

山形市企画調整課(山形市にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地:山形市旅篭町二丁目3番25号 TEL:023-641-1212 (内線222)

上山市市政戦略課(上山市にのみ事務所を置くNPO法人)

所在地:上山市河崎一丁目1番10号 TEL:023-672-1111 (内線223)

村山市政策推進課(村山市にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地:村山市中央一丁目3番6号 TEL:0237-55-2111 (内線275)

河北町まちづくり推進課(河北町にのみ事務所を置く NPO 法人) 所在地:西村山郡河北町谷地戊81 TEL:0237-73-2116

〇最上地域

最上総合支庁総務課

所在地:新庄市金沢字大道上2034 TEL:0233-29-1360

〇置賜地域

置賜総合支庁総務課(南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地:米沢市金池七丁目1番50号 TEL:0238-26-6006 南陽市教育委員会社会教育課(南陽市にのみ事務所を置くNP0法人)

所在地:南陽市三間通 436 番地の 1 TEL: 0238-40-8997

〇庄内地域

庄内総合支庁総務課(庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地:東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1 TEL:0235-66-5417

庄内町企画情報課(庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地:東田川郡庄内町余目字町132番1 TEL:0234-42-3571

認定特定非営利活動法人等の認定等に関する窓口

山形県では、認定特定非営利活動法人等の認定申請に関する事務を県総合支庁及び山形県庁消費生活・地域安全課で行っております。認定等の手続きに関しては、各窓口へ御相談願います。また、担当者が不在の場合もございますので、窓口へお越しになる場合は、事前に御連絡くださるようお願いいたします。

〇村山地域

村山総合支庁総務課(山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地: 山形市鉄砲町二丁目 19番 68号 TEL: 023-621-8107

山形県庁消費生活・地域安全課(山形市、上山市、村山市、河北町にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地: 山形市松波二丁目8番1号 TEL: 023-630-3157

〇最上地域

最上総合支庁総務課

所在地:新庄市会沢字大道上2034 TEL:0233-29-1360

〇置賜地域

置賜総合支庁総務課(南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地: 米沢市金池七丁目1番50号 TEL: 0238-26-6006

山形県庁消費生活・地域安全課(南陽市にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地: 山形市松波二丁目8番1号 TEL: 023-630-3157

〇庄内地域

庄内総合支庁総務課(庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人を除く)

所在地:東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1 TEL:0235-66-5417

山形県庁消費生活・地域安全課(庄内町にのみ事務所を置く NPO 法人)

所在地: 山形市松波二丁目8番1号 TEL: 023-630-3157

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法・・・・・・・・・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

法 令 ・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行令(平成 23 年政令第 319 号)

法 規 ・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行規則(平成 23 年内閣府令第 55 号)

NPO 法人・・・・・・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

認定 NPO 法人 ・・・・・特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人

特例認定 NPO 法人 ・・・・特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人

認定 NPO 法人等 ・・・・・認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

措 法 ・・・・・・・・・・・・・・租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)

措 令 ・・・・・・・・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)

措 規 ・・・・・・・・・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)

法人法 ・・・・・・・・ 法人税法 (昭和40年法律第34号)

法人令・・・・・・・・・法人税法施行令(昭和40年政令第97号)

法人規 ・・・・・・・・法人税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第12号)

所 法 ・・・・・・・・・所得税法 (昭和40年法律第33号)

所 令 ・・・・・・・・所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

所 規 ・・・・・・・・所得税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第11号)

相 規 ・・・・・・・・相続税法施行規則 (昭和25年大蔵省令第17号)

目 次

第	1	章	法律の概要	2
	1	法	律の目的等	3
		(1)	法律の目的	3
		(2)	NPO 法人になるための基準	3
4	2	NF	20 法人設立の手続	3
;	3	NF	20 法人の管理・運営	4
2	4	NF	20 法人格取得後の義務	5
		(1)	事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	5
		(2)	納税	5
	5	認	定 NPO 法人制度の概要	6
		(1)	認定 NP0 法人とは	6
		(2)	特例認定 NPO 法人とは	6
		(3)	認定 NPO 法人等になることによるメリット	6
		(4)	認定の基準	7
		(5)	欠格事由	7
		(6)	認定等の有効期間等	8
***	_			
第	2	草	特定非営利活動法人の設立について1	.0
	1	設	立の認証のための申請手続]	. 1
		(1)	認証の申請1	. 1
		(2)	認証又は不認証の決定 1	. 1
		(3)	法人成立後の届出1	. 1
:	2	認	証の基準1	.2
<	<	様式	.例>1	6

第3章 認定 NPO 法人制度について48
導入編49
1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー 50
2 認定等申請手続 51
3 事前チェックシート 52
解説編 66
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続69
(1) 認定を受けようとする場合 69
(2) 特例認定を受けようとする場合 69
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合 70
(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務 70
2 認定等の基準の概要 79
(1) 認定の基準の概要 79
(2) 欠格事由の概要82
3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準83
4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準96
5 欠格事由 96
6 認定 NPO 法人等の税制上の措置 99
<様式例>105
第4章 法人の管理・運営について152
1 NPO 法人の報告義務153
(1) 事業年度終了後の報告
(2) 役員変更等の届出155
(3) 定款の変更157
2 NPO 法人の情報公開161
3 NPO 法人に対する監督等162

	(1)	報告及び検査	162
	(2)	改善命令	162
	(3)	設立の認証の取消	162
	(4)	罰則	162
	<様式	式例>	164
	4	認定 NPO 法人等の報告義務	201
	(1)	事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	201
	(2)	助成金の報告	202
	(3)	その他の報告	202
	5 🖡	認定 NPO 法人等の情報公開	204
	(1)	認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)	204
	(2)	所轄庁の情報公開(閲覧・謄写)	205
	6 🖡	認定 NP0 法人等に対する監督等	207
	(1)	認定 NPO 法人等に対する報告及び検査	207
	(2)	認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等	208
	(3)	その他の事業の停止	208
	(4)	認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し	208
	(5)	罰則	210
	<様;	式例>	212
第	5章	法人の合併、解散について	228
	1 N	IPO 法人の合併	229
	2 î	合併法人に係る認定等の基準の適用	229
	(1)	合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合	229
	(2)	合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合	233
	(3)	認定 NPO 法人等の合併	236
	<様:	式例>	241

3 1	NPO 法人の解散・清算	247
(1)	NPO 法人の解散	247
(2)	清算の結了手続	247
<様:	式例>	250
特定非	営利活動促進法に係る諸手続の手引き Q&A	256
「NPO ¾	生の運用方針」について	289
NPO 法_	上の罰則一覧	296

第1章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。)は、特定非営利活動(法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。)を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています(法1)。

(2) NPO 法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です(法2②、法12①)。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること(法2②)
- イ 営利を目的としないものであること (利益を社員で分配しないこと) (法2②一)
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと(法2②一イ)
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること(法2②一口)
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと(法2②二イ・ロ)
- カ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと (法2②二ハ)
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと(法12①三)
- ク 10人以上の社員を有するものであること(法12①四)

2 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法 10①、条例 2①一、規則 2①一)。所轄庁は、提出された書類の一部(役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。)を、申請書を受理した日から 2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用(公報への掲載でも可)により公表することとなります(法 10②)。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から 2カ月以内(所轄庁の条例で 2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間)に認証又は不認証の決定を行います(法 12②)。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります(法 13①)。

- (注1) 申請書に添付する書類は①~⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。(②については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
 - ① 定款
 - ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
 - ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
 - ④ 住所又は居所を証する書面
 - ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
 - ⑥ 上記1の(2)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
 - ⑦ 設立趣旨書
 - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。)
- (注2) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内の みに所在する場合は、当該指定都市の長)となります(法9)。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表 $({
m til})$ し、その過半数 $({
m til})$ をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています(法2 $({
m til})$ 0 つ $({
m til})$ 1 に $({
m til})$ 2 に $({
m til})$ 3 に $({
m til})$ 4 に $({
m til})$ 5 に $({
m til})$ 6 に $({
m til})$ 6 に $({
m til})$ 7 に $({
m til})$ 8 に $({
m til})$ 9 に (

- (注1) 定款をもって、その代表権を制限することができます。
- (注2) 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません(法14の2)。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません(法5)。

4 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書、貸借対照表)、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません(法27~29)。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①~⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です(法25③4)、条例2①二、規則2①二)。

下記①~⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、 定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります(法25⑥、条例2②三、規則2②三)。

- (注) 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①~⑩に関する事項となります。
 - 目的
 - ② 名称
 - ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限ります。)
 - ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
 - ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除きます。)
 - ⑦ 会議に関する事項
 - ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - ⑨ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。)
 - ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます。NPO 法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります(法31~39)。

- (注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①~⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません(法11③)。
 - ① 他の特定非営利活動法人
 - ② 国又は地方公共団体
 - ③ 公益社団法人,公益財団法人
 - ④ 学校法人
 - ⑤ 社会福祉法人
 - ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります(法41~43、77~81)。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。 また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人 に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります(法28~30)。

- (注) 閲覧される書類は①~⑨となります。
 - 事業報告書
 - ② 貸借対照表(事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。)
 - ③ 活動計算書
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬 の有無を記載した名簿)
 - ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿
 - ⑦ 役員名簿
 - ⑧ 定款
 - ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所 に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させるこ ととなります(法30条)

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県総合支庁税務課、市町村税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」(その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。)から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税(法人住民税(法人税割)及び事業税)も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

なお、山形県では、一定の条件を満たす法人について、法人住民税(均等割)、不動産取得税、自動車取得税の課税免除を行っています。また、一部の市町村においても一定の条件を満たす法人について、 法人住民税(均等割)の課税免除を行っているところがあります。

(注1) 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます(法人法2十三、法人令5①)。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

- (注2) 特定非営利活動に係る事業であっても、上記(注1)に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。
- (注3) 山形県では、NPO 法人の設立を促進・支援するために、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例及び施行規則を制定し、平成18年1月1日から施行しています。詳細につきましては、最寄りの県総合支庁税務課にご相談ください。

5 認定 NPO 法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定 NPO 法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準 (パブリック・サポート・テストを含みます。) に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます (法2③、44①、条例2①四、規則2①四)。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストは含まれません。)に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます(法2④、58①、条例2①六、規則2①六)。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控 除を選択適用できます(措法 41 の 18 の 2 ① ②)。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認 定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適 用されます(地方税法 37 の 2 ① 三四、314 の 7 ① 三四)。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額 と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(措法 66 の 11 の 2 ②)。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人は適用されません。) に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません (措法 70⑩)。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます(特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①)。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります(法45、59)。

- ① パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること (特例認定 NPO 法人は除きます。)。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
 - (注) 上記①~⑧の基準を満たしていても(特例認定 NPO 法人は①を除きます。)、欠格事由(法 47)に該当する NPO 法人は、認定(特例認定)を受けることはできないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません(法 47)。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

- イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
- ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります(法51①)。 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります (特例認定の有効期間の更新はありません。) (法51②、61一、条例2①五、規則2①五)。

第2章 特定非営利活動法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

- イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の① \sim ⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります(法 10①、条例 2 ① \rightarrow 、規則 2 ① \rightarrow)。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
 - ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
 - ④ 役員の住所又は居所を証する書面
 - ⑤ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
 - ⑥ 確認書
 - ⑦ 設立趣旨書
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
 - (注) 申請書及び添付書類の標準的な様式例は、16 頁以降をご覧ください。
- ロ NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の 認証を受けることが必要です(法 10①、条例 2①一、規則 2①一)。所轄庁は、提出された書類の一部 (役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいま す。)を、申請書を受理した日から 2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、 申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用(公報への掲載でも 可)により公表することとなります(法 10②)。
- (注) なお、法の特例として、国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合、上記の公衆の縦覧に供する期間は2週間とされていましたが(旧国家戦略特別区域法24の3)、今回の法改正によって、全てのNPO法人の縦覧期間が2週間となりました。
- ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います(法103)。
- 二 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補 正をすることができます(申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限ります。)(法 10④、条 例3②、規則3④)。
 - (注) 山形県では、軽微な不備を「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のもの」と条例で定めています。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に認証又は不認証の決定を 行い、書面により通知します。(法12②③)。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します (法13①)。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります (組登令2①)。

NPO 法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明 書及び NPO 法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません(法 13②、条例 2②一、規則 2②一)。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります(法 13③)。

2 認証の基準

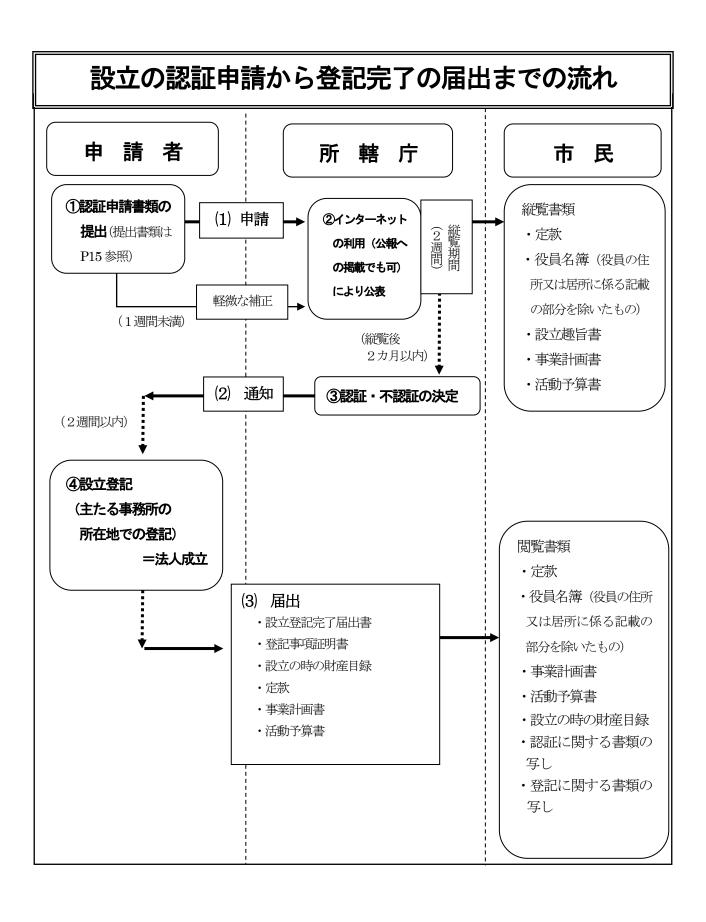
所轄庁は、NPO 法人を設立しようとする者からの申請について、次の①~④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません(法12①)。

- ① 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NPO 法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハーホのいずれにも該当する団体であること (法2②関連)
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでない こと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること を目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係る NPO 法人が次のイ及びロに該当しないものであること

イ 暴力団

- ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下 にある団体
- ④ 当該申請に係る NPO 法人が 10 人以上の社員を有するものであること
 - (注1) 特定非営利活動とは、以下の①~⑩に掲げる活動であって(法別表)、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです(法2①)。
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ① 国際協力の活動
 - (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ③ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - (15) 科学技術の振興を図る活動
 - 16 経済活動の活性化を図る活動
 - ① 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑩ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ② 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- (注2) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。
- (注3) 山形県においては、200活動について条例で定めていません。



○ 認証申請から設立登記の届出までの提出書類一覧

(1) 認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
設立認証申請書(様式第 1 号)	1	16、17
定款	2	18~28
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した 名簿)	2	30
就任承諾及び誓約書の謄本	1	31
役員の住所又は居所を証する書面	1	(注)
社員のうち 10 人以上の者の名簿	1	32
確認書	1	33
設立趣旨書(2部のうち少なくとも1部は原本を提出する。)	2	34
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	35
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	36~39
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	40~43

コピー(複製)は不可

- ※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類(軽微なものに限ります)
- ・補正書(様式第11号の2)(44ページ参照)

(2) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	部数	参照ページ
設立(合併)登記完了届出書(様式第4号の6)	1	45
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	_
登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)	1	_
設立の時の財産目録	2	46
定款	2	_
事業計画書	2	_
活動予算書	2	_

(記載例) 提出年月日を記載する。 様式第1号 山形県知事 殿 申請者 住所又は居所 認証事務の権限が市・町に移譲 氏名 されている場合は、当該市・町 (郵便番号 長あてとする。 (電話番号 設立認証申請書 特定非営利活動促進法第 10 条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人 を設立することについて認証を受けたいので、申請します。 記 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人○○○○ 名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビヤ数字の他、符号と して、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハ イフン「一」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない。 2 代表者の氏名 $\triangle \triangle \triangle \triangle \longrightarrow$ 理事 (理事長) の氏名を記載する 監事の氏名を記載してはならない。 3 主たる事務所の所在地 4 その他の事務所の所在地 町名及び番地まで記載する その他の事務所は、もれなく記載する。 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 設立認証申請書の添付書類
 - ①定款(法第10条第1項第1号)[2部]
 - ②役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)[2部]
 - ③各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、 並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)[1部]
 - ④各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)[1部]
 - ⑤社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面(法第 10 条第 1 項第 3 号)[1 部]
 - ⑥法第2条第2項第2号及び法第 12 条第1項第3号に該当することを確認したことを示す 書面(法第10条第1項第4号)[1部]
 - ⑦設立趣旨書(法第10条第1項第5号)[2部]
 - ⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(法第10条第1項第6号)[1部]
 - ⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)[2部]
 - ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)[2部]

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。 (事務所)
- 第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目 〇番〇号に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の 特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

:

(事業)

- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 00000事業
 - ② 00000事業

:

- (2) その他の事業
 - △△△△△事業
 - ② △△△△△事業

:

<<u>第条</u>>と下線を付した条は、法に 定める必要的記載事項である。それ以外 の条文は、法人の任意による記載事項で ある。

<第1条>⋯必要的記載事項(法11①二)

<<u>第2条</u>>…必要的記載事項(法11①四) 注:「主たる事務所」と「その他の事務所 (=従たる事務所)」を明確に区分した 上で、設置する事務所をすべて記載す る<u>(〇〇県〇〇市までの記載でも可</u>能)。

〈第3条〉…必要的記載事項(法11①一)注:特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<<u>第4条</u>>…必要的記載事項(法11①三) 注:法の別表に掲げる<u>20項目</u>の活動の種 類(P12、13(注1))参照のうち、該当 するものを選択して記載する(複数の 種類の選択も可能)。

<<u>第5条</u>>…必要的記載事項(法11①三 及び十一)

参考:法5

- 注1:第1項…法人が行う<u>具体的な事業</u> <u>の内容</u>を記載する。その際、「特定非営 利活動に係る事業」と「その他の事業」 の内容は明確に区分しなければならな い。
- 注2:「その他の事業」を行わない場合は、 「この法人は、第3条の目的を達成す るため、次の特定非営利活動に係る事 業を行う」旨を記載し、第1項第2号 及び第2項の記載を要しない。
- 注3:「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が | 参考: 第2項…法5① ない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる 事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個 人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める 入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、 正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、 理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければな らない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入し なければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、 任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議 決により、これを除名することができる。この場合、その会員に 対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたと き。

<第3章>…社員の資格の得喪に関する 事項は必要的記載事項(法11①五)

参考:法2②一イ

<第6条>

- 注1:ここでいう「社員」とは、社団の 構成員のことで、総会の議決権を有す る者が該当する。
- 注2:替助会員等、正会員以外の会員種 別を定める場合は、正会員とそれ以外 の会員を区別して、第2号以降にその 旨を記載する。ただし、正会員(社員) 以外の会員種別を定款で定めるかどう かは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

- 注1:第6条において、正会員以外の会 員について定める場合は、正会員とそ れ以外の会員を区別して記載すること もできる(以下、定款例第11条まで同 じ。)。正会員以外については任意的記 載事項。
- 注2:社員(正会員)以外の会員の入会 については、任意の条件を定めること ができるが、社員(正会員)の資格取 得については、不当な条件を付けては ならない。(目的等に照らして合理的か つ客観的なものに限られる。)(法2② **一**イ)

<第8条>

注:入会金又は会費の設定がない場合は、 記載を要しない。

<第9条>

注:第4号…除名を資格喪失の条件とす る場合は、除名に関する規定が必要(定 款例第11条参照)。

<第10条>

注:退会が任意であることを明確にする。 任意に退会できない場合などは法に抵 触する。

<第11条>

注:総会の議決以外に理事会の議決やそ の他の機関の議決でも構わない。

(拠出金品の不返環)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人
- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しく は三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並び にその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を 超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務)
- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(選任事項例文)

ただし、この法人と理事長との間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事等が法人を代表する者としてその業務を執行する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事 長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、 その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に 基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に

<<u>第4章</u>>…役員に関する事項は必要的 記載事項(法11①六)

<第13条>

注1:第1項…理事の定数は3人以上、 監事の定数は1人以上(法15)。

注2:「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3:第2項···職名は、理事長、副理事 長以外の名称を使用することもでき る。

<第14条>

注1:第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2:第3項…法律上は、理事・監事が 6人以上の場合に限り、配偶者もしく は三親等以内の親族を1人だけ役員に 加えることができる(法21)。

参考:第4項…法19

<第15条>

注1:第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2:定款で代表権を理事長に限定する場合、利益相反事項(理事長と法人との間で有利子・有担保の賃貸借契約、有償の売買契約)を行うためには、定款で他の理事等への選任事項を設けるか、利害関係人が所轄庁に請求し(又は所轄庁の職権により)特別代理人を選任する必要がある。

注3:第2項…理事長以外の理事が代表 権を有しない場合には、第1項に加え てその旨を明記することが望ましい。

注4:第3項…副理事長が1人の場合は、 「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考:第5項…法18

注5:監事は代表権を有しない。

報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合 には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長す る。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議 決により、これを解任することができる。この場合、その役員に 対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為 があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける ことができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に 定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

<第16条>

- 注1:第1項…必要的記載事項(法24① (役員任期は<u>2年以内</u>において定款で 定める期間とする。))
- 注2:第2項…法人運営の円滑化を図る ため、第14条において<u>役員を総会で選</u> 任する旨を明記している場合に限り、 法24②の規定に基づき、任期伸長規定 を置くことができる。
- 注3:第4項…役員が存在しない期間が 生じた場合、法人が損害を被るおそれ もあることから、前任者は、辞任又は 任期満了後においても応急的に業務執 行義務を負うものとされている。しか し、(総会の招集等)新たな権限の行使 までは認められるものではないから、 至急後任者を選任する必要がある。な お、この規定を根拠に2年を超えて役 員任期を伸長することはできない。

(注2参照)

<<u>第17条</u>>

参考:法22

<第18条>

注:役員の解任は総会の議決の他、理事 会の議決やその他の機関の議決でも構 わない。

<第19条>

参考:第1項…法2②一口

注:第3項…総会以外に理事会等の機関 の議決でも構わない。

<<u>第5章</u>>…会議に関する事項は必要的 記載事項(法11(1)七)

<<u>第21条</u>>

参考:法14の2及び法14の3

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があった とき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集 する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求が あったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しな ければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項 を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知し なければならない。

通知方法について「**書面又は電子メール**」などと定めることも可能

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会 員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。

<第23条>

注:定款で理事会等に委任しているもの 以外はすべて総会の議決事項(法14の 5)。

なお、<u>法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)</u>以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(定款例第32条参照)。

<第24条>

注1:第1項…<u>少なくとも年1回通常総</u> 会を開催する必要がある(法14の2)。

参考: 第2項第1号…法14の3①

注2:第2項第2号…社員総数の5分の 1以上を必要とするが、定款をもって これを増減することは可能(法14の3 ②)

<第25条>

注:第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法14の4)。

<第27条>

注:定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法25②)。

<<u>第28条</u>>

参考:第1項…法14の6

社員総会の決議の省略(みなし決議)を行わない場合、 第3項の規定は不要

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合 において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたとき は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみな す。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらか じめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会 員を代理人として表決を委任することができる。
 - 例① 「電磁的方法」による表決権行使について定める場合 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、 あらかじめ通知された事項について、書面**又は電磁的方法** をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委 任することができる。
 - 例② 「電子メール」による表決権行使について定める場合 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、 あらかじめ通知された事項について、書面**又は電子メール** をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委 任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、 第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席し たものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成 しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - 例① 「電磁的方法」による表決権行使について定める場合
 - (2) 正会員総数及び出席者数 (書面**又は電磁的方法による表 決者若しくは**表決委任者がある場合にあっては、その数を 付記すること)
 - 例② 「電子メール」による表決権行使について定める場合
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面**又は電子メールによる表 決者若しくは**表決委任者がある場合にあっては、その数を 付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 人2人以上が署名しなければならない。

「**署名**」以外に「**署名、押印**」、「**署名又は記名押印**」等とする規定を置くこともできる。

注:第3項…書面以外に電磁的記録(法規2、P29参照)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

<第29条>

参考:第1項及び第2項…法14の7

注:書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1の2、P29参照)。)

参考:第4項…法14の8

<第30条>

注:第1項第2号…総会の表決方法について書面以外の表決方法を定めた場合は、「書面表決者」の部分を、それぞれの表決方法に応じて定める。

注:第2項…署名のみの場合、法務局での登記や税務関係の手続き等では押印を求められる場合があるため注意が必要。

社員総会の決議の省略(みなし決議)を行わない場合、 第3項の規定は不要

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

権能`

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決 する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催)
- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求が あったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があった ときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければな らない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらか じめ通知された事項について書面をもって表決することができ る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その 議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所

注:第3項···書面以外に電磁的記録(法規2、P29参照)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

<<u>第6章</u>>…会議に関する事項は必要的 記載事項(法11①七)

<第32条>

注:総会の権能と整合性をとる(定款例 第23条参照)。

<第36条>

参考:第2項…法17(業務の決定)

<37条>

注:第2項…書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1の2、P29参照)。)

<第38条>

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

書面以外による表決方法について定める場合

電磁的方法の場合「**電磁的方法による表決者にあっては**」 電子メールの場合「**電子メールによる表決者にあっては**」

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 人2人以上が署名しなければならない。

「**署名**」以外に「**署名、押印**」、「**署名又は記名押印**」等とする規定を置くこともできる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成す る。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の 議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が 作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が 成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の 日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 (予備費の設定及び使用)
- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費 を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

注:第1項第2号…理事会の表決方法について書面以外の表決方法を定めた場合は、「書面表決者」の部分を、それぞれの表決方法に応じて定める。

注:第2項…署名のみの場合、法務局での登記や税務関係の手続き等では押印を求められる場合があるため注意が必要。

<<u>第7章</u>>…必要的記載事項(法11①八 及び九)

<第39条>

<第40条>

注:特定非営利活動に係る事業のみを行 う場合は、この条文は不要。

<第41条>

注:総会の議決以外に、理事会等の機関 の議決でも構わない。

<第42条>

注:「法第27条各号に掲げる原則」とは、 正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の 原則及び継続性の原則をいう。

<第43条>

注:特定非営利活動に係る事業のみを行 う場合は、この条文は不要。(法5②)。

<第44条、45条、47条及び第50条>

注:平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている(法27一)。 現行法上、予算管理を行うか否かは法 人の任意であることから、予算管理を 行わない場合又は内規等で予算管理を 行う場合は、記載を要しない。 第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議 決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産 目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理 事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら ない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を 伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

(7)

:

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

<第47条>

注:規定予算の追加又は更正について、 理事会の権能とする場合は、総会の権 能と整合性を取る必要がある。(定款 例第23条参照)

<第49条>…必要的記載事項(法11①十)

<<u>第8章</u>>…定款の変更と解散に関する 事項は必要的記載事項(法11①十二及び 十三)

<第51条>

参考: 法25

- 注1:定款変更の際には、定款に特別の 定めがない限り、社員総数の2分の1 以上が出席し、その出席した社員の4 分の3以上の議決が必要となる。
- 注2:法25③に規定する以外の事項は、 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(定款例第2条参照)、役員 の定数に関する事項(定款例第13条参 照)、資産に関する事項(定款例第7章 参照)、会計に関する事項(定款例第7章 参照)、事業年度(定款例第49条参 照)、残余財産の帰属すべき者に係るも のを除く解散に関する事項(定款例第 8章参照)、公告の方法(定款例第9章 参照)をいう。

<第52条>

参考:第1項···法31①

第 1 号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二(定款で定めた 解散事由の発生)

注:第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる(法31の2)。

参考:第3項…法31②

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員 総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認 証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

(参考) 公告方法と定款への記載例

公告方法	【○○○】の記載例		
①官報	官報		
②日刊新聞紙	○○県において発行する○○新聞		
③電子公告	・この法人のホームページ		
	・内閣府NPO法人ポータルサイト		
	(法人入力情報欄)		
④主たる事務所の	この法人の主たる事務所の掲示場		
公衆の見やすい	(に掲示)		
場所			

(参考) 官報掲載例 (解散公告の場合)

解散 5 す 催 散 特定非営利活動法人〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇 ○○年○○月○○日 法 る者 は清算から除斥し \mathcal{O} 人は 筃 00000 別間内におっ 引 月 以· は の で、 \bigcirc 内に 本 公告揭 当 申 法 お申し Ō し出 〇月 載 型翌 出 が な

※官報掲載方法・料金については、政府刊行物/官報/公告ホームページ (https://www.gov-book.or.jp/koukoku/) を参照するか、または、山形県官報販売所(八文字屋)にお問合せ願います。

<第53条>

参考:法11③、法32

注1:【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない(法11③)。

注2:帰属先を定めない場合、又は帰属 先が明確でない場合は、国又は地方公 共団体に譲渡されるか国庫に帰属され ることとなる(法32②3)。

<第54条>

注:定款に特別の定めがない限り、合併 の際には、社員総数の4分の3以上の 議決が必要(法第34条)。

<<u>第9章</u>>…必要的記載事項(法11①十 四)

<第55条>

注1:公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2:法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は左の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)。

- 注3:定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。
 - ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)
 - ②清算人が清算法人について破産手続 開始の申立を行った旨の公告(法31の 12④)

笋1	10章	雑則
-	IV도	ᄍᆘᄆᄞ

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 〇〇〇円
 - 正会員会費 □□□円(1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円 賛助会員会費 ▽▽▽円(1年間分)

<附則>

注1:設立当初の記載内容は、成立後に おいて変更してはならない。

注2:第2項…必要的記載事項(法11②) 役員名簿の記載内容と一致させなけ ればならない。

注3:第3項…至年月日は、成立の日か ら2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員 任期の末日を事業年度の末日の2~3 ヶ月後にずらしておくと、法人運営に 支障をきたすおそれが少なくなる(定 款例第16条注2参照)。

注4:第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

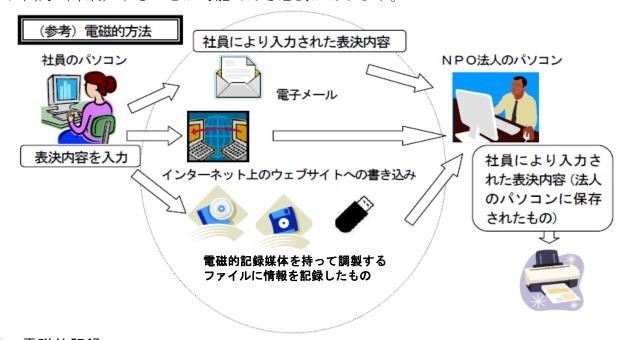
NPO法における電磁的方法と電磁的記録について

〇 電磁的方法

定款に電磁的方法による表決を定めた場合、書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができます。(NPO法第14条の7第3項)。

電磁的方法とは、電子メールの送信、ウェブサイト(ホームページ)への書き込み、又は電磁的記録媒体を持って調製するファイルに情報を記録したものの交付の3つの方法を指します。

いずれの場合も受信者がファイルに記録することが可能で、記録したものを書面に出力(印刷)することが可能である必要があります。



〇 電磁的記録

理事や社員が社員総会の目的である事項について提案した場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす(みなし総会決議)ことができます。(NPO法第 14 条の9)。みなし総会決議は、社員全員が同意の意思表示を記録した書面又は特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付することにより行われます。

なお、電磁的記録媒体とは、電磁記録に係る記録媒体のことをいいます。



役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	0000		無
副理事長			無
理事			有
	:	:	:
監事			無
	•		•

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及 び同条例施行規則第3条第1項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所 又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数 (「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

役員ごとの<u>謄本を提出</u>する。 原本は申請者が保管する。 ○○年○○月○○日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

監事の場合は監事 と記載する。 私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及び同 条例施行規則第3条第1項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所 を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなく なった日から二年を経過しない者
 - 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった 日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

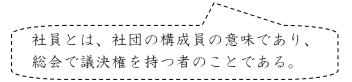
特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員総数5人以下の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

(役員総数6人以上の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。

社員のうち 10 人以上の者の名簿



特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
0000 ΔΔΔΔ	
:	!

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 3 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

確認書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立代表者 住所又は居所 ・・・・ 氏名 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの でないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

暴力団でないこと

暴力団の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2部提出し、少なくとも1部は 原本を提出する。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由

築

2 申請に至るまでの経過

・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯 (活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

箬

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立代表者 住所又は居所 ・・・・ 氏名 〇〇〇〇

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

謄本を提出する。 原本は申請者が保管 する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

1	日	時	•	•	•	•	•	•	•	•
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 2 場 所 ・・・・・・・
- 3 出席者数 ○○名
- 4 審議事項
 - 法人の住所所在地、名称
 - ・ 法人の設立に係る事項の確認(設立趣旨、定款、役員、事業計画・活動予算書等)
 - ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
 - ・ 設立についての意思の決定
 - ・ その他、設立認証申請に係る事項の確認

築

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

○○年○○月○○日

定款に定めた方法で署名 (P23 定款例第 30 条第 2 項参照)

議 長 ○○○○ 議事録署名人 △△△△ 同 □□□□

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

様式例・記載例(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年 度」の期間と一致させる。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

- 1 事業実施の方針
 - ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
 - ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設 準備委員会を発足させる。

実施する予定の事業 は、(A)から (E)までの 事項をもれなく記載 活動予算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分している場かい場合は、任意の記載事項となる。

- 2 事業の実施に関する事項 、する。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業

	•			
事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時(B) 当該事業の 実施予定場所(C) 従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A)年2回(5月と 10月に行う。) (B)地域の通学路 や駅周辺 (C)20人	(D) 通学路や駅を利用する市民(E) 不特定多数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。	・本事業年度は、 実施予定なし。 一 当該年度に実 業についても	·	——————————————————————————————————————
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催する。	(A)年1回(1月に 開催する。) (B)□□市文化会 館 (C)8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50 人	600

以下の「(2) その他の事業」については、<u>定款上、その他の事業を行うことを</u> 定めている場合のみ記載し、定めていない場合は削除する。

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

実施する予定の事業は、(A)から(C) までの事項をもれなく記載する。

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①会員相互の 親睦会の開 催	・会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	(A)年1回(12月) (B)○○会館 (C)20人	100
②チャリティ ーコンサー トの開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。 当該年度に実施しない事 業についても記載する。	_

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業 年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

〇〇年度の事業計画書

○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討ついては、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

実施する予定の事業、 は、(A)から(E)までの 事項をもれなく記載 活動予算書で事業費を事業 別に区分している場合に記 載する。区分していない場合 は、任意の記載事項となる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時(B) 当該事業の 実施予定場所(C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A)年2回(5月と 10月に行う。) (B)地域の通学路 や駅周辺 (C)20人	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	600
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	(A) ホームページの開設後、随時実施する。(B) 主たる事務所(C) 3人	(D) 助言を希望する団体 (E) 4団体	200
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催する。	・本事業年度は、 実施予定なし。当該年度に実施業についても		_

以下の「(2) その他の事業」については、<u>定款上、その他の事業を行うことを</u> 定めている場合のみ記載し、定めていない場合は削除する。

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

実施する予定の事業は、(A)から (C) までの事項をもれなく記載する。

(2) その他の事業

事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①会員相互の 親睦会の開 催	・会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。 当該年度に実施しない事 業についても記載する。	_
②チャリティ ーコンサー トの開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	(A)年1回(3月) (B)○○ホール (C)15人	600

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業 年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

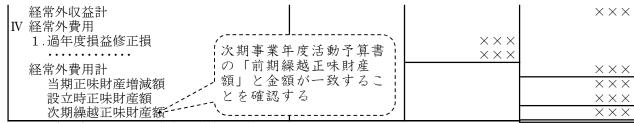
. 2部提出する。

定款附則の「設立」 当初の事業年度」 1 と一致させる

設立当初の事業年度 活動予 法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

`/	特定非宮利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)
科目	金額
I 経常収益 1 受取会費 正会員受取会費 費助会員受取会費 で計上(計・工計上(計・工)	定款上、その他の事業を行うことを定めている場合は、その他の事業の内容も含めて作成する(P170様式例参照)
受取寄附金	××× ××× ×××
3.受取助成金等 受取民間助成金 	××× ×××
4 · 事業収益 ○○事業収益	$ \hspace{.06cm} $
5.その他収益 受取利息 雑収益 人件費とその他 経費に分けた上 経常収益計 で、支出の形態	××× ××× ×××
Ⅲ 経常費用 別に内訳を記載 1.事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	× × × × × × × × × × × ×
人件費計施設等受入(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用対上は法 人の任意)	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
減価償却費 支払利息 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	× × × × × × × × × × × ×
(1) 人件費	× × × × × × × × × × × × × × × × × ×
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX (管理費計は、総支出額) XXX (事業費+管理費)の 2分の1以下であること XXX XXX XXX XXX
経常費用計 当期経常増減額 Ⅲ 経常外収益 1.固定資産売却益 	××× ××× ×××



※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

定款上、その他の事業を行うことを定めているが、当該年度に その他の事業を行う予定がない場合に記載する。その他の事業 を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

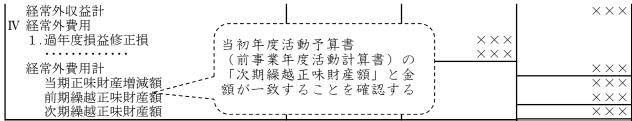
(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP168の様式例を参照)。

2部提出する。

次期事業年度の自至 年月日を記載 OO年度 活動予算書 ※×年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

			(単位:円)
科目 I 経常収益	,	金額	
1.受取会費 正会員受取会費 費助会員受取会費 ・権設等評価・ ・費用も併せ・	- ている場合	の他の事業を行う は、その他の事業 る(P170様式例参	この内容も含 :
2.受取寄附金 て計上(計 受取寄附金 上は法人の 施設等受入評価益 任意)	××× ××× ×××	×××	
3. 受取助成金等 受取民間助成金 	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$	×××	
4.事業収益 ○○事業収益		×××	
5.その他収益 受取利息 雑収益	× × × × × × × × ×	×××	×××
II 経常費用 1.事業費 (1) 人件費			×××
給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	× × × × × × × × ×		
人件費計 (2) その他終典 「施設等受入」 「評価益も併」	× × × × × ×		
会議費 旅費交通費 (計上は法 施設等評価費用 へんの任意) 減価償却費 支払利息	××× ××× ×××		
その他経費計 事業費計 2.管理費 他経費に分け (1) 人件費 た上で、支出 役員報酬 の形態別に内	××× ×××	×××	
役員報酬 : の形態別に内 給料手当 : 訳を記載 : : 法定福利費 : : 退職給付費用 福利厚生費	× × × × × × × × ×		
人件費計	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \end{array}$		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	× × × × × × × × ×	(事業費	は、総支出額・+管理費)の・・
その他経費計 管理費計 経常費用計 当期経常増減額	× × × × × ×	×××	××× ×××
国		××× ×××	***



※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(定款上、その他の事業を行うことを定めているが、当該年度に) こその他の事業を行う予定がない場合に記載する。その他の事業 こを定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP168の様式例を参照)。

登記事項証明書に記載してある法人設立 <u>設立の時の財産目録</u>の年月日を記載する ××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

AV □		A store	(単位:円)
科目		金額	
I 資産の部 1.流動資産 現金預金 ・記載は不要:			
××銀行普通預金	××× ×××		
××事業未収金流動資産合計	× × × × × ×	×××	
2.固定資産 (1) 有形固定資産 什器備品 パソコン1台	×××		
応接セット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	××× ××× 評価せず		
有形固定資産計 (2) 無形固定資産	××× ×××	`!産について	できない資 !! は「評価せ !! 記載できる !!
ソフトウェア 財務ソフト	×××	`\	,/ [,]
無形固定資産計 (3) 投資その他の資産	××× ×××		
敷金 ○○特定資産 ××銀行定期預金	××× ×××		
投資その他の資産計 固定資産合計	× × × × × ×	~ ~ ~	
回足員座口司 資産合計 II 負債の部 1.流動負債 未払金		×××	×××
事務用品購入代	××× ×××		
預り金 源泉所得税預り金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	××× ×××		
	×××	×××	
長期借入金 ××銀行借入金	× × × × × × × × ×		
固定負債合計	×××	×××	
負債合計 正味財産			××× ×××
上			

(記載例)

様式第11号の2

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町に移譲 されている場合は、当該市・町 長あてとする。

申請者 住所又は居所 氏名

補 正書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、 特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、以下のように作成する。

なお、補正できる内容は、<u>軽微な不備(客観的に明白な誤記、誤植又は</u> 脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のもの)に限る。

3 1 10 2 1 4 1	
補正後	申請段階
第○条 ○○○○···	第○条 <u>△△△△···</u>

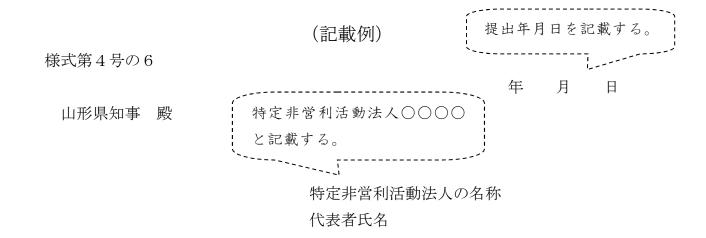
2 補正の理由

(備考)

- 1 「補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 2 補正書には、補正後の書類を添付すること。

以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類の副本1部を添付する

- ①定款
- ②役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無 を記載した名簿をいう。)
- ③設立趣旨書又は合併趣旨書
- ④設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及び それらの翌事業年度の事業計画書
- ⑤設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及び それらの翌事業年度の活動予算書
- ⑥法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等



設立 (合併) 登記完了届出書

設立 (合併) の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項(第39条 第2項において準用する同法第13条第2項)の規定により、届け出ます。

(備考)

- 設立登記完了届出書の添付書類
 - ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[1部]
 - ②登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)[1部]
 - ③設立の時の財産目録 [2部]
 - ④定款[2部]
 - ⑤事業計画書[2部]
 - ⑥活動予算書[2部]

第3章 認定NPO法人制度について

導 入 編

1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー

山形県 ① 設立認証申請 申請者 (申請に必要な主な書類) 《法10①》 (県総合支庁・権限移譲市町 任 意 2 役員に係る次に掲げる書類 イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) 寸 ロ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並 体 びに就任を承諾する書面の謄本 か ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの 5 3 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 N 4 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 Ρ 5 設立趣旨書 6 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 0 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 法 8 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 人 ②設立認証 NPO法人 事業報告書等の提出 《法 29》 Ν P 事前相談(任意) 0 (県総合支庁・消費生活・地域安全課) 法 ○ 事前の自己チェック (P52~65) 人 か ら ⑤ 認定(特例認定)申請 認 定 申請書及び添付書類 (P51) Ν P 0 法 実態確認等 人 確認させていただく資料 (例) (P98) 等 ⑦ 認定 (特例認定) 認定NPO法人等

〇 標準処理期間(180日)

2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定申請書等を、所轄庁である山形県に提出することとされています (法442、582)、条例 2①四、六、規則 2①四、六、)。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります(法 45①八、59 一)。

◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類(条例で定める書類)

			申	請	書		
	1	申請者(NPO法人)の名称	弥				
記	2	代表者の氏名					
載	3	主たる事務所の所在地と	その他の事務	所の所在地			
事	4	設立の年月日					
項	(5)	申請者(NPO法人)が現仏	こ行っている	事業の概要	など条例で定め	る事項	

申請書の添付書類

- ① 寄附者名簿 (実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ② 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(参考)

	毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類
1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
(5)	年間役員名簿
6	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

⁽注) ①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法442)、582)。

3 事前チェックシート

- O 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
 - (注)特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- O 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは<u>実績判定期間</u>において、項目①ハは<u>申請日の前日</u>において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- O 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

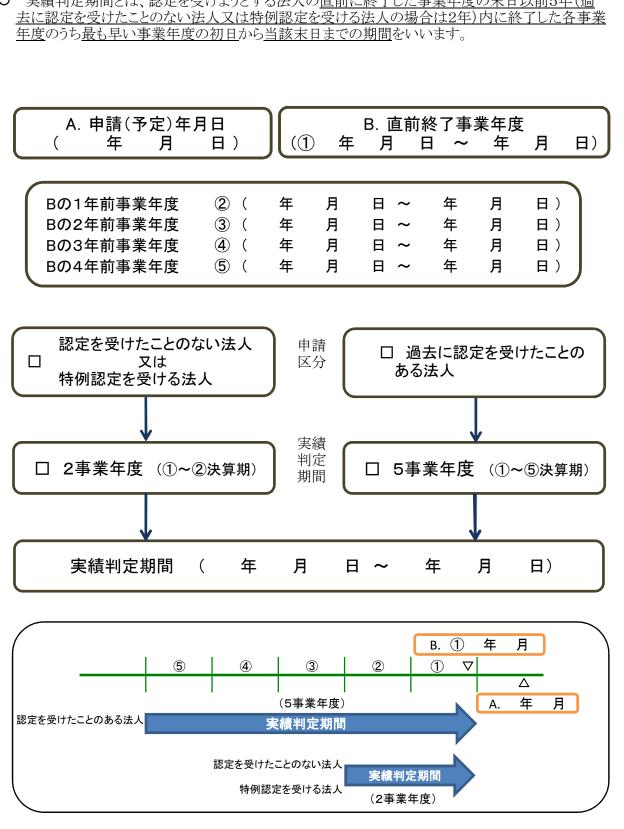
① イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P54) 特別 フは フロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P55) 定	適・否
〉 ハ 【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P56)	
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P57)	適・否
③ 運営組織及び経理が適切である(P59)	適・否
④ 事業活動の内容が適正である(P60)	適・否
⑤ 情報公開を適切に行っている(P61)	適・否
⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P62)	適・否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P63)	適・否
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P64)	適・否
9 欠格事由のいずれにも該当しない(P65)	適・否

ご注意ください!

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全ての チェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- O ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄 庁にお問い合わせください。



O 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の<u>直前に終了した事業年度の末日以前5年(過</u> 年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。



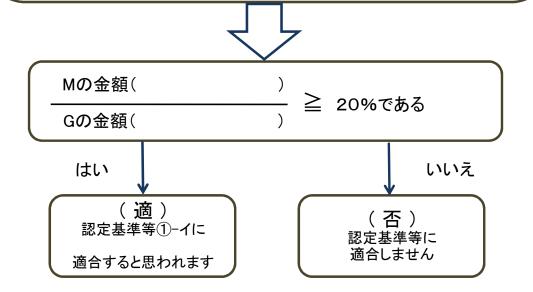
☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【相対値基準】

実績判定期間における A. 活動計算書の「総収入金額^(注)」 (円) B. 国・地方公共団体からの補助金等 円) C. 資産売却による臨時収入 円) D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) 円) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 円) F. 休眠預金等交付金関係助成金 円) 円) G. 差引金額(A-B-C-D-E-F) (注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額)を記載します。

実績判定期間における H. 受け入れた「寄附金総額^(注)」 (円) I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計 (円) J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) (円) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 (円) L. 休眠預金等交付金関係助成金 (円) M. 差引金額(H-I-J-K-L) (注)対価性のない助成金等を含みます。

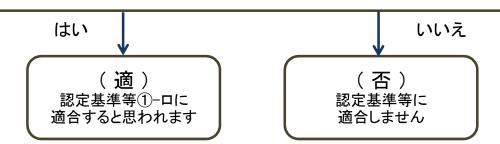


※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【絶対値基準】

<u>実績判定期間において</u>、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。



(注意事項)

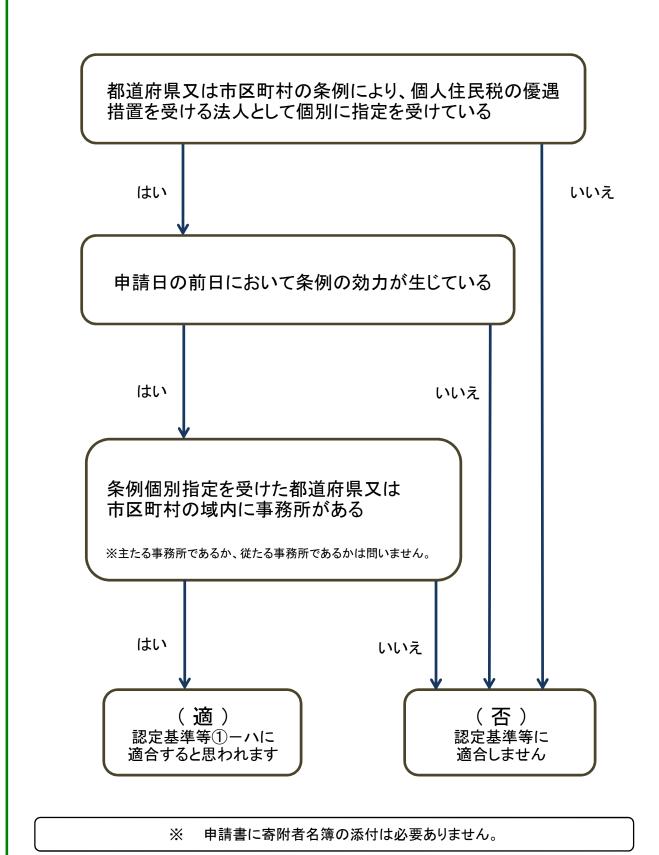
- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの 者は寄附者数に含めません。
- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

		中律业中	#088	年2000円以上の実界名数(D)			
		実績判定	州旧	年3,000円以上の寄附者数(B)			
1	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
2	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
3	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
4	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
⑤	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
				合 計	月		人

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について―【条例個別指定法人】



認定基準等② ― 活動の対象について ―

*実績判定期間における*事業活動

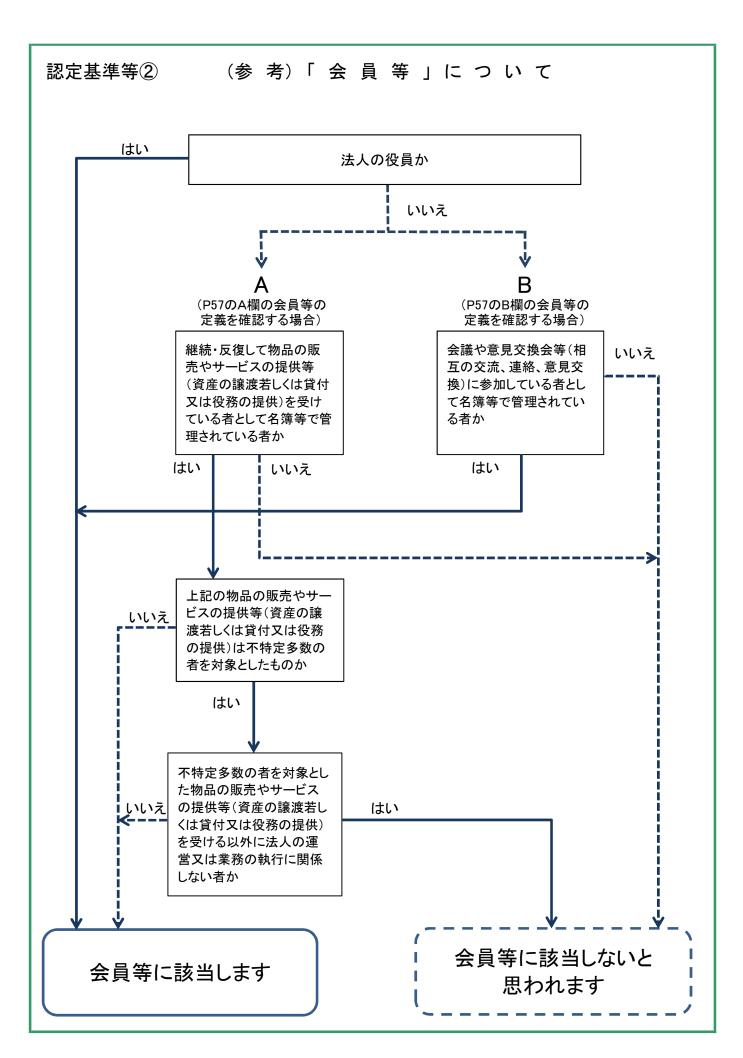
- A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- C. 特定のグループにの み便益が及ぶ活動
- E. 特定の者の意に反し た行為を求める活動

- B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- D. 特定の人物や著作物 に関する普及啓発や広 告宣伝などの活動
- F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

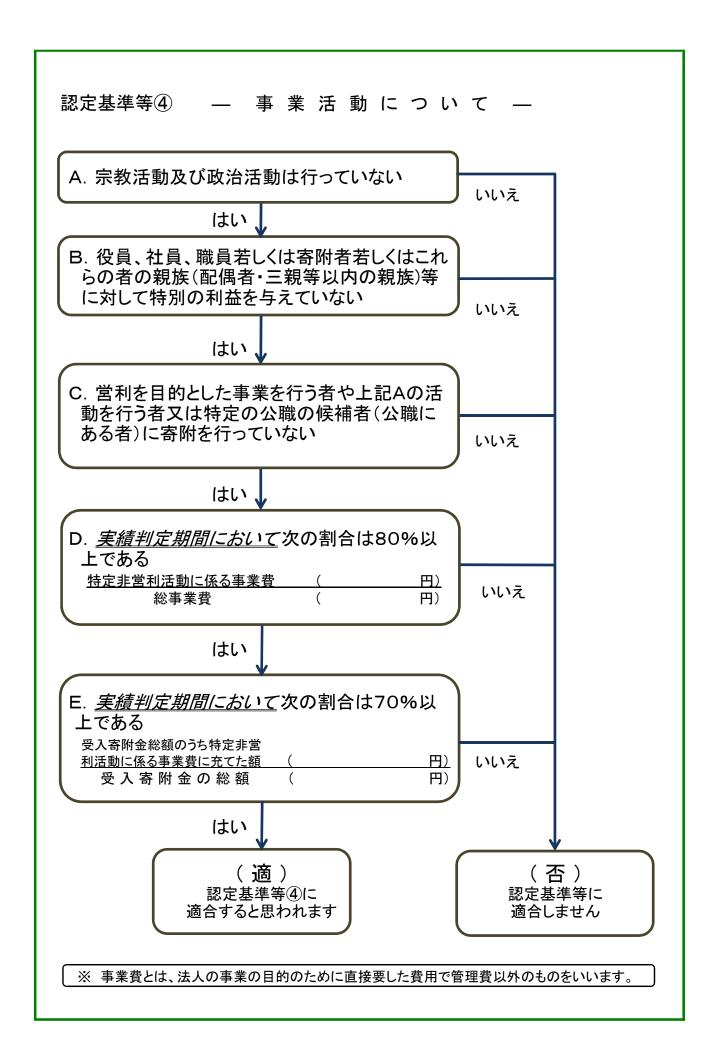


AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

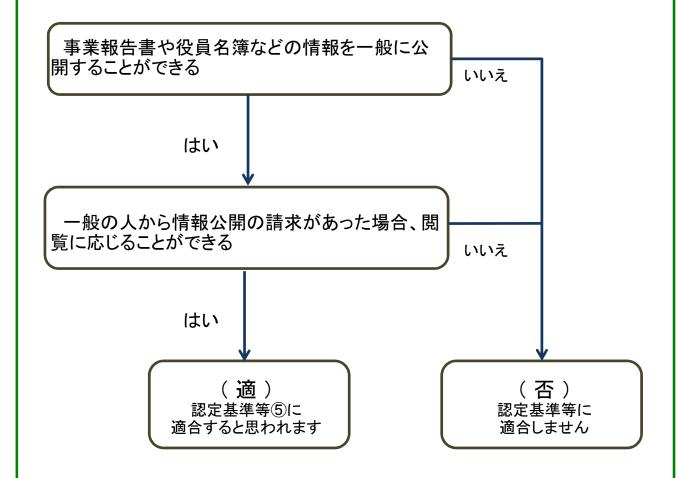
※ 「会員等」の定義については、P58を参照願います。



認定基準等③ ― 運営組織及び経理について ― 役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配 偶者・三親等以内の親族)等で構成されるグル-いいえ プの人数の占める割合が1/3以下である はい 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人 並びにこれらの者の親族(配偶者・三親等以内の 親族)等で構成されるグループの人数の占める割 いいえ 合が1/3以下である はい 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けてい る又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記 いいえ 録し保存している はい 各社員の表決権が平等である いいえ はい 支出した金銭について使途が不明なものはな く、また、帳簿に虚偽の記載はしていない いいえ はい (適) (否) 認定基準等③に 認定基準等に 適合すると思われます 適合しません



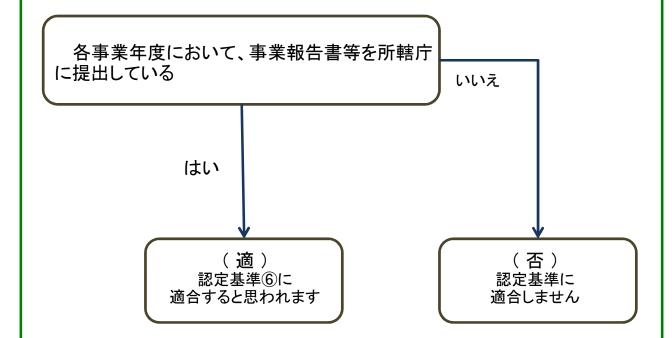
認定基準等⑤ — 情報公開について —



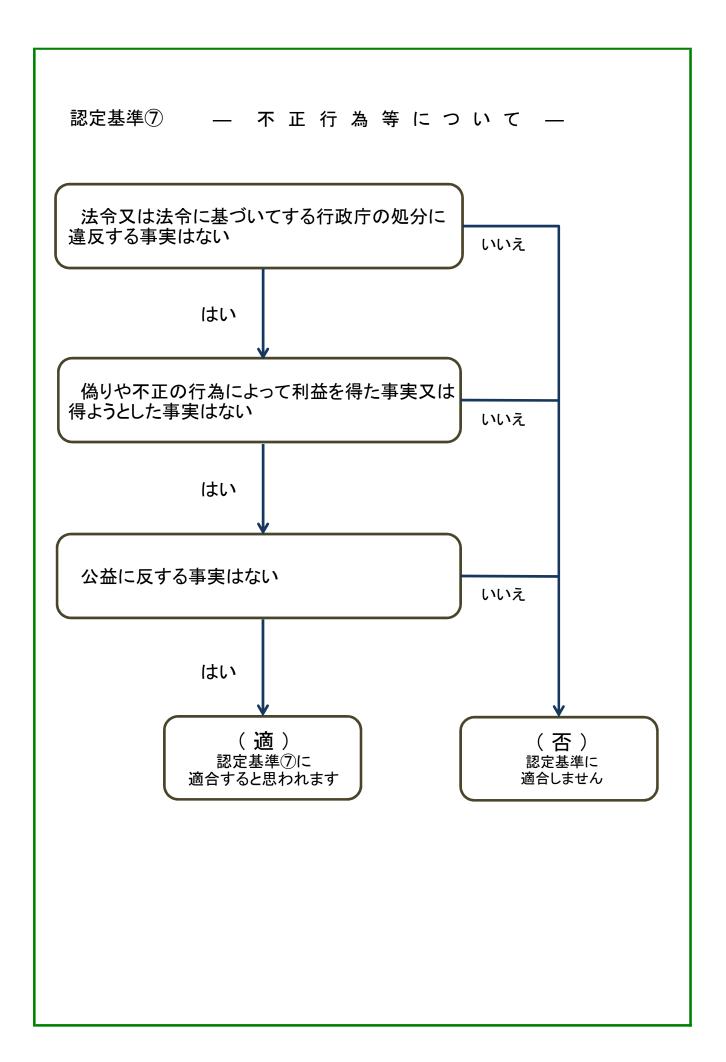
※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等 を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ ― 所轄庁への書類提出について ―

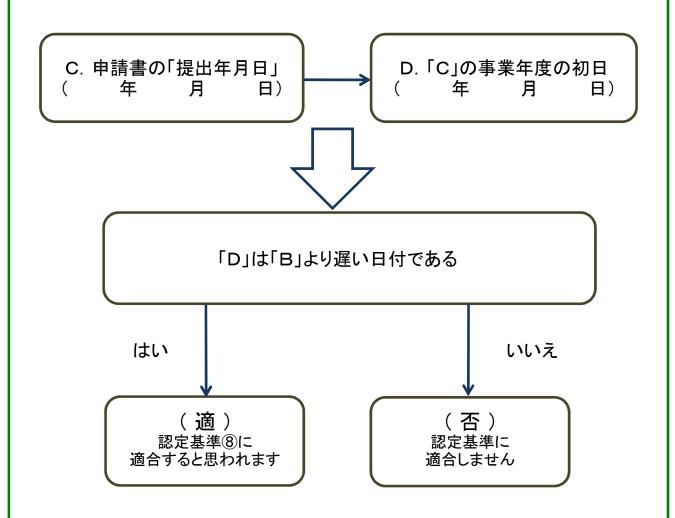


- ※ 事業報告書等
 - 事業報告書
 - 活動計算書
 - 貸借対照表
 - 財産目録
 - 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び 住所又は居所を記載した書面



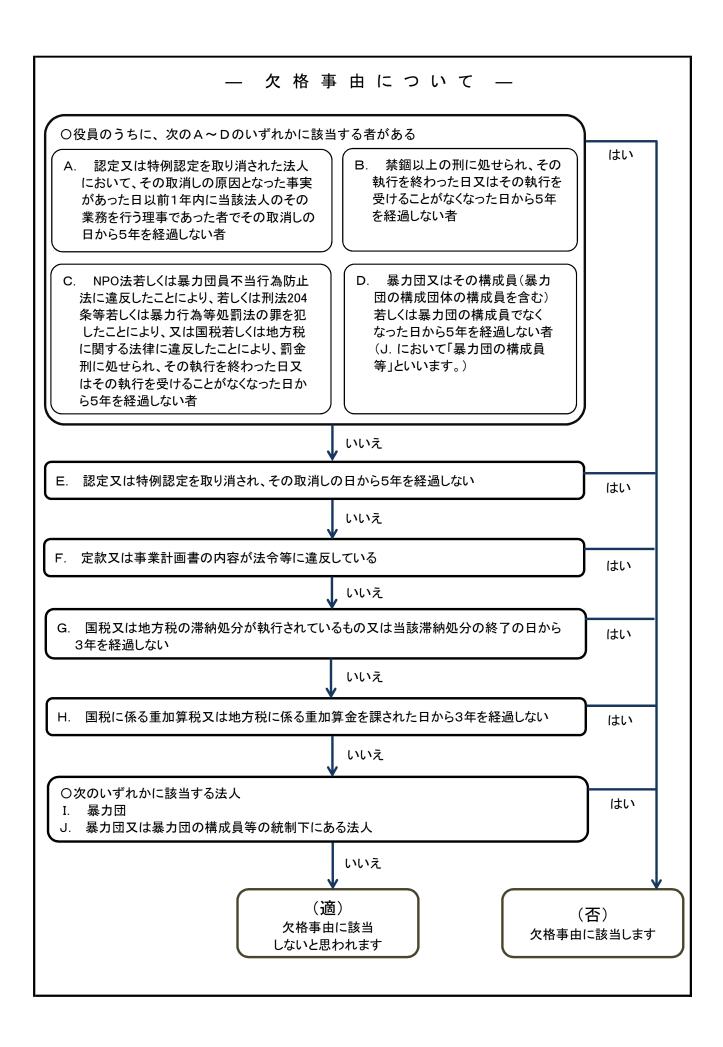
認定基準8 ― 設立後の経過期間について ―

A. 登記上の「設立年月日」 (年 月 日) (年 月 日)



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。



解説編

認定手続等の概要

NPO法人

(特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人を しいいます(法22、101、条例21一、規則21一)。

事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - ➤ 認定を受けるための基準についてはP79~97 をご確認ください。

申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁である山形県(県総合支庁又は消費生活・地域安全課) に認定(特例認定)申請書を提出してください。
 - ➤ 申請手続についてはP69~78 をご確認ください。
 - ➤ 申請様式については「様式例」<u>P105~150</u>をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります(法73)。
 - ➤ 確認させていただく資料 (例) についてはP98 をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます(法23、441、条例21四、規則21四)。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます(法2④、58①、条例2①六、規則2①六)。

役員報酬規程等の提出

(P201~202参照)

② 認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(法55①②、62、条例5,規則3の2④、⑤)。

情報公開

(P204~206参照)

② 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません(法52④、54④、62)。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。

異動の届出等

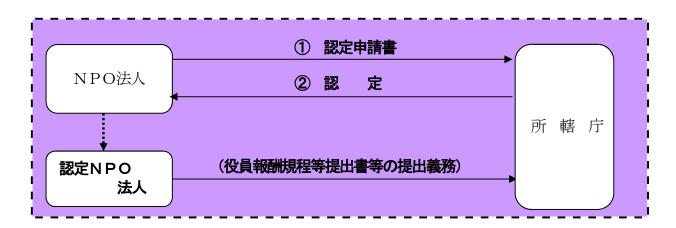
(P202~203参照)

○ 認定 NPO 法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等(添付書類を含みます。)を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、52①~③、53①④、62、法規30、31②、条例2②八、規則2②八等)。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

- イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、<u></u> 次の①~③の書類を添付した申請書を所轄 <u>庁である山形県に提出し、認定を受けることとなります</u>(法 44②、条例 2 ①四、規則 2 ①四)。
 - (注) 申請書及び添付書類については、様式例105~150頁をご覧ください。
 - ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と 住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの)
 - (注) 実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法443)。詳しくは、73~75頁「参考1(実績判定期間)」を参照してください。
 - ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注) 認定の各基準については79~95 頁を、欠格事由については96~97 頁をご覧ください。
 - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、<u>設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります</u>(法45①八)。
- ハ <u>認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります</u>(法51①)。 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法 人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(次頁の「(3)認定の有効期間の更新を受けようと する場合」を参照してください。)(法51②)。



(2) 特例認定を受けようとする場合

- イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁である山形県に提出し、特例認定を受けることとなります(法 44②、58②、条例 2①六、規則 2①六)。
 - (注) 申請書及び添付書類については、様式例105~150頁をご覧ください。
 - ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - (注1) 特例認定の各基準及び欠格事由については「3認定NPO法人としての認定を受けるための基準(PST基準を除きます。)」(89~97頁)をご覧ください。
 - (注2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した 事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日まで

の期間となります(法443)、582)。詳しくは、74~75 頁を参照してください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります(法 45①八、59 一 ~三)。
 - ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、<u>設立の日以後1年を超える期間</u>が経過していること
 - ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
 - ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと
- ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。 特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効

期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います(法61①四)。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

- イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、<u>有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」といいます。)に、次の①~②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁である山形県に提出し、有効期間の更新を受けることとなります</u>(法 51②③⑤、条例2①五、規則2①五)。
 - ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注) 更新に係る認定の基準については79~95 頁を、欠格事由については96~97 頁をご覧ください。
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (注1) 申請書及び添付書類については、様式111~149 頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります(法51⑤、54②一)。
 - (注2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法443)、51⑤)。
 - (注3) 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、 その添付を省略することができます(法51⑤ただし書)。
- ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁である山形県(2以上の都道府県の 区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出し なければなりません(法5423、55、62、条例5、規則3の24、5)。提出する書類等の詳細は、201頁~202頁「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

- ロ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の通知を受けた認定 NPO 法人等(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法494)、62、法規27②)。
 - ① 法規第27条第2項に規定する様式第1号
 - ② 直近の事業報告書等(A事業報告書、B活動計算書、C貸借対照表、D財産目録、E年間役員名簿 (直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの 者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。)、P前事業年度末日における社員 のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載 した書面)
 - ③ 役員名簿
 - ④ 定款等(A定款、B認証に関する書類の写し、C登記事項証明書の写し)
 - ⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し
 - ⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し
- ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、51⑤、法規28)
 - ① 法規第28条に規定する様式第2号
 - ② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し
 - ③ 認定の更新に関する書類の写し

≪参 考≫

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております(法50①②、62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法78二~五)。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります(法49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。)に通知することとされております(法493)、62、法規27①)。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NP0法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております(法 492、516、62)。 (公示事項)

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①~④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法 532)、62)。

- ⑥ 上記(公示事項)①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記(公示事項) ③、⑤に掲げる事項に係る定款変更(所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。)の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記(公示事項)⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います(法57①、61)。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき (法514)の場合にあっては、更新拒否処分されたとき)
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定 を経ずにその効力を生じたとき(法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)
- ハ 認定NPO法人等が解散したとき
- ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な 方法により、その旨を公示することとされております(法57②)

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております(法57③、62)。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています(法 73)。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考1 (実績判定期間)

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます(法443、515、582)。

【具体例1】

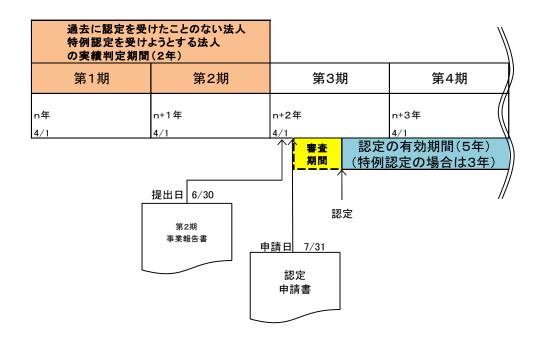
《過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)の申請の場合》

▶事業年度 4月1日~翌年3月31日

▶事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日▶申請書を提出した日 n+2年7月31日

▶実績判定期間 n年4月1日 (第1期) ~n+2年3月31日 (第2期)

過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日(第1期)からn+2年3月31日(第2期)までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日対回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日

➤ 認定の有効期間 : n+3年8月1日~n+8年7月31日➤ 更新申請期間 : n+8年1月31日~n+8年4月30日

▶ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA: 更新申請期間中のn+8年1月31日~n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+2年4月1日(第3期)~n+7年3月31日(第7期)

更新申請期間中のn+8年1月31日~n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日(第3期)~n+7年3月31日(第7期)となります。

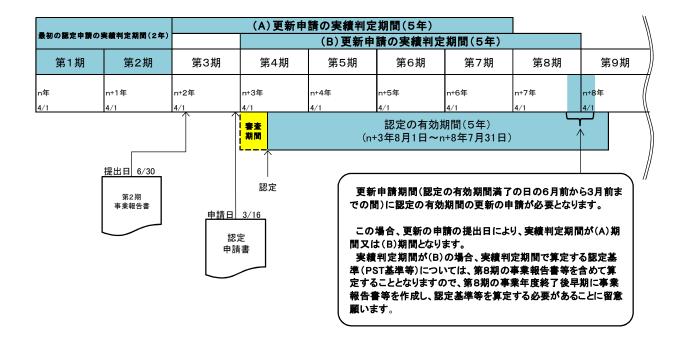
この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST基準等) については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB: 更新申請期間中のn+8年4月1日~n+8年4月30日 に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+3年4月1日(第4期)~n+8年3月31日(第8期)

更新申請期間中のn+8年4月1日 $\sim n+8$ 年4月30日 に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日(第4期) $\sim n+8$ 年3月31日(第8期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST基準等) については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

▶ 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日▶ 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日

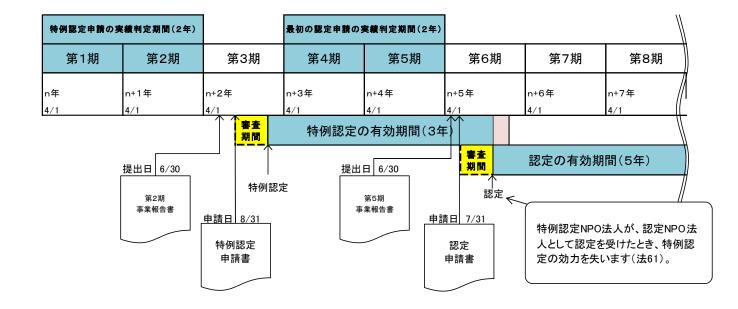
► 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)~n+2年3月31日(第2期)

► 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日~n+5年11月15日

➤ 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日

➤ 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)~n+5年3月31日(第5期)

➤ 認定の有効期間 : n+5年11月16日~n+10年11月15日



参 考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申	申請書・添付書類				
認	認定特定非営利活動法人の認定申請書(様式第4号の2)				
1	1 寄附者名簿 ^(注)				
2	認定	基準 等	に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。				
			イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
	_		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)		
	号基準		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)		
	準 		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		
			口一絶対値基準		
			認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)		
			八 条例個別指定基準		
			認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
	二号基準	いずれかの書類を提出することとなります。			
			認定基準等チェック表 (第2表)		
	準		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
	=	認	定基準等チェック表(第3表)		
	三号基準	役員の状況(第3表付表1)			
	準	帳簿組織の状況(第3表付表2)			
	四	認定基準等チェック表(第4表)			
	四号基準	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)			
	準	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)			
	基五 選売 認定基準等チェック表 (第5表)		定基準等チェック表(第5表)		
	量点 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)				
	欠格事由チェック表				
3	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類				

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

口	2 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧				
申	請言	青 書 · 添 付 書 類			
認	定特定	定非営利活動法人の認定有効期間更新申請書(様式第4号の3)			
1	1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類				
		イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。			
			イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
	_		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)		
	号基準		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)		
	準		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		
			口 絶対値基準		
			認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)		
			ハー条例個別指定基準		
			認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
	_	γv	ずれかの書類を提出することとなります。		
	一号基準		認定基準等チェック表 (第2表)		
			認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
	二号基準	認定基準等チェック表(第3表)			
		役員の状況(第3表付表1)			
		帳簿組織の状況(第3表付表2)			
	四号基準	認定基準等チェック表(第4表)			
		役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)			
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)			
	基五	認定基準等チェック表(第5表)			

HHILL A. 2. HAVE A. A.

欠格事由チェック表

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

認定基準等チェック表(第6、7、8表)

(注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、 改めて記載する必要はありません(法51⑤ただし書)。
- 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要ありません。

ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類

特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書 (様式第4号の4)

1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

_	いずれかの書類を提出することとなります。		
一号基準	認定基準等チェック表(第2表)		
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
-	認定基準等チェック表(第3表)		
二号基準	役員の状況(第3表付表1)		
準	帳簿組織の状況(第3表付表2)		
ш	認定基準等チェック表(第4表)		
四号基準	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)		
牽	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)		
基五	認定基準等チェック表(第5表)		
号基準 六~八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)		
欠格事由チェック表			

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法582、59一)。

(参考)

所轄庁に提出していることが必要な書類

- ① 事業報告書
- ② 計算書類 (活動計算書、貸借対照表)
- ③ 財産目録
- ④ 年間役員名簿(役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を 記載した名簿)
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(注意事項)

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第 29 条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています(法 45①六)。

2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に 資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたものののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については83頁以降をご覧ください。

項目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポー ト・テスト (PST) につ いて	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。
	1 相対値基準
	イ原則
	実績判定期間における 1
	寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 ·
	(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、84 頁を参照 してください。
	ロ 小規模法人の特例
	実績判定期間における
	受入寄附金総額─ホの金額 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	総収入金額一二の金額 5
	(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、への金額については、83 頁 及び86~87 頁を参照してください。
	※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、87~88 頁を参照してください。

	2 絶対値基準	
	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。 (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。	
	3 条例個別指定基準	
	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。	
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動ニ 特定の者の意に反した活動	
	※ (1)3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。	
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。	
	① 役員のうち親関総有する替ぐ構成する ÷ 役員の総数 ≦ 1 3	
	役員のうち特定の法人の役員 ② 又は使用人等で構成する ÷ 役員の総数 ≦ 最も大きなグループの人数 3	
	ロ 各社員の表決権が平等であること。	

を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法 人税法施行規則第53条~第59条に規定する青色申告法人と同等に取引

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。
	イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
	① 宗教活動
	② 吹石店勤
	ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別 の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	いないこと。
	 ハ 実績判定期間における ・ ********
	・
	りたが音型は動に体の事末貝
	- 実績判定期間における受入寄
	附金総額のうち特定非営利活 ÷ 受入寄附金総額 ≧ 70%
	動に係る事業費に充てた額
	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。
(c) THTMADING 21	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載
	の部分を除いたもの)
	ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明す
	る書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載し
	た書類
	② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他
	の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する
	事項その他一定の事項等を記載した書類
	③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提
について	出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他
	不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事
	実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間につ	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日におい
いて	て、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無に	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
ついて	
(10) 設立の日からの経過	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経
期間について	過しない法人であること。

認定 NPO 法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハと二の基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5) μ 0 基準を除きます。)(法 45① 九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67(2))。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例 認定を受けることができません(法47、62)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については96~97 頁をご覧ください。

項目	欠格事由の概要
(1) 役員のうち、次のいずれか に該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、 欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処 分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は 地方税に係る重加算金を課 されてから3年を経過して いない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)~(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45 ①、法令 1 ~ 5)。

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①~③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

	項目	小規模法人の特例		
	-	選択しない	選択する	
国の	相対値基準計算上の分 母・分子に算入しない 場合	《算式1》 原 則 (84~86 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (86~87 頁参照)	
補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用なし) (87~88 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用あり) (88 頁参照)	

≪小規模法人の特例≫

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法45②、法令3)。

【算式】

 実績判定期間の総収入金額
 ×
 12
 < 800 万円</td>

 実績判定期間の月数
 かつ

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額 ≥ 50 人が 3,000 円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

② 絶対値基準 ≪算式5≫

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(89頁参照)。

- (注1) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- (注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- (注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取と っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成 金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

× 12

≥ 100人

実績判定期間の月数

③ 条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。)。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準(原則)

実績判定期間における

 寄附金等収入金額
 1

 経常収入金額
 ≤

【経常収入金額とは?】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは?】

受入寄附金総額 - 口の金額 + ハの金額

(解説)

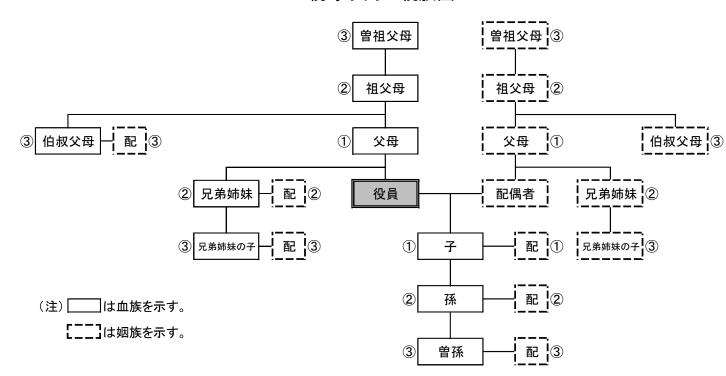
実績判定期間における経常収入金額 (総収入金額 ^{住1)} から イの金額を控除した金額 のうちに寄附金等収入金額 (受入寄附金総額から口の金額を控除した金額 (一定の要件を満たす法人にあっては、それに の金額を加算した金額) の占める割合が5分の1以上であること (法45①一イ、法令1)。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①—イ(1)、法規5)

- ① 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続 人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得 した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)に より受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規4二・16)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している 関係
 - c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

≪三親等以内の親族図≫



口の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①一イ(2)、法規6、7)

① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額

- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の 関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記「特殊の関係」については、「イの金額(注2)をご覧ください。
- (注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります(法規6)。
- (注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満(同一の者からの合計額)の寄附金」の判定については、 実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します(法 45①一イ、法規7)。

ハの金額 (法 45①一イ(3)、法規 4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合(89頁参照)を乗じて計算した金額をいいます。)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額 — ロの金額 を限度とします。)

- (注6) ハの金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規4)。
 - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
 - (ロ) 社員(役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。 「特殊の関係」については、「イの金額(注2)と同様です。)の数が20人以上であること。
- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動 に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合 (89 頁(2)の事業 活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。) を乗じた金額をいいます。

(算式2) 相対値基準(小規模法人の特例) 実績判定期間における 受入寄附金総額 - 木の金額 + への金額 ≥ 1 総収入金額 - 二の金額 5 (注) 小規模法人の要件(83頁参照)に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

(解説)

実績判定期間における、総収入金額から二の金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額(一定の要件を満たす法人にあっては、それにへの金額を加算した金額)の占める割合が5分の1以上であること(法令5②)。

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき 者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注8) ここに掲げるものは、《算式1》のイの金額の①~⑤及び⑧と同一です。

| ホの金額 (法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③)

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金
- (注9) これは《算式1》の口の金額の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。
- (注10) 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の(注4)をご参照ください。

への金額 (法令5②、法規4、25①)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「「2)活動の対象に関する基準」に定める割合(89 頁参照)を乗じて計算した金額)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額 「木の金額」を限度とします。)

- (注11) これは《算式1》の「八の金額と同一です(注6、注7をご覧ください)。
- (注12) への金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規4、25①)。
 - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
 - (ロ) 社員(役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。)の数が20人以上であること。
- (注13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業 費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(89頁(2)の事業活動のうち に会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額となります。

《算 式 3》 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし))

(注) 国の補助金等をPST に算入するか否か選択適用可能

(解說)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(「チの金額」)は、受入寄附金総額から口の金額(85頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(「トの金額」)を算入します。)。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(84頁)を参照してください。

トの金額(法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から口の金額 (85 頁参照) を控除した金額

《算 式 4》 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

(注) 国の補助金等をPST に算入するか否か選択適用可能

(解說)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)。

上記算式のうち、二の金額、「ホの金額及びへの金額については、87頁を参照してください。

トの金額(法令5③)

国の補助金等の全額

|リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令53)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000 円以上(ただし、 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠 × 12 預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

- ≥ 100人

実績判定期間の月数

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
 - 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 - 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者 数に含めません。
 - 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一口、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。
 - 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係る PST 基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。)(法 45① 一八、地方税法 37 の 2① 四、314 の 7① 四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解釋於)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45① 二)。

- (注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。
 - イ 会員又はこれに類する者 (NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。 以下「会員等」といいます。) に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)
 - (注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。
 - ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
 - ② 当該申請に係る NPO 法人の役員
 - (注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象 とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます (法規12)。
 - (注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。
 - ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用で その実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
 - ② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
 - ③ 法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として 都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社 団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているものに限りま す。) に対する助成
 - ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)
 - (注1) 特定の地域とは、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規15)。
 - (注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する

最 も 大 き な グ ル ー プ の 人 数

 $\leq \frac{1}{3}$

かつ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数

役員の総数

役員の総数

 $\leq \frac{1}{3}$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査 を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、 帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(法45①三)。

- イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。
 - ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
 - ② 役員の総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。) の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係 のある者の数の占める割合
 - (注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
 - (注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます (法規17)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式 等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数 又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- (注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その 後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなさ れます (法規19)。
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の 不適正な経理が行われていないこと (法規21)。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に 寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

≥ 80%

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額

≥ 70%

受入寄附金総額

(解說)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

- イ次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
 - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と 特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとし て一定の基準を満たしていること。
 - (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の 配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
 - (注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。
 - a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは 寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
 - b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に 比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間 の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
 - c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を 与えないこと。
 - d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の 候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80% 以上であること。
 - (注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその 事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合 に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法 規24)。
 - (注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し 計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
 - (注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えあ

りません。

- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P138 参照) に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - ④ 内閣府令で定める書類
 - ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解說)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその 事務所において閲覧させること(法 45①五)。

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法442二)
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法44②三)
 - ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法542)二)
 - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(法54②三)
 - (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから 順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者(当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類(法54②四)
 - (注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます(法規32②) 法第四十五条第一項第三号(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号 に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明 する書類。
- ④ 助成の実績を記載した書類(法543)

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(解說)

法第28条第1項に規定する事業報告書等(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)を法第29条の規定により提出していること(法45①六)。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(法45①七)。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える 期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)~(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります(法 59)。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること (法59 二)

(解說)

申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59二)。

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59三)

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと(法47)

- イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある
 - ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその 業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
 - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を 終わった日等から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
- ロ 認定等の取消しの日から5年を経過しない
- ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- 二 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない
- へ 次の①、②のいずれかに該当する法人
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解說)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定(以下「認定等」といいます。) 又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません(法47)。

- イ NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
 - ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等(注2)
 - (注1) 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
 - (注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体 の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。
- ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。
- ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、<u>認定、特例認定及</u>び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税 証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の 添付が必要となります。

- (注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄 税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従た る事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道 府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。
- (注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の 納税証明書の添付は必要ありません。
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- へ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料(例)

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示(又は提出)をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (ハンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等) 2 NPO法人の従業員一覧、給与台帳		確認させていただく書類の事例	(参考) 確認する主な認定基準
1 (ペンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等	1		パブリック・サポート・テストに関する基準
#業活動に関する基準 不正行為等に関する基準 理営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 アブリの人以上)の第出方法がわかる資料 「カリック・サポート・テストに関する基準 「カブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テスト」に関する基準 「ボブリック・サポート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・サポート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・サポート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・サポート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト)に関する基準 「ボブリック・オート・ディスト・ディスト・ディスト・ディスト・ディスト・ディスト・ディスト・ディス		NPO法人の事業活動内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
2 NPO法人の従業員一覧、給与台帳		(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	事業活動に関する基準
2 NPO法人の従業員一覧、給与台帳 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) 4 中詩書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出たなど) 5 寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費」に係る特典等) 6 容別とはり個別に指定を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 (本)の以及しといの第出方法がわかる資料 (別の人以上)の第出方法がわかる資料 (別物寄附の評価額、寄附金・会費)に係る特典等) 7 均100人以上)の第出方法がわかる資料 (別の大りとしている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 (プリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「常ない関に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準			不正行為等に関する基準
不正行為等に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の 「監査証明書」を含みます。) 4 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 のがわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 6 お附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 7 総対値基準(寄附金額の合計額が年3000円以上の者の人数が年平均100人以上)の第出方法がわかる資料 第 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 パブリック・サポート・テストに関する基準 り 助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 のが表別に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 (活動の対象に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準			運営組織及び経理に関する基準
2 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計こついて公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) 4 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 がブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 第本活動に関する基準 「活動の対象に関する基準 第本活動に関する基準	2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	事業活動に関する基準
活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 本正行為等に関する基準 本正行為等に関する基準 本正行為等に関する基準 本正行為等に関する基準 本正行為等に関する基準 本正行為等に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 東業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先 など)			不正行為等に関する基準
3 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) 車請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグルーブの人数割合 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 「活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) 6 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) 6 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 6 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 7 約が値基準(寄附金額の合計額が年3000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 8 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 アブリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「バブリック・サポート・テストに関する基準 「バブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「ボブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準			パブリック・サポート・テストに関する基準
「監査証明書」を含みます。) 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準 不正行為等に関する基準 にプリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 別の人以上)の算出方法がわかる資料 の人以上)の第出方法がわかる資料 の人以上)の第出方法がわかる資料 の人以上の第出方法がわかる資料 の人以上の第出方法がわかる資料 の人以上の第出方法が見かると表している。その募集要項、申請書及び報 告書等 の問題に関する細則(社内規則) 「情報公開に関する基準 、活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 、プブリック・サポート・テストに関する基準 「プリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 」に対している場合、その募集要項、申請書及び報 に書きる組制のでは、表述 「活動の対象に関する基準 」に対している場合、を必募集要項、申請書及び報 に書きる組制に関する基準 「活動の対象に関する基準 」に対している場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二章を記載を対している場合、特定の第二章を記載を対している場合、特定の第二章を表述を対している場合、特定の第二章を通じて活動を行っている場合、特定の第二章を表述を対している場合、特定の第二章を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を		総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録	活動の対象に関する基準
####################################	3		運営組織及び経理に関する基準
# 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) おかりの人以上の第出方法がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) # 総対値基準(寄附金額の合計額が年3,000 円以上の者の人数が年平均100人以上)の第出方法がわかる資料 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 別別な・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告等 との関節に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 ポブリック・サポート・テストに関する基準 ポブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 北京		「監査証明書」を含みます。)	事業活動に関する基準
#請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) お助の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 がブリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 第次列の人以上)の算出方法がわかる資料 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 別が成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 別がは、補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 別の送人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資			不正行為等に関する基準
4 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 「事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) 6 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 7 総対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料 8 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 9 助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 10 閲覧に関する細則(社内規則) NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料 「活動の対象に関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準 「活動の対象に関する基準			パブリック・サポート・テストに関する基準
・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) おから会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) を対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料 の成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 の関覧に関する細則(社内規則) NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料 NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者を通じて活動を行っている場合、特定の第二者との関係がわかる資	,	(例)・事業費と管理費の区分基準	活動の対象に関する基準
事業者動に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 「パブリック・サポート・テストに関する基準 別が、アフリック・サポート・テストに関する基準 のが、アフリック・サポート・テストに関する基準 のが、アフリック・サポート・テストに関する基準 のが、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に関いて、アフリック・サポート・テストに関する基準 に対して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を対して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を対して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を持定して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を対して、アフリック・サポート・テストに関する基準 を対して、アフリック・アフトに関する基準 を対して、アフリック・アフトに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アフリック・アストに関する基準 を対して、アストに関する基準 を対している。を対しを表する。アストに関する基準 を対して、アストに関する。を対して、アストに関する基準 を対している。を対しては、アストに関する基準 を対して、	4		運営組織及び経理に関する基準
5 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 ポブリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 アプリック・サポート・テストに関する基準 カ100人以上)の算出方法がわかる資料 パブリック・サポート・テストに関する基準 リルズシック・サポート・テストに関する基準 カバブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 に書等 パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する まため			事業活動に関する基準
など) 事業活動に関する基準 パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 アブリック・サポート・テストに関する基準 事業活動に関する基準 アブリック・サポート・テストに関する基準 アブリック・サポート・テストに関する基準 リロの 人以上)の算出方法がわかる資料 アブリック・サポート・テストに関する基準 リルズ金・補助金収入を受けていることがわかる資料 アブリック・サポート・テストに関する基準 アブリック・サポート・テストに関する基準 アブリック・サポート・テストに関する基準 に関節に関する細則(社内規則) 情報公開に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 活動の対象に関する基準 まま動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 また また に関する基準 また に対して に関する基準 また に関する基準 また に関する基準 また に関する基準 また に関する基準 また に関する基準 また に関する との関係がわかる とが に関する との関係がわかる とが に関する との関係がわかる とが に関する とが に対する とが に関する とが に関する とが に関する とが に関する とが に対する とが		(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先	活動の対象に関する基準
6 寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	5		運営組織及び経理に関する基準
6 寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準 の			事業活動に関する基準
6 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)			パブリック・サポート・テストに関する基準
#業活動に関する基準 2	6		活動の対象に関する基準
均 100 人以上)の算出方法がわかる資料		(が初からない) (がある) 日本 大人による (からない) (ない) (からない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (事業活動に関する基準
9 助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等 パブリック・サポート・テストに関する基準 10 閲覧に関する細則(社内規則) 情報公開に関する基準 NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資 事業活動に関する基準 事業活動に関する基準	7		パブリック・サポート・テストに関する <u>基準</u>
### 告書等	8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第 三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資 ま業活動に関する基準	9		パブリック・サポート・テストに関する基準
11 三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資事業活動に関する基準	10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
del		NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第	活動の対象に関する基準
料 不正行為等に関する基準	11	三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資	事業活動に関する基準
		料	不正行為等に関する基準

⁽注) <u>これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。</u>また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人(以下「認定NPO法人等」といいます。)にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます(所法78②、措法41の18の(2)00)。



(1) 寄附金控除 (所得控除)

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

≪算 式≫

特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

≪算 式≫

(認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額-2千円)×40% = 税額控除額

(注) 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

- (1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)②その金額及び受領年月日を認定NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令 262①、所規 47 の 2③)。
- (2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類 ⁶ (寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります (措法 $41\,$ の $18\,$ の $2\,$ ③、 措規 $19\,$ の $10\,$ の $4\,$)。
 - (注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます(地方税法第37条の2、第314条の7)。



≪算 式≫

(寄附金 ^(注1) - 2 千円) ×10% ^(注2) = 税額控除額

- (注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。
- (注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。
- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、 住所地の市区町村に申告を行っても構いません(この場合、所得税の控除は受けられません。)。 ※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の 控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定 申告とは別に、市区町村への申告が必要となります(地方税法45の2⑤)。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額 と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37④、措法66の11の2②)。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります(法人法379、措規22の12)。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人 (特例認定 NPO 法人は適用されません。)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法 70①200)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

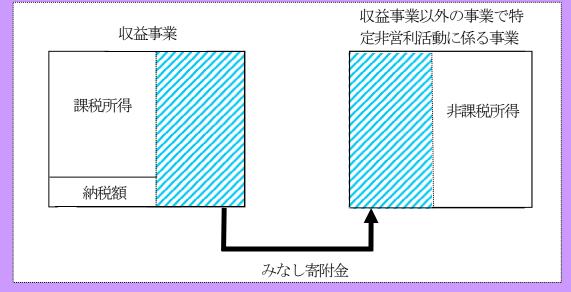
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定 非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額と みなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません(法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、 措法 66 の 11 の 2 ①)。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により 譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した 人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

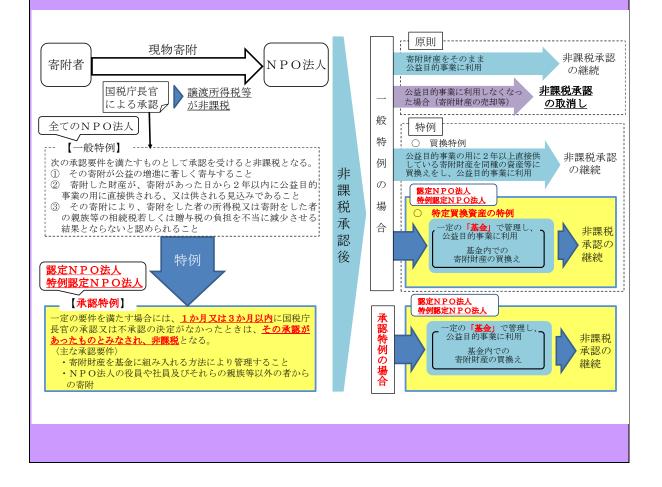
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた 寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けるこ とができます(「買換特例」及び「特定買換資産の特例」)。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認~証明申請等の手引き~」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間 に含まれない日に支出をした寄附金は、6①~③(99~102 頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意く ださい。

(個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄 附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO 法人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

受付印	認定特定非営利流	舌動法人の認定申請書	登記事項証明書どおりに記載されて、事務所の形な地、中
	主たる事務所の	郵便番号×××-××> 山形県山形市松波二丁目〇番(
提出年月日を記載する。	所 在 地	電 話 (0 FAX (0	923) XXXX — XXXX
	フリガナ	トクテイヒエイリカツト゛ウ	オウシ゛ソ ○×▲カイ
○○年○月○百	申請者の名称	特定非営利活動	動法人 ○×▲会
	フ リ ガ ナ 代表者の氏名		タ イチロウ
登記事項証明書の「法 人成立の年月日」を記	設立年月日	平成 20 年 4月 1日	本申請において適用する
載する。	事業年度	4/) 1	パブリックサポートテスト基準
※認証年月日ではないので注意すること。	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ (無) 自 年 月 日 至 年 月 日	該当する基準にチェックする。
山形県知事殿	(過去に認定をした所轄庁) 過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	() 有・無 (年 月 日)	☑ 相対値基準・原則
【 過去の認定等の有 】 無、認定取消等の有 ♪	(過去に特例認定をした所轄庁) 認定取消の有無	有・無	□ 相対値基準・小規模法人 □ 絶対値基準
無について記載する。	(取 消 日) (取消しをした所轄庁)	(年月日)	□ 条例個別指定法人
	特例認定取消の有無 (取 消 日) (取消しをした所轄庁)	有・無 (年 月 日) ((年 月 日)	
特定非営業の根でである。		31項の認定を受けたいので	き申請します。
00000000000	000000000	000000000000000000000000000000000000000	0000000000
00000000000	0000000000	0000000.	
000000000000000000000000000000000000000	0000000000	000000000000000000000000000000000000000	0000000000
00000000000	0000000000	000000000000000000000000000000000000000	0000000000
000000000000000000000000000000000000000	0000000000	000000000000000000000000000000000000000	0000000000
登記事項証明書に記たる事務所を全て記	載する(欄が不足	現に行っている事業の概	既要について記載する。
する場合は、次葉に	記載する。)。		断事項について責任を 責任者を記載する。
上記以外の	事務所の所在地	左記の事務所の	責任者 役 職
郵便番号×××-××××	×		
山形県山形市鉄砲町二丁目○≹	番○号 電 話 (023) XXXX - FAX (023) XXXX -		太郎 理事
郵便番号	電 話 () — FAX () —		

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認 定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定 申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定(有効期間の更新の期間を除きます。)又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定申請書次葉)

申請法	人名
-----	----

	上記以外の事務所の所	在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
郵便番号					
	電 話(FAX()			
郵便番号					
	電 話(FAX()			
郵便番号					
	電 話(FAX()	_		
郵便番号					
	電 話(FAX(_		
郵便番号					
	電 話(FAX(
郵便番号					
	電 話(FAX(
郵便番号					
	電 話(FAX()	<u> </u>		
郵便番号					
	電 話(FAX(

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類		チェック
認定	特定	非営	'利活	動法人の認定申請書(様式第4号の2)		(•
1	寄附	者名	簿 ^{(注}	E)		√
2	認定	基準	等に	適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
		ィ、	Π,	ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。		
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		√
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用	J)	√
	号基			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模	法人用)	
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用	J)	√
			П	絶対値基準		
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	書類	
			/\	条例個別指定基準	書類が全て添付され	
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)	添付	
	_	いす	ドれか	いの書類を提出することとなります。	され	
	二号基準		認定	E基準等チェック表 (第2表)	ている	√
	準		認力	E基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	ー か ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	
	=	認定	E基準	単等チェック表(第3表)	認し、	√
	三号基準	役員	のり	代況(第3表付表1)	チェ	√
	準	帳簿	算組 絹	哉の状況(第3表付表2)	ツクク	√
	щ	認力	E基準	単等チェック表(第4表)	欄 に イ	√
	四号基準	役員	等に	□対する報酬等の状況(第4表付表1)	チェッ	✓
	準	役員	等に	□対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	カー	✓
	基五準号	認知	E基準	準等チェック表(第5表)	する。	√
	号六 基~ 準八	認知	E基準	準等チェック表(第6、7、8表)		√
				ック表		√
		主た た た ニ	こる事 帯納処	■務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から ■分に係る納税証明書	交付を受け	\
3	寄附	金を	充当	する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		√

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法 44②ただし書)。

特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請

登記事項証明書どおりに記 載する(事務所の所在地、申請者の名称、代表者氏名)。

受付印	特例認定特定非営利法	活動法人の特例認定申請 製りる (事務所の所任地 請者の名称、代表者氏名
提出年月日を記載	主たる事務所の 所 在 地	郵便番号×××−×××× 山形県山形市松波二丁目○番○号 電 話 (023) XXXX — XXXX FAX (023) XXXX — XXYY
する。	フリガナ	トクテイヒエイリカツト゛ウホウシ゛ン ○×▲カイ
〇〇年〇月〇日	申請者の名称	特定非営利活動法人 ○×▲会
登記事項証明書の「法	フリガナ	ヤマカ゛タ イチロウ
人成立の年月日」を記載する。		山形 一郎
※認証年月日ではな	設 立 年 月 日	平成22年4月 1日
いので注意すること。	事業年度	4月1日~3月31日
山形県知事殿	過去の認定の有無	有・無
過去の認定等の有	(過去に認定をした所轄庁)	(
無について記載す	過去の特例認定の有無	有・(無)
<u>る。</u>	(過去に特例認定をした所轄庁)	
		L 項の特例認定を受けたいので申請します。
(現に行っている事業の		
		000000000000000000000000000000000000000
000000000000000000000000000000000000000		
		000000000000000000000000000000000000000
		000000000000000000000000000000000000000
		000000000000000000000000000000000000000
00000000000		現に行っている事業の概要について記載する。
登記事項証明書に記		元に打りている事本の風安について出戦する。
たる事務所を全て記する場合は、次葉に		事務所における判断事項について責任を もって判断できる責任者を記載する。
上記以外	の事場所の所在地	左記の事務所の責任者・・・・役職
郵便番号×××一×××山形県山形市鉄砲町二丁目(
郵便番号		
郵便番号	電 話 () — FAX () —	
	電 話 () — FAX () —	-

(注意事項)

申請法人名

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特 例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(特例認定申請書次葉)

<u></u>	:記以外の事務所の所	在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
郵便番号					,
	電 話(FAX()	_		
郵便番号					
	電 話(FAX()			
郵便番号					
	電 話(FAX()	_		
郵便番号					
	電 話(FAX()	_		
郵便番号					
	電 話(FAX()	_ _		
郵便番号					
	電 話(FAX()	<u> </u>		
郵便番号					
	電 話(FAX()			
郵便番号					
	電 話(FAX()	_ _		

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申	請	書	•	添	付	書	類			チェック
特例	削認定	特定	非営	利活動法人の	特例記	忍定申	請書	(様ェ	忧第 4	号の4	1)			/
1	寄附	者名	簿(注	Ξ)				_		_				
2	認定	.基準	等に	適合する旨及	び欠村	各事由	に該	当しな	い旨	を説明	月する書類			
	_	イ、	Π,	ハのいずれか	1つ	の基準	ҍを選	訳し [·]	てくた	きさい	(注)			
	号基		1	相対値基準・	原則	又に	ま 相	対値	基準・	小規				
	準			認定基準等力	チェッ	ク表	(第 1	表	相対値	直基準	・原則用)			
				認定基準等	チェッ	ク表	(第 1	表	相対値	直基準	・小規模法 人 用)			
				受け入れた習	寄附金	の明紀	細表	(第1	表付記	長1	相対値基準・原則用)		
				受け入れた	寄附金	の明	細表	(第 1	表付	表 1	相対値基準・小規模	 莫法人用)	
				社員から受け	ナ ナ 入れ	た会	費の明	細表	(第 [·]	1 表付	表 2 相対値基準用)		
				絶対値基準										
				認定基準等于	チェッ	ク表	(第 1	表	絶対値	直基準	用)	書類		
			ツ	条例個別指定	基準							か全て		
				認定基準等分	チェッ	ク表	(第 1	表	条例	固別指	定法人用)	書類が全て添付され	\langle	
	_	いす	げれか	の書類を提出	ける	ことと	:なり	ます。)			されて		
	一号基準		認定	基準等チェッ	ク表	(第2	2表)					ている		✓
	準		認力	 - 基準等チェッ	· /ク表	(第2	2 表	条例	 個別打	 f定法	人用)	か 確		
	=	認定	E基準	等チェック表	(第	3表)						認し、		✓
	三号基準	役員	員の状	況(第3表付	表 1)						チェ		✓
	準	帳簿	算組 絹	もの状況(第3	表付	表 2)						ック		✓
	д	認定	定基準	等チェック表	(第	4表)						欄にチー		✓
	四号基準	役員	等に	対する報酬等	●の状	況(第	34表	付表	1)			ノエッ		✓
	準	役員	等に	対する資産の	譲渡	等の状	忧况等	(第	4 表付	表 2)	クする。		✓
	基五準号	認定	定基準	等チェック表	(第	5表)						් ්		✓
	号六 基 準 八	認定	定基 準	等チェック表	(第	6、7	'、8	表)						✓
	欠格			ック表										✓
		主たた	こる事 帯納奴	系務所が所在す 1分に係る納税	る所 証明	轄税務 書	署長	·、都i	直府県	:知事	及び市区町村長から3	を付を受	け	\
3	寄附	金を	充当	する予定の具	体的	な事業	の内	容を訂	己載し	た書類	頁			✓

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法58②、59一)。

郵便番号

受付 印 瑟	定特定非営利活動	法人の認定有効期間更新	f 申請書
提出年月日を記載	主たる事務所の	郵便番号×××-××× 山形県山形市松波二丁目〇番〇 電 話(0 FAX(0)号 23) XXXX — XXXX 23) XXXX — XXYY
する。	フリガナ	トクテイヒエイリカツト゛	ウホウシ゛ソ ○×▲カイ
〇〇年〇月〇日	申請者の名称	 特定非営利活	動法人 ○×▲会
	フリガナ	ヤマカ゛	ेष्ठ तम्पर्
認定の有効期間等	代表者の氏名	山飛	∮ 一郎
を記載する。	認定の有効期間	自 平成 25 年 1 月 31 日 至 平成 30 年 1 月 31 日	本申請において適用
	認定の有効期間の 満了日の6月前の日	平成 29 年 7 月 31 日	☑ 相対値基準・原則 □ 相対値基準・小規模法人
	認定の有効期間の 満了日の3月前の日	平成 29 年 10 月 31 日	□ 絶対値基準
	事 業 年 度	4月1日 ~ 3月31日	□ 条例個別指定法人
(現に行っている事業の)概要))認定の有効期間の更新を受	該当する基準にチェクする
000000000000000000000000000000000000000		000000000000000000000000000000000000000	3000C
			000000000000
			0000000000000000
			0000000000000000
000000000000000000000000000000000000000			~
登記事項証明書に記 たる事務所を全て記 する場合は、次葉に	載する(欄が不足		判断事項について責任を る責任者を記載する。
上記以外	の事が所の所在地		の責任者のかる 役職
郵便番号×××-××			
山形県山形市鉄砲町二丁目(○番○号	村山	太郎 理事

電 話 (023) XXXX — XXXX FAX (023) XXXX — XXYY

電 話 (FAX (

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定有効期間更新申請書次葉)

申請法人名	

	上記以外の事務所の所	在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
郵便番号					
	電 話(FAX(
郵便番号					
	電 話(FAX(<u> </u>		
郵便番号					
	電 話(FAX()	_ _		
郵便番号					
	電 話(FAX()	_ _		
郵便番号					
	電 話(FAX(
郵便番号					
	電 話 (FAX (<u>-</u> -		
郵便番号					
	電 話(FAX(_		
郵便番号					
	電 話 (FAX (<u>-</u> -		

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申	請	書	•	添	付	書	類					チェック
認定	特定	非営	利活	動法人の認定	有効	期間更	新申	請書	(様式	第4号	号の3)				/	✓
1	寄附	者名	簿 ^{(注}	:) 1												
2	認定	定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類														
		イ、	Π,	ハのいずれか	へのいずれか1つの基準を選択してください。											
			1	相対値基準・	原則	又	よ 相	対値	基準 •	小規	模法人	,				
				認定基準等力	・エッ	ク表	(第 1	1 表	相対値	直基準	・原則]用)				✓
				認定基準等	・エッ	· ク表	(第 1	1 表	相対値	直基準	・小規	模法人	.用)			
				受け入れた智	所金	の明	細表	(第 1	表付ā	長1	相対値	基準・	原則用])		
	号基			受け入れた智	所金	の明	細表	(第 1	表付ā	長 1	相対値	基準•	小規模	法人用	1)	
	準			社員から受け	ナ入わ	た会	費の明	月細表	(第	1 表付	表 2	相対値	基準用])		
				絶対値基準										書		
				認定基準等力	・エッ	ク表	(第1	1 表	絶対値	直基準	用)			書類が		
			/\	条例個別指定	基準									全て		
				認定基準等力	チェッ	ク表	(第 1	表	条例值	固別指	定法人	.用)		全て添付され	\mathcal{L}	
	_	いす	゙゚れか	の書類を提出	する	ことと	こなり	ます	0					されて		
	号基準		認定	基準等チェッ	ク表	(第:	2 表)							ている		√
	準		認定	基準等チェッ	ク表	(第:	2 表	条例	個別指	定法	人用)			カュ		
	Ξ	認定	基準	等チェック表	(第	3表)								確認し		✓ (注) 3
	三号基	役員	の状	:況(第3表付	·表 1)								チ		✓
	準	帳簿	類組織	はの状況(第3	表付	表 2)								エッ		✓
	四	認定	≧基準	等チェック表	(第	4表)								ク 欄		✓
	四号基準	役員	等に	対する報酬等	の状	況(第	64表	付表	1)					にチ		(注) 2√
	準	役員	等に	対する資産の	譲渡	等の∜	犬況等	第(第	4 表付	表 2)			エッカ		✓
	基 五 準 号	認定	≧基準	等チェック表	(第	5表)								クする		✓
	号六 基~ 準八	認定	≧基準	等チェック表	(第	6, 7	7、8	表)						る。		✓ (注):
	欠格	_		ック表 務所が所在す	ス配	硅铅系	双里厂	. ≱ ⊓`	首広旧	和重:	乃 7 ڭ → 「	▼ m 対	巨かた	赤付え:	평(十	✓
		た滞	納処	分に係る納税	証明	書						企 叫 们	区かり:	ズiv を!	Z:I)	✓
3	寄附	金を	充当	する予定の具	体的	ま事業	の内	容を記	記載し	た書類	頁					\

(注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、 改めて記載する必要はありません(法51⑤ただし書)。なお、認定基準等チェック表の添付を省略 する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8 表)」欄の記載は必要ありません。

(記載例)

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	名 特定非営利活動法人 ○×▲会 身	E績判定期間	年	月	日 ~	年 月	日	
	常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割台 1以上であること。	合が実績判定期間	(注意事	項参	実績判定 25,690 27,200 1,100 第1表付表 (P118)か 転記する。 10 400 25,690 7,172 6,500 2,390 10 400 7,172	いて5	f	
	額のは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額	を記載する。			 			,
収入金	額には、「前期繰越正味財産額」、「借入金収入」、「各種引当	i金戻入益」は、含め	ないこと。)	実績判	定期	間	
経常	常収入金額(②の金額)			(<u>l</u>)		25, 690, 00	00円	—
総山	反 入 金 額		7	7	4	27, 200, 00	00円	
[国の補助金等の金額(♡欄に金額の記載がある場合は、記	入不可)		3			円	
IV.	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額			(1, 100, 00	00円	
拉	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団いる場合の負担金額	団体が負担すること	とされて	Œ			円	
7/	資産の売却収入で臨時的なものの金額			3			円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当 基準・原則用) ①欄の「()」)	当する金額(付表1	(相対値	((P118	8) から	円	
2	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)		その合計	(4)	#ARL 9 7	10, 00	00円	
-	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付 ⑤欄)	表1(相対値基準・	原則用)	9		400, 00	00円	
1		用) ①欄)		9	J		円	
差引	金額 (⑦-①-①-①-①-①-⑦-⑦-⑦-⑦)			3	, ,	25, 690, 00	00円	ÞŪ
寄「	附金等収入金額(テの金額)		····· [2		7, 172, 68	83 円	_ ←
受入:		第1表付表1 (P から転記する。	118)	(H)		a 500 0	00 III	I [
	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・	・ 直則田) ①欄)		② ②				
控 ⁻	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則)	の者からの寄附金で	ぐその合	3		10, 00		
金	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		原則用)	Ð		400, 00		
	 木眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用	用) ①欄)		\bigcirc		100,00	円	
差引	金額 (一〇一〇一〇一〇) 国の補助金等の金額を寄け金等収入の欄を空欄となる。	金額(分子)に算入(②欄)した	上場合、上記	®		3, 700, 00		
会費は	収入(②欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれかり	りない金額)		Ð		672, 68		
	浦助金等の金額(②欄の金額を限度とする。)	• •	- }	' Ø		2, 800, 00		
合計会				Ŧ				⇒ (2
	記載例の場合、国の補助金等の金額を分子				\supset	1, 112, 68	い 円	ے '
其淮ノ	収入金額/経常収入金額≥20%となり、PS - なる割合 (②÷①)	ST 相対値基準(原則	l) を満た	す。 ③		97	92%	ĺ
<u></u> -C	- can'il (6.0)		L	9		۵۱.	<i>52</i> /0	l

(注意事項

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了 した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
 - したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- 定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。 ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「〇」を記載してください(第2表以下についても同様です。)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合に は、特定非営利活動に係る事業 と全てのその他の事業の経常収 益計と経常外収益計の合計額を 記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額②」欄 に金額の記載がある場合は記入 できません。
「委託の対価としての収入で国等から支 払われるものの金額の」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金 額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価 を国又は地方公共団体が負担することと されている場合の負担金額(王) 欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額 ③」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収 入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち 基準限度超過額に相当する金額の」~「休 眠預金等交付金関係助成金の」及び「受入 寄附金総額の」~「休眠預金等交付金関係 助成金の」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入金」欄	「差引金額②」欄と「第1表付表2(相対値基準用) ④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額②」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額 ②」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	名 特定非営利活動法人 ○×▲会	実績判定	定期間		年 月 日~	年 月 日		
	実績判定期間 (注意事項参照) における下欄 3 の ク欄の金額に占める 少欄の金額の割合 (多欄) が、 5分の 1 以上であること							
小規模	法人の判定							
	実績判定期間の総収入金額 5,000,000円							
1	実績判定期間の月数 24月		\times 1 2	$=$ \bigcirc	2, 5	00,000 円		
	3 CON 10 COMM 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7							
		(は い)	2	`				
		いいえ	小規模	法人	の例計算・・・適用	目不可		
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計	(t v)	小規模活	去人の	特例計算・・・適	用可3 ~		
2	額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。) の数が50人以上である	いいえ	小規模	去人の	特例計算・・・適	用不可		
			l					
3	小規模法人の特例計算を適用する場合							
، ت	総収入金額では、活動計算書の経							
—	総収入金額には、「前期繰越正味財	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	金収入」、		引当金戻入益」は、含 			
総	収入金額			Ī		5,000,000円		
	国の補助金等の額(受欄に金額の記載がある場合)	は、記入不可)		1	国の補助金等 1,000,000円			
控	委託の対価としての収入で国等から支払われるもの			(7)	の金額を総収	500,000円		
除	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地 こととされている場合の負担金額	立方公共団体が	負担する	E	入金額から控 / 除した場合、下	円		
金額	資産の売却収入で臨時的ものの金額			A	記む欄は空欄	円		
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額	 類に相当するst			となる。	円		
	1 (相対値基準・小規模法人用) ①欄の「()」)			3	<u> </u>			
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1(相対値基準	・小規模法人	用) ①欄)	(#)		円		
差引	金額 (⑦-①-①-①-①-⑦-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①			9	第1表付表1	3, 500, 000 円		
亚刀				Æ	第1級的数1 (P120)から転	950, 000 III		
	、寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)一者当たり基準限度超過額の合計額			<i>ூ</i>	記する。	850,000円		
控除金額	(付表1 (相対値基準・小規模法人用) ①欄)			3	*	<u>円</u>		
額	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1(相対値基準	善・小規模法人	用)①欄)	#		円		
差引	金額 (⑦-②-⑤)			0	•	850,000 円		
会費	貴収入(②欄と付表2(相対値基準)④欄のうちいず	れか少ない金)	3		円		
国の	○補助金等の金額(②欄の金額を限度とする)			&		円		
合計	+金額 (②+②+②)		9		850,000 円			
基治	集となる割合 (②÷②) ········			(3)		24. 28 %		
4			ļ	ullet		21.2070		

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください (第2表以下についても同様です。)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一 月未満の端数がある場合は一 月に切り上げます。
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、 特定非営利活動に係る事業と 全てのその他の事業の経常収 益計と経常外収益計の合計額 を記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法 別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が 加盟している国際機関(以下「国等」といいます。) からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交 付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の 金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額也」欄 に金額の記載がある場合は記 入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計	
払われるものの金額⑦」欄 「法律等の規定に基づく事業で、その対価 を国又は地方公共団体が負担することと されている場合の負担金額②」欄	金額を記載します。 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき 行われる事業でその対価の全部又は一部につき、そ の対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体 が負担することとされている場合のその負担部分の 合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額 ③」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却 収入額を記載します。	貸借対照表等において固定 資産として経理している資産 であっても、実質的に販売用の 資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち 基準限度超過額に相当する金額の」、「休眠 預金等交付金関係助成金印」、「受入寄附金 総額の」、「一者当たり基準限度超過額の合 計印」、「休眠預金等交付金関係助成金の」 の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の 各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入②」欄	「差引金額②」欄と「第1表付表2(相対値基準用)④」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額也」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額 ②」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入 するか否かは、法人の選択となります。

合計した額を①に記載する。

遺贈により受け入れた寄附金等の額は、括弧内に内書きで記載すること。

)

法人名	特定非営利活動	カ法人○×▲会	<u> </u>	実績判定期間		年 月 日~	年 月	日
1 基準限 原	度額の計算 、 寄		いもの 計額を	のに限る。期末まで	で未収の	の受取寄附金及び助 のもの、国の補助金 なる。 	金等は	500, 000 P
休 眠 預	金 等 交	付 金 関	係	助 成 金	B	©=D以外のす らの寄附金に係	l l	F
	(受入寄附金総額 を控除した金額の	-			©	基準限度額		350, 000 F
基準限度額	(受入寄附金総額 を控除した金額の	動から休眠預金	等交付	寸金関係助成金	D	□=特定公益法人・認定法人からの寄に係る基準限	NPO 3, 2	250, 000 F
					の住	所が明らかでな	い寄附金	
	附者の氏名(法)住 所 が 明				(E)		4	100, 000 F
3 寄附者(D 丘夕 (注 1 . F	田休に ちってし	+ z	- の 夕称)	- Mt	武が明たかた実	W+ 今	
3 分別有(の氏名(法人・)	当体にあつて	よ、て	<u> </u>		<u>所が明らかな寄</u> ②	까 並 ③	
役員	員の氏名	役職		寄附金額	法人、 動法/	と②(特定公益増進 認定特定非営利活 人については②)欄 げれか少ない金額	①のうち基準 額(①-②)	國度超過
Д .	彡 一郎	理事長	() 200, 000 円	() 200, 000 円	() F
村山	山 太郎	理事	() 250, 000 円	() 250, 000 円	() F
最 ₋	上 次郎	理事	() 200, 000 円	() 200, 000 円	() F
) 万円以上のものを る場合には、役員		別に記載する。	算して記載する) <u>F</u> F
	役員 (その親族等 20 万円以上の寄附			 役員等の寄M (①欄と©3 れか少ない金	スは®	欄のいず 円	役員等の名 額に係る③ 限度超過額 ②)) の合言	等附金 (基準 (①-
(II. htt.) > co		7	<u> </u>	円		H		F
役員等からの のものの合計	寄附金の額が 20 7 ・額	7月以上 ÎP	-(650,000円	(650,000円		0 F
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子附 特定非営利活動	((` i)	4	円)及び⑪欄について の合計を記載する		序附者ごとに①、②)及び③を計算	し、それ
以上のものの計額		· H		5,440,000円	() 3,050,000 円	2, 390, 000) 円
同一の者か	らの寄附金の額が	1千円 。					1 金額が1千円ラ	た満もの;

未満のものの合計額

休眠預金等交付金関係助成金

計 (F+G+H+I+J)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続 人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与 者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

10,000円

(I)

(

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(相対値基準・原則用) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ③欄の金額は、Î欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(A=E+®)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助 成金B及び①」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を 記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額②」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が 20 万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額®」欄に記載します。 また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が 20 万円以上のものに限ります。)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (次葉)」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に 掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係 ② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定 特定非営利活動法人⑥」欄	特定公益増進法人(法人令 77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	©欄の①~③の各欄には、寄附 者毎に①−②=③を計算し、それ ぞれの合計を記載することとなり ます。
「⑥欄以外の者⑪」欄	上記⑥欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	田欄の①~③の各欄には、寄附 者毎に①-②=③を計算し、それ ぞれの合計を記載することとなり ます。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額①」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合 計額を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年	月	日 ~	年	月	日
-----	--	--------	---	---	-----	---	---	---

1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	A	円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	B	円
	基限度 夏の総												©	円
	単限度 頁の総												(D)	円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の)氏名	役	戠		① 寄附金額		法人、認 動法人に	②) (特定公益増進 まで特定非営利活 あっては®) 欄 か少ない金額		③ うち基準限度超過 D-②)
				() 円) 円) 円	((() 円) 円) 円	() 円) 円)
	ついては、 [則用)」(P1						細表	第1表付	表 1	<u> </u>
				() 円) 円)	(円) 円) 円	(円) 円) 円
				(円) 円	(円) 円	(円) 円
役員からの寄附金 ものの合計額	きの額が 20 万円じ	人上の	Œ	() 円	() 円	() 円
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定公益增進法人 特定非営利活動法		Ē			円		円		円
金の額の合計額			©	() 円	() 円	() 円
休眠預金等交付金	全関係助成金		H			円				
合計	(E+F+G+	(H)		(I)	() 円			①	()

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1(相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額A」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性の	受取寄附金は、実際に入金したと
	ないものに限ります。)の合計を記載します。	きに収益として計上します。
	なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含ま	
	れません。	
	④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(A=①)。 	
「休眠預金等交付金関係助成金	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関	
B及び印」欄	係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額A」欄のうち、役員からの寄附金で、そ	左欄の(注)書き「特殊の関係」と
	の金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。	は、次に掲げる関係をいいます。
	(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当た	① 婚姻の届出をしていないが事実
	っては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三	上婚姻関係と同様の事情にある関
	親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者	係
	があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該	② 使用人である関係及び使用人以
	役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。	外の者で当該役員から受ける金銭
	なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役	その他の財産によって生計を維持
	員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額®」欄に	している関係
	記載します。	③ 上記①又は②に掲げる関係にあ
	また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、	る者の配偶者及び三親等以内の親
	「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利	族でこれらの者と生計を一にして
	用してください。	いる関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定	特定公益增進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人	®欄の①~③の各欄には、寄附者
非営利活動法人①」欄	からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載し	毎に①一②=③を計算し、それぞれ
	ます。	の合計を記載することとなります。
「F欄以外の者⑤」欄	上記P欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの	⑥欄の①~③の各欄には、寄附者
	寄附金の合計額を記載します。	毎に①一②=③を計算し、それぞれ
		の合計を記載することとなります。

法人名	実績判定期間 年	月	日 ~	年	月	日
-----	----------	---	-----	---	---	---

役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 (2) 3 (1) ①欄と©欄のいずれか 役員の氏名 役職 寄附金額 ①のうち基準限度超過 少ない金額 額 (1)-2) 円 円 この明細表は、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(相対値基準・原 則用又は小規模法人用)」(P118、120)の役員等からの寄附金の額が20万円 以上のものの合計額について、欄が不足する場合に使用すること。記載例に ついては、P118を参照すること。 円 円 円 円 円 円 円) 円 円 円)) 円 円 円 円 円 円 円 円 円))) (((合計(又は小計) 円 円 円

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります(第1表付表1(相対値基準・原則用)記載要領「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20 万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません(第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用) 記載要領「役員の氏名欄」参照)。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

法人名 特定非営利活動法人 ○×▲会 実績判定期間 年 月 日~ 年 月 日

この付表は、社員の会費に関する基準で判定が「いいえ」であっても提出すること。 ※社員とは、NPO 法条の社員をいい、議決権、表決権を有する者となり、これらを有 しない賛助会員等は含まれない。

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
2	社員の会費の額が合理的な基準により	定款附則6に社員の会費の額を規定	はいいかえ
1	定められている	個人会員 5,000 円/年 法人会員 30,000 円/年	
П	社員(役員等を除く。)の数が 20 人以 上である	社員名簿に40名(社)登載 イ欄については、定款(又は 会則)の規程から記載する。	はいいえ

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってくだ

さい。

- ○役員等には次の者が該当する。
 - イ 役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者
- ○上記イの特殊の関係にある者とは、次に掲げる関係をいう。
 - ロ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ハ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

ニ ロ又はハに掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載する。 ※会費収入に期末の未収入会費を計上している場合は、 2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算 会費収入から控除する。 社員の会費の額の合計額 1 700,000 円 第2表③欄の割合を記 載する (P128 参照)。 共益的活動の割合 (第2表③欄) 2 3,90% ① から控除する金額 (①×2) (3) 27,317 円 額 (①-③) 4 672,683 円 差 引 金 第1表(相対値基準・原則用) 受欄又は、

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2(相対値基準用) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		「役員等」とは、役員並びに役
		員の配偶者及び三親等以内の親族
		並びに当該役員と特殊の関係のあ
		る者をいいます。
		なお、上記の特殊の関係とは、
		次に掲げる関係をいいます。
		① 婚姻の届出をしていないが事
		実上婚姻関係と同様の事情にあ
		る関係
		② 使用人である関係及び使用人
		以外の者で当該役員から受ける
		金銭その他の財産によって生計
		を維持している関係
		③ 上記①又は②に掲げる関係に
		ある者の配偶者及び三親等以内
		の親族でこれらの者と生計を一
		にしている関係
「基準を満たしている旨を証す	① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に社員の	
る書類の名称とその内容等」欄	会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を	
	満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準によ	
	り定められている旨を記載します。	
	② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記	
	載します。	
「社員の会費の額の合計額①」	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額	活動計算書の会費収入に期末の
欄	を記載します。	未収会費額を計上している場合に
		は、当該欄に未収会費額は算入で
		きませんので、未収計上した会費
		の額は会費収入から控除する必要
		があります。

(記載例)

				認!	定基	<u>達</u> 筆	等チェッ	ク表	(第1	表	絶対	値基準	其用)					
Ž.	法人名		特分	と非営利沿	5動》	去人	○×▲ \$	台	実績当	削定其	期間		年月	F	∃ ~	年	月日	
	実績判定期 合計数が年					_		の総額が	5 3, (00	0円以.	上であ	る寄	州者(<u></u> の数	(※)	チェック	欄
	絶対値基準を選択した場合であっても、初回申請の場合は、寄附者名簿の提出が必要となる。 寄附者名簿には、実績判定期間内の各事業年度における全ての寄附者について記載する。																	
_	【留意事項】																	
2							その名称) が 本人と生計								, ' 0			
3	貴法人の役	殳員及	びそ	:の役員と <i>5</i>	生計を	<u></u> 15	する方が寄	界附者であ	5る場合、	それ	ιらの方	を寄附	者の数	に含め	かない	でくだ	さい。	
	(a) (b) (c) (d) (e)]							
	実績判定 期間内の		自	年	月	日	年	月日	4	手 月	月日	平成 2	7年4月	月1日	7	P成 28 年	4月1日	
	各事業年	度	至	年	月	日	年	月 日	ź	手 月	月日	平成 28	年3月	31日	1	P成 29 年:	3月31日	
	年 3,000 P 寄附者の数 100 人以上	汝(※)	が	はいし	 いい; /	え /	はいい	いいえ	はい	, VII	いえ	はレ	\ \(\lambda \)\	え		はい (v	いえ	
	【チェック	, 爛					以上である カウントで		は、同一	人物》	が同一事	工業年度	に寄除	けした	金額0	o合計で 	行う。	
	,		名(注	法人・団体	にあ・	ってに	は、その名称	「) 及びそ	の住所が	_ 明ら;	 かな寄附	_ 者のみ	を数え	ていま	ミすか。	-		
П	✓ 寄附者✓ 貴法人						者本人と生 一にする方								てい	す むか.		
		· · · · · · · ·					し、チェック					7 HILLI F	134.7	J 71\ ₹		5 7 14 0		
							付金額が年 平均 100 /								0 人=	未満の	事業年	变
	年 3,000	- 円以	上	a		<u> </u>	b	(0	9		@		e			合計	ŀ	
	の 寄 附 ā (※)	者の	数		人		人		人		86	人	1:	20 人	A		206 人	
				(注) 一月	手未清		実績判定説数がある場			り上け	ずます。				В		24 月	
							いて、寄附者 るため、こ <i>0</i>		-						•			
争	 実績判定期間	うの年	3, 00		寄附	者数	(<u>*</u>) A	2	06 人	×	12			1.0.6			0.0.1	

(注意事項)

実績判定期間の月数

・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

В

したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。

24 月

103人 ≥ 100人

- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「〇」を記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- ・ なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、 寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以 上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「②」から「②」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は「欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✔を記入してください。)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「@」から「@」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。 実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一 月未満の端数がある場合は一月
		に切り上げます。

[※] 休眠預金等交付金関係助成金の額を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附 者数となります。

(記載例)

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人	名	特定非常	営利活動	動法人	$\bigcirc \times \blacktriangle$	会			チェック欄		
	都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に 指定を受けていること										
1 条		- 制定した都			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			有する場合に限ります。 の条例の効力が生じている必要があります。			
_								条例を制定した者 例指定を受けた年 こと。※なお、明 例個別指定を行っ	月日を記載する 記在山形県では条		
	条例	を制定し	した都は	道府県ス	スは市区	区町村		山形県〇〇市			
	条	例	指	定	年	月	日	○○年○月○日			
		例を制定	定した	都道府	県			事務所所在地 され	記事項証明書に記載 に主たる事務所又 だたる事務所の住所		
		t市区町村 がある	対の区:	域内に	事 (は	(V) V	いえ	UKB OO	一致していることを まする。		
*								り、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人とし 添付してください。			

【記載要領】

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市 区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日にお
		いて、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要
		があります。
「条例を制定した都道府県又は市 区町村の区域内に事務所がある」	該当する方に○をします。	「いいえ」 の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準 (相対
欄		値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

(記載例)

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	i │特定非営利活動法人 ○×▲会	チェック欄
2 実	績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が 50%未満であること	0
を ロ れ 産	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」とい等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等の得ないで行われるもの等を除く。) 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所らに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等にの譲渡等を除く。) 注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の意	うち対価 その他こ 対する資
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	
	例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業 費の額、従事者の作業時間など合理的な指標を使用する。 実績判定期間	
	すべての事業活動に係る金額等	3
活動計	算書の管理費以外の事業費の合計額(その他の事業がある場合は当該事業費を含む。)を①に記載する(P138 参照)
	①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 2 800,000 P	
	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動 (対価を得ないで行わ ②	٦
	<u> </u>	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が ⑤ 800,000 F 会員等である活動に係る金額等]
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 ©	1
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	1
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を ® 求める活動に係る金額等	
	合 計 (@+⑤+ⓒ+⑥+⑥) ① 800,000円] ⇒2^
		_
	基準となる割合(②÷①))
	「会員等」とは イ 会員(正会員、賛助会員等) ロ 役員 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しく は意見交換に参加するものとして、法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者 であって、法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交 流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいう。	

- イ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品等の実費相当額
- ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当額以下のもの及び付随費用の実費相当額

「認定基準等チェック表」(第2表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の 事業がある場合は、特定非営利活動に係る事 業費計とその他の事業の事業費計の合計金 額)を記載します。算出方法を具体的に示す 資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、 例えば、その実績判定期間に行った事業活動 に係る事業費の額、従事者の作業時間数など 合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ~ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「@〜@」各欄共通事項	「@~®」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「@~@」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得な いで行われるもの等を除 く。)に係る金額等@」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若し
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	くは反復して資産の譲渡等を受ける者と は相互の交流、連絡若しくは意見交換書類 その他に氏名(法人・団体にあって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者として資産の譲渡等を受ける者とは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意度してない。 後に若しくは見して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意度の変流、連絡若しくは意見交換に参いでは、当該法人の護と参加する者 ③なお、①及び②においては、当該法人の選又は業務の執行に関係とない者とするの譲渡等の相手方であって、当該資産の等以外の当該法人の活動に関係しないで行われるもの等は、次の対価を得ないで行われるもの等は、次の対価を得ないで行われるもの等は、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額に、次の対価で最低賃金による費相当額
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定めるる員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定 の者に関する活動に係る 金額等①」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)

法人名		f	ェック 欄
2 実績	判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が 50%未満であること	
員等 を得	員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員ないで行われるもの等を除く。)	等である活動(資産の譲渡等のう	ち対価
	員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者そ 動(地名に其づく地域に民住する者等に対する活動及		
	動(地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及 定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝		
	定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を		±/J
		実績判定期間	
ð	ナベての事業活動に係る金額等	① (指標)	
	〕のうちイ〜ニの活動に係る金額等	②	
	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等) (a)	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が 会員等である活動に係る金額等	(b)	
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	@	
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を 求める活動に係る金額等	(e)	
	合 計 (@+⑤+ⓒ+⑥+e)	①	⇒ ②~
基	基準となる割合 (②÷①)	3	
	例については、「認定基準等チェック表 照すること。	(第2表)」の記載例(P1	.28)

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用)記載要領

in the second se	。企基準等チェック衣」(第2衣 米例個) 「	が11たなべが、1040文は
項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の 事業がある場合は、特定非営利活動に係る事 業費計とその他の事業の事業費計の合計金 額)を記載します。算出方法を具体的に示す 資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例 えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る 事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なも のを使用します。
「①のうち上記イ〜ニの 活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「②~⑥」各欄共通事項	「②~⑥」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「②~⑥」の各欄に記載する金額等については、 重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得な いで行われるもの等を除 く。)に係る金額等@」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定めるる員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として・当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人で団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ② 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運気が行う不特定多かの者を対象とする資産の以外の指動に関係しない者で、資産の譲渡等の相手方であって、当該強力の活動に関係にしない者は除きます。また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ② 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定 の者に関する活動に係る 金額等①」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者 の意に反した作為又は不 作為を求める活動に係る 金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

(記載例)

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ○×▲会	チェック欄
'	組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること 員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ 3 分の 1 以下であること	0
(4)		

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

■から@の各欄に実績判定期間に係る各事業年度を記載する。▼初回申請の場合、実績判定期間に係る事業年度が2事業年度となるので、@及び@欄に記載する。

					I	頁	目	役員数	最も人数が 多い「親族 等」のグルー プの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の 法人の役員又は使用人 である者及びこれらの 者の親族等」のグループ の人数	割 合 (④÷①)		
,	区	分						1)	2	3	4	5		
	(a)	年	月	日~	年	月	日	における役	は員数等を記載する	5.	る各事業年度末及び申請時 数」、「(1)最も人数が多い	%		
	®	年 月 日~ 年 月 日					目	「親族等」のグループの人数」及び「(2)最も人数が多い「特定の法人の 役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数」						
$\left\{ \right.$	©	年	月	日~	年	月	月	11.4	はした役員数等と− 2割合は3分の1₽ 	~	r確認すること。 いるか確認すること。 	%		
	@	27 年	4月	1 日~2	8年3	月3	1 日	10 人	2 人	20.0%	0人	0%		
	e	28 年	4月	1 日~2	9年3	3月3	1 目	9 人	2 人	22. 2%	0人	0%		
	申			請			時	9人	2 人	22. 2%	0人	0%		

② 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ィ

各社員の表決権が平等である	(a)	(b)	©	@	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第 28 条に「各正会員の表決権 は、平等なるものとする。」と規定	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

該当する一方を○で囲むこと。「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」を付した場合には監査証明書を添付すること。

第3表(次葉)

有·無

有·無

有・無

項	目	a	(b)	©	@	e	申請時
会計について公認会 監査を受けている	計士又は監査法人の	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ	はいいいえ	はいいえ	はいいえ
	対引の記録及び帳簿書 法人に準じて行って	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ	はいいえ	はいいえ
② 該当する項目を(つで囲み、監査証明書ぶ	又は第3表付	下段の「は	につを		<u>)</u> は、第3表付	寸表 2 (P136
項	目	<u>a</u>	(b)	©	(d)	e	申請時
費途が明らかでない	支出がある、帳簿に虚		± 4m.		± (#)	± (FE)	± (=

(注意事項)

偽の記載がある等の不適正な経理の有無

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

有・無

有・無

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②」から「②」欄には、実績判定期間 の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、 例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権 (又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のよ うに記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記載する各期間(「@」から「@」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は 監査法人の監査を受けている」の 「はい」に「○」した場合には監 査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存を青色申告 法人に準じて行っている」の「は い」に「○」した場合には、第3 表付表2「帳簿組織の状況」を記 載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記載 する各期間(「@」から「@」)を示したものです。	

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人 ○×▲会	(a)	Ф	©	@	e	申請時
役 員 数	人	人	人	10 人	9人	9人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	2 人	2 人	2 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	人	人				係る各事業年

役員数」は、実績判定期間に係る各事業年度 末及び申請時における役員数を記載すること。※ 初回申請の場合は、実績判定期間に 係る事業年度が2事業年度となるので、@及 び@欄に記載すること。

役員の内訳

					$\overline{}$	びe 横	に記載す	すること	0							
	0	職名		_,,					141766			就任	等(の状	況	
氏 名	住 所		続柄等	(a)	Ф	©	@	e	申請時	就任・退任 年月日						
山形 一郎	山形市松波二丁目8 番1号	理事長					0	0	0	就任 H20.4.1						
村山 太郎	山形市鉄砲町二丁目 19番68号	理事					0	0	0	就任 H20. 4. 1						
最上次郎	新庄市金沢字大道上 2034	理事					0	0	0	就任 H20. 4. 1						
置賜 春子	米沢市金池七丁目 1 番 50 号	理事					0	0	0	就任 H20.4.1						
庄内 一郎	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	理事					0	0	0	就任 H20. 4. 1						
月山 三郎	東田川郡庄内町△△ 字○○	理事					0	0	0	就任 H20. 4. 1						
蔵王 夏子	山形市蔵王温泉川原	理事					0	0	0	就任 H20. 4. 1						
紅花 四郎	西村山郡河北町谷地	理事					0			退任 H22. 6. 30						
最上川五郎	最上郡戸沢村古口	監事					0	0	0	就任 H20.4.1						
鳥海 秋子	山形市松波二丁目8 番1号	監事	理事長 の妻				0	0	0	就任 H20. 4. 1						
以下余白																

- 全役員の親族関係を確認すること。
- 最も人数が多い「親族グループ」・「特定法人等グループ」で判定する。仮に複数の「親族グループ」等が存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はない。
- 「役員の内訳」については、②から®の各事業年度及び申請時までの間に役員として在籍した全ての者について記載する。なお、上記期間において役員の就任、退任の事実がある場合には、総会議事録、年間役員名簿、登記事項証明書等により「就任・退任年月日」を記載すること。
 - ※ 監事も役員に含まれる。
 - ※ 初回申請の場合は、実績判定期間に係る事業年度が2事業年度となるので、<a>⑥及び優欄に記載すること。
- 「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のどのグループに属している役員か分かるように記載すること。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「@」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「〇」を付します。 なお、当該「@」から「@」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「@」)を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の 法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
- 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名

特定非営利活動法人 ○×▲会

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	帳簿	随時	7年	
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年	
入金・出金・振替伝票	複写伝票	随時	7年	
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年	
領収証(控)	複写伝票	随時	7年	
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年	
給与台帳	ルーズリーフ	随時	7年	
	以下余白			

○ この付表は、第3表ハ「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」をした場合に記載する。また、認定の有効期間の更新の申請の場合、当該付表の添付は不要。

※ 青色申告法人の帳簿書類の保存期間は7年間となっている(法人規59)。

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ○×▲会	チェック欄
4 事業	活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
イ宗	教活動又は政治活動等を行っていないこと	

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

(a) (b) (c) (d) (e) 申請時 項 目 宗教の教義を広め、儀式を行い、 有・無 有 · (無) 有 ・ (無) 有 • 無 有 · 無 有 · 無 及び信者を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、 有 • 無 有 · 無 有 · 無 有 ・ (無) 有 ・ (無) 有 • (無) 又はこれに反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公 有 • 無 有 · 無 有 · 無 有・無 有・(無) 有・(無) 職にある者又は政党を推薦し、支 持し、又はこれらに反対する活動

口

	項	目	<u>a</u>	Ф	©	@	e	申請時
とその活動P する報酬の 報酬の支給。	内容及び事業規模が 支給の状況等に照ら として過大と認めら	る給与の支給の状況、当法人 類似する他の法人の役員に対 して、当法人の役員に対する いれる報酬の支給その他役員等 して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有無	有無	有·無
資産のその記 られる資産の	譲渡の時における個 の譲渡その他役員等	会人に対しその対価の額が当該 所額に比して著しく過少と認め 所文は役員等が支配する法人と 引して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有無	有無	有·無
	ン役員の選任その他 ンて特別の利益の供	1当法人の財産の運用及び事業 5与の有無	有・無	有・無	有・無	有無	有 無	有·無
		・ 及びイの活動を行う者又は特 にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有無	有無	有·無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載し

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	20, 500, 000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	20, 500, 000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

(注) 「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載して ください。

使用した指標	単位

• 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

	項	目		実績判定期間
受	入 寄 附 金	企 総 額	1	6, 500, 000 円
	子附金総額のう かに係る事業費		2	6, 500, 000 円
受入寄	附金の充当割合	(②÷①)	3	100%

※ ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目 及び金額を記載して下さい。

勘	定	科	I	金	額	
						円

(注意事項)

「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

- 実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載すること。
- ②欄には、特定非営利活動以外の事業に係る費用を含めないこと。
- 特定非営利活動に係る部分とそれ以外の部分に共通する事業費は、合理的に配賦すること(計算根拠資料を保管しておくこと)。
- ①の金額は第2表①欄 (P128 参照) に記載した金額 (指標に事業費を選択した場合のみ) と一致していることを確認すること。
- ①欄は、第1表付表1「♠」(P118参照)の金額と一致する。
 - ※ なお、第1表付表1 (絶対値基準、条例個別指定、特例認定)の添付がない場合には、活動計算書の収益の 部の受取寄附金及び助成金 (対価性のないものに限る。期末までに未収のものは含めない。また、国の補助金 等も含まれない。)の合計を記載しているか確認すること。
- ②欄は、上記ハ②欄を事業費以外の指標で記載した場合であっても、受入寄附金総額のうち特定非営利活動に 係る事業費に充てた額を記載すること。

「認定基準等チェック表」(第4表)記載要領

	項目	記 載 要 領	注 意 事 項
7)	及び口の各欄共通	該当する一方を「〇」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の 運用及び事業運営の状況等」を 記載し添付してください。 なお、当該「@」から「@」 については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する 各期間(「@」から「@」)を示したものです。
	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合に は、使用した指標及び単位を運欄に記載し、具体的 な算出方法を示す資料を添付してください。	
ハ	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る 事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業 費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分と それ以外に共通する事業費は、 それぞれに合理的に配賦しま す。
	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」 欄の金額を転記します。	
=	「受入寄附金総額のうち 特定非営利活動に係る事 業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動 に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合 ③」欄	割合が 100%を超える場合は、100%と記載します。	

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

法 人 名 特定非営利活動法人 ○×▲会

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注1) にある者 (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支	給	期	間	等	支	給	金	額
													円
													円
													円
													円
													円
													円
													円
													円
													円
													円
													円

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請 書の提出の日までの期間で、職員の総数 (パート、アルバイトも含 めた延べ人数等)及び給与総額を集計した期間を記載すること。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集	計	期	間		-	半灰	27年	-4月	1 月	~ 平.	灰 29	り牛・	3月	31	=									
給	与	を	得	た	職	員	の	総	数		左	記	Ø	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								4	2名													1,	725, 000) 円

(注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法 人 名 特定非営利活動法人 ○×▲会

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等 又は役員等が支配する法人との間で行われた物品の販売など の資産(棚卸資産を含む。)の譲渡について記載する。

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われた金銭などの資産の貸付けについて記載すること。

⑵ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
			_	円	
				円	

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われたサービスの提供などの役務の提供について記載すること。

第4表付表2(次葉)

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
県民 活子	正会員	●事業・講師謝金	H27. 5. 30	50,000円	(源泉所得税を含む。)
庄内 一郎	理事	●事業・講師謝金	H27. 8. 30	50,000円	(源泉所得税を含む。)
貢献 基金郎	正会員	●事業・講師謝金	H27.11. 29~30	100,000円	2日分(源泉所得税を含む。)
以下余白				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

(役員の選任その他法人の 財産の運用及び事業の運 営に関して、特記事項があ る場合にその内容を具体 的に記載すること。

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	金	額	支	出	年	月	日	寄	附	Ø	目	的	等
なし																		
		実績判定期 場合に、全										て	寄附 ⊴	金を	支出	した		

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法。	人名	特定非営利活動法人 ○×▲会	チェック欄
5	次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	
a d	とその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

これをそ	げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き 同意の事務所において閲覧させることに同意する。
(1	事業報告書等(事業報告書、財産目録、 <u>貸供対照書、近期引管書、佐間犯員を</u> ○同意「する」に「○」をする。 ○閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その ② 役員名簿 (社内規則)等を添付すること。
"	《いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
口名	ト設定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	F附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
二前	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
(1) (2) (3) (3)	(の事項を記載した書類) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 の額及び受領年月日 の 役員等に対する報酬又は給与の状況

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規
		則) 等がある場合には、その細
		則(社内規則)等を添付してく
		ださい。
「朩」欄		③、④の「特殊の関係」とは、
		次に掲げる関係をいいます。
		① 婚姻の届出をしていない
		が事実上婚姻関係と同様の
		事情にある関係
		② 使用人である関係及び使
		用人以外の者で当該役員か
		ら受ける金銭その他の財産
		によって生計を維持してい
		る関係
		③ 上記①又は②に掲げる関
		係にある者の配偶者及び三
		親等以内の親族でこれらの
		者と生計を一にしている関
		係

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人 ○×▲会

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及 び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック欄 **〇**

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への 提出の有無

a	Ф	©	@	e
有 · 無	有 • 無	有 · 無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により 何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	<u>a</u>			b			©			@		e	申	請	時
有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	有	•	有	•	

(注) 認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること

チェック欄 **〇**

事業年度 4月 1日 ~ 3月31日 設立年月日 平成20年4月1日

- ① 申請書を提出した日を含む事業年度の初日
 - ② 設立年月日から1年を経過する日

を比較して、①が遅い日になっていることを確認すること。

○ 設立年月日は登記事項証明書の「法人成立の年月日」を記載すること。 ※特定非営利活動法人の認証年月日ではないことに留意する。

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表)記載要領

項目	記	載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を	「〇」で囲みます。	「@」から「@」については、
			認定基準等チェック表(第3
			表)のイに記載する各期間
			(「@」から「@」) を示したも
			のです。

「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。	「 (a) から「(e) については、
			認定基準等チェック表(第3
			表)のイに記載する各期間
			(「@」から「@」) を示したも
			のです。

「認定基準等チェック表」(第8表)記載要領

	項	Ħ	記 載 要 領	注	意	事	項	
名	·欄共通		該当する年月日を記載します。					

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ○×▲会	チェック欄
認定、特例	列認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該	
当する法人	は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	0

1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

- イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者
- ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条 等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に 違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 二 暴力団の構成員等^(注2)
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります(注3))。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団

1

暴力団

暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が	
	特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前	有 ・(無)
	1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務	有・(無)
	を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	
ㅁ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなっ	+ (m)
	た日から5年を経過しない者の有無	有 ・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、	
	若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若	_
	 しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わ	有 ・(無)
	 った日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	暴力団の構成員等の有無	有 ・(無)
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・へいいろ
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
	WARRY TO THE PARTY OF THE PARTY	
	WARRY TO THE PARTY OF THE PARTY	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等か	はい・いいえ
3 4 添付	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付	はい・いいえ
3 4 添付	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不	はい・いいえ
3 4 添付	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不	はい・いいえ
3 4 添付 書類	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ
3 4 添付 書類	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえはい・いいえ

はい・(いいえ

はい・かい

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法 人 名 特定非営利活動法人 ○×▲会

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人 数	寄附金充当
環境美化を目的 として清掃を行 う事業	地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	平成 29 年5月及 び9月	○地域の通く路、△駅周辺	20 人	通学路や駅を 利用する市民 不特定多数	1, 000, 000 円
活動支援を目的 として助言を行う事業	地域の通学路や駅周辺の 清掃を行う活動の実施を 検討している他の団体を 支援するため、電子メール の利用による助言窓口の 開設、運営	平成 29 年4月か ら随時	主たる事務所	3人	助言を希望す る他の団体不 特定多数	500,000円
寄附金をき	充当する予定の事業内	 容等を具	 .体的に 	 記載する	こと。	

(記載例)

寄附者名簿には、実績判定期間内における 全ての寄附者について記載すること。

初回認定申請時のみ提出

寄附者名簿

閲覧対象外書類

寄附者名簿は、実績判定期間の事業年度ごと に作成すること。

法 人 名 特定非営利活動法人 ○×▲会 事業年度 平成27年4月1日~平成28年3月31日

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の月	f 在 地	寄 附	金の額	受領年月日
㈱B空調設備	豊島区西池袋 3-33-22		400,000	27 · 4 · 3	
T製本所㈱	千代田区神田錦町3-3番地		5,000	27 · 4 · 3	
大阪 太郎	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	対値基準	100,000	27 · 4 · 3	
大阪 美咲		母・分母か 値基準の割		50,000	27 · 4 · 3
募金箱		算でも対象		20,000	27 · 4 · 3
石川 満子	厚木市水引 1-10-7	1 千円未済			27 · 5 · 1
京都 次郎	中央区新富 2 - 6 -1	(相対値母・分母か	基準の分	7 50.000	27 · 5 · 10
○○納豆本舗街	台東区蔵前 2-8-12	対値基準の	の寄附者数		27 · 5 · 20
高知 由香	台東区浅草 2-3-4	の計算でも	対象外)	500	27 · 5 · 25
募金箱	_			20,000	27 · 6 · 1
京都 純子	中央区新富2-6-1			100,000	27 · 6 · 2
	- 中略-				
宮城 智子	世田谷区松原 6-13-10-303			2,000	27 · 6 · 30
O重機㈱	大田区雪谷大塚町 4-12		5,000	27 · 7 · 1	
募金箱	_			20,000	27 · 8 · 1
(株)Mメンテナンス	横浜青葉区市ヶ尾町 22-3			5,000	27 · 8 · 2
Y電気㈱	港区西麻布 3-3-5			5,000	27 · 8 · 10
福島 典孝	品川区中延 1-1-5			500	27 · 9 · 1
N電化サービス㈱	世田谷区松原 6-13-10	助成金	 (対価性	5,000	27 · 9 · 20
募金箱	_	のない。	ものに限	20,000	27 · 10 · 1
㈱B空調設備	豊島区西池袋 3-33-22	1	末まで未 り、国の	400,000	27 · 11 · 1
(財)○○○	千代田区九段南1-1-15	補助金	等は除	1,000,000	27 · 12 · 1
東京一郎	千代田区大手町1-3-3	く。)も' 〜 なす。	寄附とみ カ	100,000	27 · 12 · 20
C水道設備㈱	千葉市花見区武石町 4-6-1	370		5,000	28 · 1 · 25
募金箱	_			20,000	28 · 2 · 1
K建築設計制	千葉市若葉区和泉町 746		5,000	28 · 2 · 2	
A電気㈱	千代田区神田錦町 5-3		5,000	28 · 3 · 31	
㈱S	北区王子 3-22-16			5,000	28 · 3 · 31
㈱M商事	町田市中町 1-2-3			5,000	28 · 3 · 31
F商事制	品川区八潮 1-3-1			5,000	28 · 3 · 31
合 計				2, 800, 000	

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法 44②、51⑤、58②)。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に 備え置く必要があります (法 54②)。

第4章 法人の管理・運営について

1 NP0 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の報告

イ 所轄庁への提出

NP0 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等(下表①~⑦の書類)を所轄庁に提出しなければなりません(法 29、条例4、規則 302②)。

なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NPO 法人の設立の認証を取り消すことができます(法 43①)。

また、NPO 法人の解散後、精算結了までは法人格があるため、事業報告書等の提出義務があります。

〇 毎事業年度初めの3ヵ月以内に提出する書類

	提出書類のリスト	部数	参照ページ
1	事業報告書等提出書(様式第 11 号の 4)	1	164、165
	②事業報告書	2	166、167
	③活動計算書	2	168~171
事	④貸借対照表 計算書類	2	172
兼報	業 		176
事業報告書等	⑥年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員 についての報酬の有無を記載した名簿)		189
	⑦前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	2	190

ロ 貸借対照表の公告

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません(法 28 の 2)。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。)
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く 措置として内閣府令で定める方法

(解説)

NPO 法人は、次の①~④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法(法28の2①一)
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法(法28の2①二)
 - (注) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りること となります(法 28 の 2 ②)。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。)(法 28 の 2 ①三)
 - (注1) 内閣府令で定めるものとは、法規第1条の2第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。(法規3の2①)
 - (注2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。(法 28 の 2 ③)
 - (注3) 公告をしなければならない期間(以下「公告期間」といいます。)は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります(法28の2④)。
 - (注4) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、 その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません(法 28 の 2⑤)。
 - a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること (法 28 の 2 ⑤一)
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと (法 28 の 2 ⑤二)
 - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと (法 28 の 2 ⑤三)
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置 として内閣府令で定める方法(法28の2①四、法規3の2②)
 - (注1) 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法が規定されています(法規3の2②)。
 - (注2) 公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります(法規3の2③)。

(2) 役員変更等の届出

NPO 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません(法 23①、条例 2 ②二、規則 2 ②二)。

さらに、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除きます。)には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります(法 23②)。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります(組登令3①)。

- (注)「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①~⑧が該当します。
 - ① 新任 ② 再任 ③ 任期満了 ④ 死亡 ⑤ 辞任 ⑥ 解任
 - ⑦ 住所又は居所の異動 ⑧ 改姓又は改名

《参考》 定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません(組登令2、別表)。また、特定の理事(理事長等)のみが、 法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要はありません。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理 事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

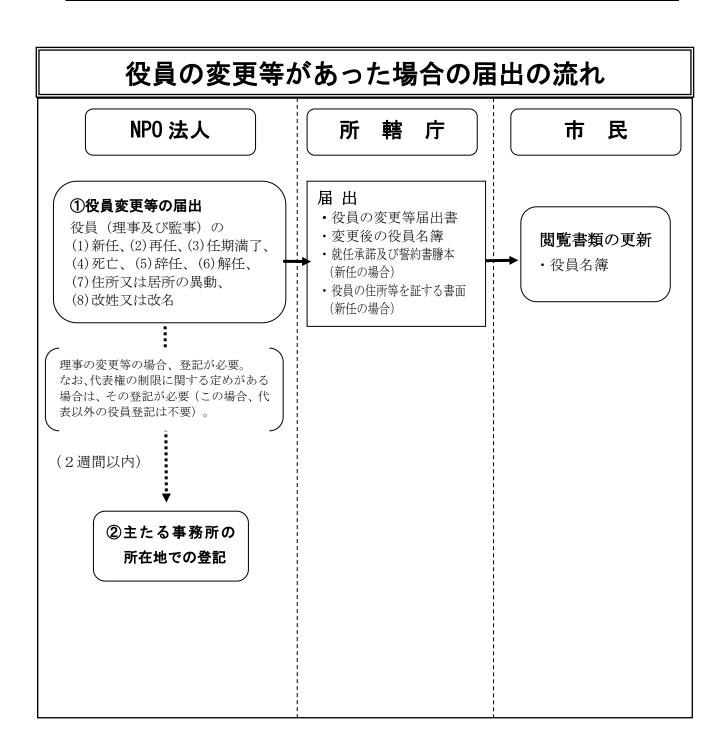
〇 役員変更等の届出書類

(1)役員変更があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
役員の変更等届出書 (様式第5号)	1	191、192
変更後の役員名簿	2	193

(2)上記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	1	194
役員の住所又は居所を証する書面	1	_



(3) 定款の変更

NPO 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません(法 25①)。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません(定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。)(法 25②)。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます(法 14 の 9 ①、規則 4 の 2)。

イ 認証が必要な場合

NPO 法人は、次の①~⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります(法 25③④、条例 2 ①二、規則 2 ①二)。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限ります。)
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。)
- ⑩ 定款の変更に関する事項
- (注1) 当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います(法25⑤)。

認証後、NPO 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります(組登令3①)。

登記完了後、NPO 法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります(法25⑦)。

(注1) 所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁(旧所轄庁)を経由して変更後の所轄庁(新所轄庁)に提出することとなります(法 26、規則3の2①)。つまり、NPO法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

〇 定款変更時 (<u>認証申請が必要な場合</u>) に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
定款変更認証申請書 (様式第3号)	1	195、196
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	197
変更後の定款 ※縦覧用	2	_

(2) 上記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	36~39
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	40~43

(注)「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

(3) 上記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の 有無を記載した名簿)	2	30
確認書	1	33
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	各 1	166、167 168~171 172 176 189 190
設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立の時の 事業計画書、活動予算書、財産目録	各1	36, 37, 40, 41, 46

〇 定款変更認証後に提出する書類

	提出書類のリスト		参照ページ
変更後の定	款 ※閲覧用	2	
登記事項	定款変更登記完了提出書(様式第 11 号の3)	1	198
に変更が	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	_
ある場合	登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)	1	_

定款の変更認証申請から登記完了の届出までの流れ NPO 法人 所 轄庁 市 民 ②インターネ ①定款変更認証 (2週間) 縦覧期間 縦覧書類 申請 **(1)** ットの利用 申請書類の提出 ・変更後の定款 (公報への掲 載でも可)に • 事業計画書 軽微な補正 より公表 (1週間未満) (事業の変更を伴う場合) 活動予算書 (縦覧後 2カ月以内) (事業の変更を伴う場合) ③認証・不認証の決定 (2)通知 登記事項に 登記事項に 変更がある 変更がない 場合 場合 (3) 提 出 (2週間 ・変更後の定款 閲覧書類の更新 以内) ・変更後の定款 ④主たる事務所の (4) 提出 所在地での登記 • 登記事項証明書等 (遅 (滞なく) ・変更後の定款 · 定款変更登記完了提出書 · 登記事項証明書 ・登記に関する書類の写し

ロ 届出のみが必要な場合(認証を受ける必要がない場合)

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更など、160 頁のフローの①(1)~(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません(法 25⑥、条例 2 ②三、規則 2 ②三)。また、法人は、事務所の所在地の変更があった登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります(組登令 3 ①)。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります(法 25⑦)。

【忘れずに!】定款変更を伴わない住所変更の場合

定款変更を伴わない住所変更を行った場合(定款に記載されている事務所の所在地が最小行政区画(例:山形県○○市)で、その最小行政区画内で事務所の所在地を変更する場合)は、所轄庁へ変更後の住所をお知らせください。

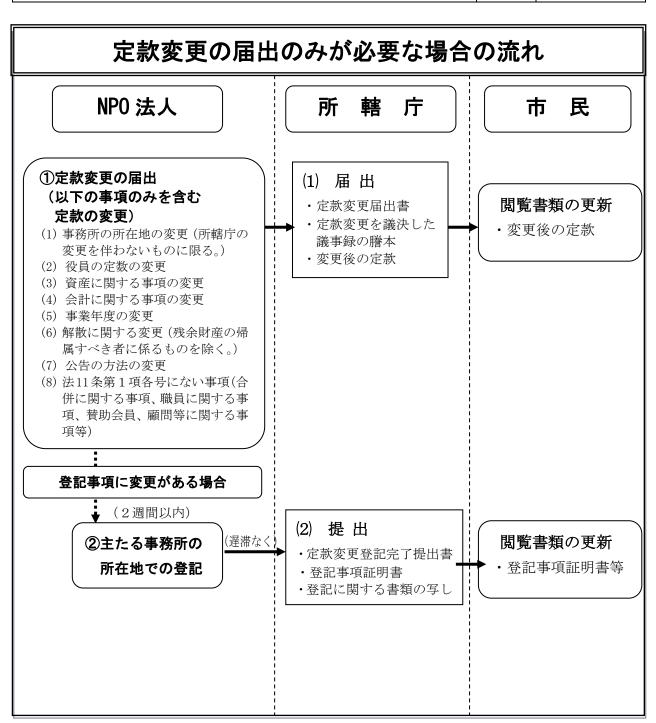
なお、様式は任意です。様式例については、200頁を御参照ください。

○ 定款変更時(届出のみが必要な場合(認証を受ける必要がない場合))に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
定款変更届出書(様式第6号)	1	199
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	197
変更後の定款	2	_

O 定款変更後(登記事項に変更がある場合)に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
定款変更登記完了提出書(様式第 11 号の3)	1	198
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	_
登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)	1	_



2 NP0 法人の情報公開

NPO 法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません(法28①)。

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)をその NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません(法 28②)。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません(法 28③)。

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等(閲覧をする日から 5 年以内に提出を受けたものに限ります。)、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければなりません(法 30)。

このほか、NPO 法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO 法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されています(法 72)。また、所轄庁及び NPO 法人に対して、NPO 法人の活動状況等の情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています(法 72②)。

〇 閲覧することのできる書類

	書 類 名	NPO 法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄	答写)
	事業報告書	0	作成	0	
	活動計算書	0		0	\ H
	貸借対照表	0	を含む事業年度の口から起算して5万	0	過去
事業報告書等	財産目録			0	5 年
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	0	の末日まで年が経過した	0	分
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した 書面	0	月	0	
役員名簿(注	E 2)	0		0	
	定款	0		0	
定款等 ^(注2)	認証書の写し(認証に関する書類の写し) (注1)	0		0	
	登記事項証明書の写し	0		0	

- (注1) 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。
- (注2) 所轄庁又は NPO 法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、<u>最新のものが閲覧等の対象となります。</u>

3 NPO 法人に対する監督等

(1) 報告及び検査

- イ 所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款(以下「法令等」といいます。)に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます(法 41①)。
- ロ 立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。
 - ① 所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に 違反する疑いがあると認められる相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています (法 41②)。
 - ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法41③④)。

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます(法 42)。

(3) 設立の認証の取消

- イ 所轄庁は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます(法43①)。
- ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます(法43②)。
- ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています(法 43③④)。
 - ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
 - ② 所轄庁は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

(4) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者(法78①一)

② 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等(法 79①)

ロ 20万円以下の過料

以下の①~⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき(法80一)
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定(法14)に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80二)
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出(法23①)、定款変更の届出(法25)の規定に違反して、 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)
- ④ 事業報告書等(153 頁参照)、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)の備置きの規定(法 28①②)に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法 80 四)
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出(法 25⑦)、事業報告書等の提出(法 29)の 規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき(法 80 五)
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定(法31の3②、法31の12①)の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき(法80六)
- ⑦ NP0 法人が貸借対照表の公告(法 28 の 2)の規定に違反して若しくは清算人が法人の 債権者に対する債権申出の催告等(法 31 の 10①)及び破産手続開始の申立てに関する公 告(法 31 の 12①)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法 80 七)
- ⑧ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定(法35①)に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80八)
- ⑨ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の 異議に対する弁済等の規定(法35②、36②)に違反したとき(法80九)
- ⑩ 上記(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80+)

ハ 10 万円以下の過料

NPO 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられます(法81)。

様式第 11 号の 4

認証事務の権限が市·町に移譲されている 場合は、当該市・町長あてとする。 是出年月日を記載する。

年 月 日

山形県知事 殿

2以上の都道府県の区域内に事務所 を設置する認定特定非営利活動法人 (特例認定含む)は、従たる事務所を 設置している都道府県知事あてにも 提出する必要がある。

特定非営利活動法人の住所 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度(年月日から年月日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書 2部
- 2 前事業年度の活動計算書 2部
- 3 前事業年度の貸借対照表 2部
- 4 前事業年度の財産目録 2部
- 5 前事業年度の年間役員名簿 2部
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 2部

1~6の書類について、各2部提出すること

(備考)

- 1 この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること(ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の提出を要しない。)。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、定款上でその他の事業を行うと定めている場合には、活動 計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注におい てその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。
- 3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並び にこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

〇〇年度の事業報告書

前事業年度の自至年月日を記載する。

○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。
- ・ホームページの開設のための議論の検討結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、3月1日から開設している。

実施した事業は、 (A)から (E)までの 事項をもれなく記 載する。 活動計算書で事業費を 事業別に区分している 場合に記載する。区分し ていない場合は、任意の 記載事項。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 特定升	- 呂利伯男に依る事未			<i>1</i>
事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行った。	 (A) 5月○日及び 9月△日に行った。 (B)○○地域の通 学路、△△駅 周辺 (C) 20 人 	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設した。	・本事業年度は、 実施しなかった。 当該年度に実施 業についても記	· I	<u>—</u>
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催した。	(A) 1月○日に開催した。 (B) □□市文化会館 (C) 8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50 人	600

以下の(2)その他の事業については、定款上、その他の 事業を行うことを定めている場合のみ記載し、定めて いない場合は、削除する。

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

実施した事業は、(A)から (C)までの事項をもれなく記載する。

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位:千円)
①会員相互の 親睦会の開	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A)年1回(12月) (B)○○会館	100
催		(C) 20 人	
②チャリティ ーコンサー	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリテ	・本事業年度は、実施しなかった	_
トの開催	イーコンサートを開催す	tc.	
	3.		^\

当該年度に実施しない事業についても記載する。

記載する場合には、活動計算書 の「事業費合計額」と全体の合 計額を一致させる。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

〇〇年度 活動計算書

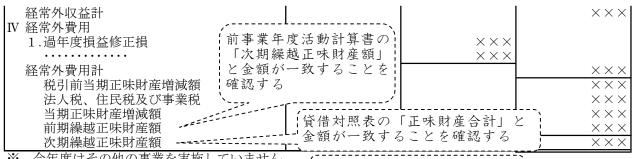
· 当該事業年度の 「自至年月日を記載

××年×月×日から××年×月×日まで ー

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

科目	金額	(<u></u> 単似:円 <i>)</i>
I 経常収益 1.受取会費 正会員受取会費 対けて記載 に応じて分 はて記載	××× ××× ×××	
2.受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益 施設等受入評価益 施設等評価費	××× ××× ×××	
3.受取助成金等 、用も併せて計 受取民間助成金 :上(計上は法: 人の任意) :4.事業収益	××× ×××	
□○事業収益 、/	×××	
5.その他収益 受取利息 雑収益 経常収益計 (人件費とその他 経費に分けた上 で、支出の形態	××× ××× ×××	×××
Ⅲ 経常費用 1.事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費 施設等評価費 減価償却費 支払利息	**** ** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** ** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** ** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** **	
その他経費計 事業費計 2.管理費 (1) 人件費 (2) その他 経費に分けた上 経費に分けた上 経費に分けた上 別に内訳を記載 が料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費	× × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計 管理費計 経常費用計 当期経常増減額 III 経常外収益 1.固定資産売却益	××× ××× ××× ××× ×××	××× ×××



今年度はその他の事業を実施していません。

- その他の事業を定款で掲げて いない法人はこの脚注は不要 `<u>`</u>

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含 む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示 することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

|使途等の制約が解除されたことによる指定| 正味財産から一般正味財産への振替額

経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 --

 $\times \times \times$

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

 $\times \times \times$

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

000

一般正味財産への振替額

△ × × × **→**==

「受取寄附金振替額」 と同額をマイナス計上

○留意事項

この様式は、以下のいずれかの場合に使用します。

- ①定款上、特定非営利活動のみ行うことを定めている場合
- ②定款上、その他の事業を行うことを定めているが、当該年度はその他の事業を行っていない 場合
- ※②の場合、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記すること。 なお、この場合、P170.171の様式例を使用することも可能です。

「当該事業年度の自至」 「年月日を記載

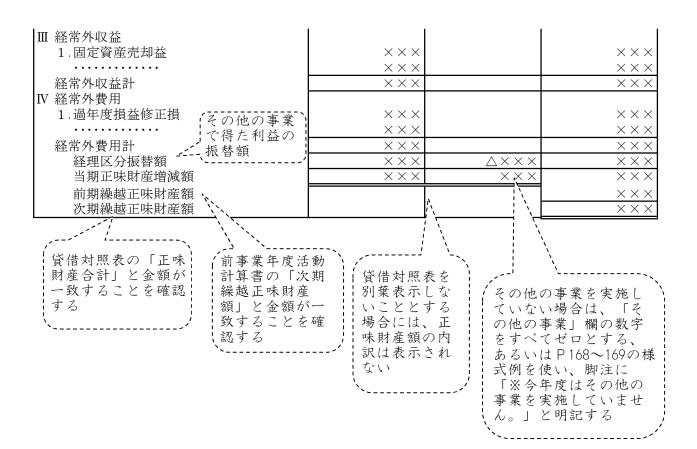
〇〇年度 活動計算書

 $\times \times$ 年 \times 月 \times 日から $\times \times$ 年 \times 月 \times 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

	科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
Ι	経常収益			
	正会員受取会費 費用も併せ	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$		$\times \times $
	2.受取寄附金 / 上は法人の	,,,,,		,,,,,
	受取寄附金 (任意)	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	施設等受入評価益 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$		$\times \times $
	3.受取助成金等	^ ^ ^		
	受取民間助成金	$\times \times \times$		$\times \times \times$
		$\times \times \times$		$\times \times \times$
	4.事業収益 ○○事業収益	V V V		~ ~ ~
	△△事業収益	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times $
	5. その他収益		,,,,,	, , , , , ,
	受取利息	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	雑収益 ,	×××		XXX
	経常収益計 経費に分けた上	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \end{array}$	×××	××× ×××
П	経常費用で、支出の形態		,,,,,,	
	1.事業費			
	(1) 人件費 、	$\times \times \times$	$\times \times \times$	V V V
	給料手当 法定福利費	× × × ×	× × ×	$\times \times $
	退職給付費用	×××	,,,,,,	×××
	福利厚生費 , 施設等受入	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
	1 = 4 + 14	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \end{array}$	×××	× × × × × ×
	(2) その他経費 せて計上	XXX	XXX	XXX
	会議費 / (計上は法 !	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	旅費交通費 人の任意)	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××
	施設等評価費用 ` 減価償却費	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$		$\times \times $
	支払利息	×××		× × ×
	••••••	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
	その他経費計	×××	×××	XXX
	事業費計 2. 管理費	×××	×××	×××
	(1) (世典 ***-) 経質に分けた上!			
	(1) 八件負 - で、支出の形態 - 役員報酬 - 別に内訳を記載 -	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	稻科于	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$		$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \times \end{array}$
	法定福利費 退職給付費用	× × × ×		× × × ×
	福利厚生費	×××		×××
		$\times \times \times$		×××
	人件費計	×××		×××
	⁽²⁾ その他経費 会議費	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	旅費交通費	×××		×××
	減価償却費	$\times \times \times$		$\times \times \times$
	支払利息	×××		XXX
	その他経費計	$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \end{array}$		$\begin{array}{c} \times \times \times \\ \times \times \end{array}$
	管理費計	×××		×××
	経常費用計	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$
	当期経常増減額	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$



○留意事項

この様式は、定款上、その他の事業を行うことを定めている場合に使用します。

※定款上、その他の事業を行うことを定めているが、当該年度はその他の事業を行っていない場合、「その他の事業」の欄全てにゼロを記載すること。

〇〇年度 貸借対照表 ××年×月×日現在

*当該事業年度の
** 末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

				(単位:円)
	科目		金額	
I	資産の部			
	1.流動資産			
	現金預金	$\times \times \times$		
	未収金	×××		
	火火 亚	×××		
	流動資産合計		×××	
	元則貨座合計		XXX	
	2.固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	車両運搬具	$\times \times \times$		
	什器備品	$\times \times \times$		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	$\times \times \times$		
	有形固定資産計	XXX		
	(2) 無形固定資産			
	ソフトウェア	$\times \times \times$		
	••••••	×××		
	無形固定資産計	XXX		
	(3) 投資その他の資産			
		~~~		
	敷金	×××		
	○○特定資産	×××		
	In Maria and Maria and	×××		
	投資その他の資産計	XXX		
	固定資産合計		$\times \times \times$	
	資産合計	),		$\times \times \times$
Ιп	負債の部 「負債及び正味財産合計」			
-	1.流動負債 が一致することを確認す	3		
	未払金	]' ×××		
	前受民間助成金	×××		
	们文以间切/ <u>从</u> 壶	×××		
	<b>达科</b>	^ ^ ^	×××	
	流動負債合計		X X X	
	2.固定負債			
	長期借入金	$\times \times \times$		
	退職給付引当金	$\times \times \times$		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	$\times \times \times$		
	固定負債合計		$\times \times \times$	
	負債合計 前東業在度	貸借対照表の		$\times \times \times$
Ш	正味財産の部	貝旧州派仪グ		
	前期繰越正味財産 」 正味財産	合計」と金額がよ	$\times \times \times$	
	当期正味財産増減額・・・・一致するこ	とを確認する	$\times \times \times$	
	正味財産合計	′/		$\times \times \times$
	負債及び正味財産合計			XXX
<u> </u>		·	·,	
		- 算書の「次期繰赴	战下味 財 庭 額 」 !	

「資産合計」と金額が一致 することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

`/	
	金等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を I 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区 表示例は以下のとおり。
I 資産の部 1 流動資産 1 流動資産 Ⅲ 負債の部 Ⅲ 正味財産の部 1 指定正味財産 指定正味財産合計 2 一般正味財産	使途等が制約された寄附金等の残高を記載 ×××
一般正味財産合計	000

#### 計算書類の注記

NPO法人会計基準では、計算書類 (活動計算書・貸借対照表) で伝えきれない情報について、注記を付して補足 することとしています。

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。<u>該当事項がない場合は記載不要</u>です。 なお、認定NPO法人においては、P187のⅡ3(1)の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1.重要な会計2	方針	
----------	----	--

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 固定資産の減価償却の方法

- (3) 引当金の計上基準
  - 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認 められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算して います

- · 〇〇引当金
- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理 施設の提供等の物的サービスの受入れば、活動計算書に計上しています。 また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (5) ボランティアによる役務の提供 ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる 役務の提供の内訳」として注記しています。
- (6) 消費税等の会計処理

, 消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法 ; である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け 

2.会計方針の変更

, |事業費のみの内訳を表示することも可能。事業 -- を区分していない法人については記載不要

3. 事業別損益の状況 ------

							(単位:円)
科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						$\times \times \times$	$\times \times \times$
2. 受取寄附金	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
3. 受取助成金等	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$
4. 事業収益	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$
5. その他収益						$\times \times \times$	$\times \times \times$
経常収益計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
Ⅱ 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
臨時雇賃金	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
人件費計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
(2) その他経費							
業務委託費	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$
旅費交通費	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
その他経費計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
経常費用計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
当期経常増減額	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times$ $\times$ $\times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位:円) 算定方法 内容 金額 ○○体育館の  $\times \times \overline{\times}$ ○○体育館使用料金表によってい 無償利用

合理的な算定方法を記載する(活動計算書に 計上する場合は客観的な算定方法)

5.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法	1
○○事業相談員	$\times \times \times$	単価は××地区の最低賃金によって	↑、、合理的な算定方法を記載する(活動計算書に
■名×■日間		算定しています。	」 計上する場合は客観的な算定方法)

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。 当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。 したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位:円)

					(単位・口)
内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
○○地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	××× /`\	×××	$\times \times \times$	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額× ×円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	$\times \times \times$	$' \times \times \times$	'\×××	$\times$ $\times$ $\times$	
		,	`\		

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

#### 7.固定資産の増減内訳

(単位:円)

- A -						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	$\times \times \times$
	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	$\times \times \times$
無形固定資産						
	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	$\times \times \times$
投資その他の資産						
	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$
合計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	$\times \times \times$

#### 8.借入金の増減内訳

(単位:円)

				( <del>+</del>   <del>-</del>
科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
役員借入金	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
合計	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$

9.役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計	内役員及び近
17 11	上された金額	親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	$\times \times \times$	$\times \times \times$
委託料	$\times \times \times$	$\times \times \times$
活動計算書計	$\times \times \times$	$\times \times \times$
(貸借対照表)		
未払金	$\times \times \times$	$\times \times \times$
役員借入金	$\times \times \times$	$\times \times \times$
貸借対照表計	$\times \times \times$	$\times \times \times$

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにす るために必要な事項 - 重要性が高いと判断される場合に記載する 現物寄附の評価方法 ------現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。 ・ 事業費と管理費の按分方法 ------ 重要性が高いと判断される場合に記載する 各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合 に基づき按分しています。 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を! 令和×年×月×日、○○事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は× ×円です。 ・ |その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。 特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円で

# 〇〇年度 財産目録

、 ・当該事業年度の ・ 末日を記載する

××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

科目		金額	<u> </u>
I 資産の部		/	
1 法新次产		甘土的二代卅	お切もしのムー
現金預金 口座番号の コンガルス 西			対照表上の金
元 手元現金 ご載は不要	$\times \times \times$	額と同じ金額	!を記載する!
××銀行普通預金 ·/	$\times \times \times$	`	r'
未収金			
××事業未収金	$\times \times \times$		
	$\times \times \times$		
流動資産合計		$\times \times \times$	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	$\times \times \times$		
応接セット	×××		
//UJX ピンコ	×××		
歴史的資料	評価せず	,	1
(正大HJ良竹)	X X X		「できない資産
有形固定資産計	XXX		は「評価せず」
(2) 無形固定資産		として記載	えできる !
ソフトウェア		`	'ا
財務ソフト	$\times \times \times$		
対伤ノノト			
無形固定資産計	××× ×××		
	^ ^ ^		
(3) 投資その他の資産 敷金	V V V		
	×××		
○○特定資産 ××銀行定期預金	\/ \/ \/		
X X 銀行定期預金	×××		
山かったかった	XXX		
投資その他の資産計	XXX	.,,,,	
固定資産合計		XXX	
資産合計			×××
Ⅲ負債の部			
1.流動負債			
未払金	.,,,,,		
事務用品購入代	×××		
7E 10 A	$\times \times \times$		
預り金	.,.,.		
源泉所得税預り金	×××		
•••••	×××		
**************************************	XXX		
流動負債合計		×××	
2.固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	$\times \times \times$		
•••••	$\times \times \times$		
	×××		
固定負債合計		XXX	
負債合計			$\times \times \times$
正味財産			XXX

#### 計算書類等の記載例

### 活動計算書

 $\times \times$ 年 $\times \times$ 月 $\times \times$ 日から $\times \times$ 年 $\times \times$ 月 $\times \times$ 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

			( <u></u> 年位 · 门)
科 目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費  ←		750,000	
2. 受取寄附金		290,000	
3. その他収益		10,000	
経常収益計			1,050,000
Ⅱ 経常費用 <			
1. 事業費			
(1) 人件費 🔨			
臨時雇賃金	200,000		
人件費計	200, 000		
(2) その他経費 🔨	annananan.		
旅費交通費	300,000	****	
通信運搬費	100, 000	***************************************	
その他経費計	400,000	***************************************	[.
事業費計		600, 000	
2. 管理費			***************************************
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	150, 000		
通信運搬費	100,000		
減価償却費	50,000		
雑費	50,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計			950, 000
当期正味財産増減額			100, 000
前期繰越正味財産額			450, 000
次期繰越正味財産額			550, 000
	· ·	· ·	<del></del> 1\

、受取会費は確実に入金されるでとが明らかな場合を除きる、実際に入金したときに計上する。ガイドライン」(平成23年11月20日NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という)Q&A12-1~12-3参照

経常費用は、「事業費」と

「管理費」に対ける。 事業費と管理費の意味については、12(2)及び費と管理 では、12(2)及び費と管理 では、12(2)及びガイン 12(2)及びガイドライン 0&A14-2を参照

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の 増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次 期繰越正味財産額」と金額が 一致することを確認する

#### <u>貸借対照表</u> ××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

	科 目		金 額	
I 資	産の部			
1	. 流動資産			
	現金預金	300,000		
	流動資産合計		300,000	
2	. 固定資産			
	有形固定資産			
	什器備品	250, 000		
	固定資産合計		250, 000	
資	産合計			550, 000
Ⅱ負	債の部			
1	. 流動負債			
	流動負債合計		0	
2	. 固定負債			
	固定負債合計		0	
負	債合計			0
Ⅲ 正	味財産の部			
	前期繰越正味財産		450,000	
	当期正味財産増加額		100,000	
	味財産合計			550, 000
負	債及び正味財産合計			550,000

活動計算書の「次期繰越正味 財産額」と、貸借対照表の 「正味財産の部」の合計額は 一致することを確認する

#### <u>財産目録</u> ××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

				( <u> </u>	-
	科目		金額		
Ι	資産の部				
	1. 流動資産				口座番号の
	現金預金				記載は不要
	○○銀行普通預金 <	300,000			\ \/
	流動資産合計	333, 333	300, 000		
	2. 固定資産				
	有形固定資産				
	イ 十 お は に は に に に に に に に に に に に に に				
	パソコン1台	250,000			
	固定資産合計	230,000	250, 000		
	資産合計		250, 000	550, 000	
Ιπ	負債の部			550, 000	
Ι 11					
	1. 流動負債				
	流動負債合計		0		
	2. 固定負債				
	固定負債合計		0		
	負債合計			0	,
	正味財産			550, 000	

計算書類の注記

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会) いっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、 この計算書類をどの会計基準に基 づいて作成したか記載する

(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300, 000	△ 50,000	250, 000
合計		300, 000	0	300,000	△ 50,000	250, 000

## 活動計算書 (活動予算書) の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、<u>該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。</u>また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1.受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。 対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PST の判定時に留意が必要。
2.受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。 受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定 し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選
ボランティア受入評価益	択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって 客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計 上する。
3.受取助成金等 受取助成金 受取制金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4.事業収益 売上高 ○○利用会員受取会費 5.その他収益 受取利息	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス(役務)の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
為替差益 雑収益 II 経常費用	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収 益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
1.事業費 1.事業費 (1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費 退職給付費用 通勤費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額 法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一 括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費 (2) その他経費 売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費	卸高を控除した額。 講師等に対する謝礼金。
旅費交通費 車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費 消耗品費 修繕費	電話代や郵送物の送料等。
水道光熱費 地代家賃 賃借料	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用減価償却費	能。 無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
保険料	
諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(P170~171の様式例参照)。

研修費

	科目の説明
支払手数料	THE SPECI
支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費 2.管理費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費 用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額 法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一 括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
囲	本科子ヨ、福利学生賃に占める場合もめる。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもでき
通信運搬費 消耗品費 修繕費	る。電話代や郵送物の送料等。
水道光熱費 地代家賃 賃借料	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(P170~171の様式例参照)。
支払手数料 支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
Ⅲ 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 Ⅳ 経常外費用	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事 業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用い る。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	   その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金(補助金・助成金)の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に 「受取寄附金(補助金・助成金)振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額(△)」を勘定科目として記載する(表示例はP170~171の様式例参照)。

### 貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、 該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。 適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1.流動資産	
現金預金未収金	立口の町 書に トフォ のよ 合む。
木収金   棚卸資産	商品の販売によるものも含む。   商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	版語、対域語等として扱がすることもできる。   返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	ZUIMIAN FRICKIN DI FONTO ATTE
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△) 2.固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品 土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は製作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資
	産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資   産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用 ○○特定資産	   目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
○○特定資度   II 負債の部	日的が特定されている資産で回た資産に属するもの。日的を奶小する。
1.流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金 仮受金	
預り金	
2.固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
Ⅲ 正味財産の部 1.正味財産	
1.止味知産   前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい(表示例はP174の様式例参照)。

## 計算書類等の作成に当たっての留意事項

## I 計算書類等

### 1. 計算書類の体系等

#### (1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補 完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

#### • 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します(168~169頁、170~171頁の様式例参照)。

#### • 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法(負債及び正味財産)及び保有方法(資産)から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します(172頁の様式例参照)。

#### • 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です(176頁の様式例参照)。

168~181 頁は、「NPO 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

### (2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NPO 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成 23 年法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産(例:在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの)で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします(173~175頁の様式例参照)。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し(170~171 頁の様式例参照)、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか(40~41、168~169 頁の様式例参照)、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します(170~171 頁の様式例参照)。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

#### 2. 活動計算書

#### (1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた 資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の 当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要 なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計 算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整 合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

## (2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、179~180 頁の科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します(173~175 頁の様式例参照)。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる 根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な 按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、 いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- 従事割合(科目例:給与手当、旅費交通費等)
- 使用割合(科目例:通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等)
- 建物面積比(科目例:水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等)
- 職員数比(科目例:通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等)

### (3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています(同基準 25, 26)。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします(173~175 頁の様式例参照)。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです(公益認定制度における算入実例より)。

・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金(時間給)を従事時間数で乗じ た額 • 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベース に時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

#### 3. 貸借対照表

## (1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

### ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人令第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理(消耗品費として計上)ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

#### イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間(耐用年数)にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

## ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています(同基準 24)。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

#### 工 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており(同基準注解 13)、①寄附者により使途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます(ガイドラインQ&A27-3)。

#### オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

#### カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

#### (2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません(詳細は様式例参照)。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾(「次期繰越正味財産額」)が一致
- 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

### 4. 計算書類の注記

#### (1)注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です(記載例については173~175頁の様式例参照)。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

- イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳 又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容
- エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れた サービスの明細及び算定方法
- オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合 には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法
- カ 使途等が制約された寄附金等の内訳
- キ 固定資産の増減内訳
- ク 借入金の増減内訳
- ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者 (二親等内の親族)
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状 況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、 当該事項を記載します。

- 現物寄附の評価方法
- 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの (後発事象)
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な 資産(後者については按分不要)

#### (2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ~カ及びケについては、活動規模が大きいなどの 社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項 は以下のとおりです。

- ・ 工及び才については、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、 当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします(金額換算の具体例は I 2 (3) 参照)。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方と の関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

#### 5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます(176頁の様式例参照)。

## 6. 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします(40~43頁の様式例参照)。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

## Ⅱ 留意すべき会計上の取扱い

1. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

## (1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します(168~169, 173~175 頁の様式例参照)。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を 区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収 益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をより的確に把 握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないもの まで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている 寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に 充てることを指定された寄附金

#### (2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益(受取補助金等)として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します(168~169,172,173~175頁の様式例参照)。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、

前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

#### 2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件 (PST (パブリック・サポート・テスト) 要件:市民から広く支持を得ているとみなす基準)を充たしてしまうこととなり、NPO 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員(正会員)たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの(「正会員受取会費」等)、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの(いわゆる「賛助会員受取会費」等)、③サービス利用の対価としての性格を持つもの(例えば「 $\bigcirc$ ○利用会員受取会費」等)、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

## 3. 認定 NPO 法人についての留意事項

## (1) 認定 NPO 法人の会計処理

認定 NPO 法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定 NPO 法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定 NPO 法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法(173~175 頁の様式例の注記 4, 5 参照)
- ・ 使途等が制約された寄附金等(対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む) の内容、使用状況(173~175頁の様式例の注記6参照)
- 事業費と管理費の按分方法(173~175頁の様式例の注記10参照)
- 会費の計上方法 (179~180 頁の科目例及び 168~169 頁の様式例参照。注記項目ではない)
- 現物寄附の評価方法(173~175 頁の様式例の注記 10 参照)
- 関連当事者間取引(173~175頁の様式例の注記9参照)

#### (2) 認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける(受けている)場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

#### 4. 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

## ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価 償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費 用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する 費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能で す。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額と みなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認 めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過 年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

### イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

### ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、 継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必 要はありません。

#### エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

## オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

## 前事業年度の年間役員名簿

前事業年度の自至年月日を記載する。

年 月 日から 年 月 日まで

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

前事業年度における就任期間を記載する。

				宮利活動法人〇〇〇
? 役職名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	0000		○年○月○日から	報酬無し
7.7.			□年□月□日まで	
副理事長			○年○月○日から	報酬無し
			□年□月□日まで	
理事			○年○月○日から	○年○月○日から
	:	:	□年□月□日まで	□年□月□日まで
	:	:	•	:
ト ト 監事	$\nabla\nabla\nabla\nabla$		○年○月○日から	報酬無し
ш. т	•	:	□年□月□日まで	•
		:		:

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及び同条 例施行規則第3条第1項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載 する。
- 4 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

社員とは、社団の構成員の意味 であり、総会で議決権を持つ者 のことである。

# 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿



特定非営利活動法人〇〇〇〇

					–	71 H 131H 294	 
氏 名	住	所	又	は	居	所	
0000							
$\triangle\triangle\triangle\triangle$							
•							
:							

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 前事業年度の末日現在における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 3 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

がある。

## (記載例)

認証事務の権限が市・町に移譲 されている場合は、当該市・町 長あてとする。 年 月 日 ------提出年月日を記載する。

事宛にも提出する必要

特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

## 役員の変更等届出書

下記のとおり役員に変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

	変更年月日	変更事項	役 名	氏	名	住 所 又 は 居 所
	L -期満了に伴い退任した	-場合				
`	令和3年3月31日	 任期満了 任期満了	理事長 監事	村山最上	太郎 次郎	
任	:期満了後に再任した場	易合 !				
	令和4年4月1日	再任	理事	置賜	春子	
新	任の場合				1	変更事項が「新任」の場合、 ` 以下の書類を併せて提出する · 就任承諾及び誓約書の謄本
	令和4年4月1日	新任 新任	理事長 監事	庄内 月山		(原本は法人が保管する) ・住民票の写し等[コピー(複製)は不可]
任	:期満了後に役名を変更	した場合				
	令和3年3月31日 令和4年4月1日	任期満了 新任	理事 監事	蔵王蔵王	夏子 夏子	
	紅花四郎が任期途中で	"辞任し、最上	川五郎が	I 補欠と	して選任さ	れた場合
	令和3年3月1日	辞任新任(補欠)	理事 理事	紅花 最上川	四郎   五郎	

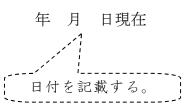
## (備考)

1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(居所)の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。

なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及び同条例施行 規則第3条第1項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は以下の書類を添付すること。なお、過去に役員であった者が、期間をあけて再度役員となる場合は、新任となるので注意すること。
  - ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)
  - ②当該各役員の住所又は居所を証する書面(法第23条第2項)
- 6 変更後の役員名簿については、2部を添付すること(ただし、法第52条第1項の規 定により非所轄法人が提出する場合は、1部とする。)。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定 非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づ き所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによるこ と。

## 役 員 名 簿



理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	0000		無
副理事長			無
理事		• • • • • • •	有
	:	:	:
監事	$\nabla\nabla\nabla\nabla$		無
	:	••••	:

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及び同条 例施行規則第3条第1項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載 する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)

役員ごとの<u>謄本を提出</u>する。 原本は申請者が保管する。

○○年○○月○○日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

## 就任承諾及び誓約書

監事の場合は監事 と記載する。 住所又は居所 ・・・・ 氏名 ○○○○ 本人の署名又は記名押印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項及び同 条例施行規則第3条第1項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所 を記載する。

## 特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなく なった日から二年を経過しない者
  - 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった 日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

#### 特定非営利活動促進法第21条の要件

(役員総数5人以下の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

(役員総数6人以上の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。



様式第3号

月 日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町に移譲されている 場合は、当該市・町長あてとする。

特定非営利活動法人〇〇 ○○と記載する。

> 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

## 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項 の認証を受けたいので、申請します。

記

## 1 変更の内容

新旧余义寺の対照衣は、以下のように作成する。					
新 (変更後)	旧(現行)				
第4条 この法人は、その目的を	第4条 この法人は、その目的を				
達成するため、次に掲げる種類	達成するため、次に掲げる種類				
の特定非営利活動を行う。	の特定非営利活動を行う。				
(1) 保健、医療又は福祉の増進	(1) 保健、医療又は福祉の増進				
を図る活動	を図る活動				
<u>(2) 災害救援活動</u>					

### 2 変更の理由

災害救援活動を行うこととなったため。

#### (備考)

1 「変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違 いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている 場合には、その旨も記載すること。

- 2 定款変更認証申請の添付書類
  - ①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)[1部]
  - ②変更後の定款(法第25条第4項)[2部]
  - ③当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(法第25条第4項)「2部]
- 3 所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請の場合の添付書類 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付する こと。
  - ①役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)[2部]
  - ②法第2条第2項第2号及び法第 12 条第1項第3号に該当することを確認したことを示す 書面(法第26条第2項)[1部]
  - ③直近の法第 28 条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第 10 条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び第 14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 34条第 5項において準用する第 10条第 1項7号の事業計画書、第 34条第 5項において準用する第 10条第 1項第 8号の活動予算書及び法第 35条第 1項の財産目録)(法第 26条第 2項)[2部]

法第52条3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、P203の「その他の報告」⑥に掲げる提出書類⑧~⑪を添付すること。

謄本を提出する。 原本は法人が保管する。

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

1	日時	• • • • • • •	
2	場所		
3	出席者数	社員総数【 】人のうち【 】人出席	
		(うち書面表決者【 】人、表決委任者【	】人)

- 4 審議事項
  - ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
  - ・ 定款変更に関する事項
  - ・ 事業計画及び活動予算に関する事項(行う事業の変更の場合)
  - ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当すること の確認 (所轄庁の変更を伴う場合)

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

定款に定めた方法で署名 (P23 定款例第 30 条第 2 項参照)

議 長 ○○○○ 議事録署名人 △△△△

同

社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、 登記手続の関係で登録印の押印が必要となる。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

## (記載例)

様式第11号の3

認証事務の権限が市・町に移譲されて いる場合は、当該市・町長あてとする。 提出年月日を記載する。

山形県知事 殿

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置 する認定特定非営利活動法人(特例認定含 む)は、従たる事務所を設置している都道 府県知事あてにも提出する必要がある。 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

## 定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

- 定款変更登記完了提出書の添付書類
  - ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部
  - ②登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)1部
    - ※ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を 要しない。

様式第6号

認証事務の権限が市・町に移譲されて いる場合は、当該市・町長あてとする。 提出年月日を記載する。 年 月 日

山形県知事 殿

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置 する認定特定非営利活動法人(特例認定含 む)は、従たる事務所を設置している都道 府県知事宛にも提出する必要がある。 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

## 定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第6項(同法第 52 条第1項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

記

## 1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する。

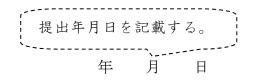
新 (変更後)	旧(現行)		
第13条 この法人に次の役員を置く。	第13条 この法人に次の役員を置く。		
(1) 理事 <u>4人</u>	(1) 理事 <u>3人</u>		
(2) 監事 <u>2人</u>	(2) 監事 <u>1人</u>		

## 2 変更の理由

役員の定数を変更することになったため。

- 1 「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違い を明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 定款変更届出書の添付書類
  - ①議事録の謄本1部
  - ②変更後の定款2部
    - ※ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を 要しない。

様式例・記載例(定款の変更を伴わない住所変更を行う場合)



定款上の事務所の所在地が、最小行政区域(山形県 ○○市)までの記載となっており、その行政区域内 で事務所の所在地を変更する場合。

山形県知事 殿

記証事務の権限が 市・町に移譲されて いる場合は、当該 市・町長あてとする。 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

## 住 所 変 更 届

下記のとおり、法人の住所を変更しましたので、届け出ます。

記

- 1 変更後の住所
- 2 変更前の住所
- 3 変更した日

住所変更届には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を1部添付する。

## 4 認定 NPO 法人等の報告義務

### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NP0 法人等は、毎事業年度 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月を経過する日まで、下表 ①~⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません(法 54②二~四、55①、62、 法規 32、条例 5 ①、規則 3 の 2 ④)。

- (注1) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告 書等を提出する必要があります(法29)。
- (注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁 以外の関係知事にも提出しなければなりません(法 55①、62)。

## 〇 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類		参照ページ
1	認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出	書出	212、213
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)		
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する 事項を記載した書類		
4	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引ロ 役員等 (注1) との取引	前事業年	
5	寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 (注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	度の収益	214~220
6	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口に係る 部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総 額に関する事項	の明細な	
7	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	ど	
8	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその 金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		

9	第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表	132~137 143~148
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、222 頁を御参照ください。

## (2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁である山形県に提出しなければなりません (法 54③、55②、62、条例 5②、規則 3 の 2⑤)。

## (3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
1	所轄庁から認定、特例	①直近の事業報告書等	所轄庁以外
	認定又は認定の有効期間	②役員名簿	の関係知事
	の更新の通知を受けた場	③定款等	
	合(法 49④、法 51⑤、法	④認定、特例認定又は認定の有効期間の	
	62)	更新の申請書に添付した書類の写し	
	※二以上の都道府県に事	⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の	
	務所を設置する法人に限	更新に関する書類の写し	
	る。	⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規	
		定されている提出書(認定の通知を受	
		けた場合は様式第1号、特例認定を受	
		けた場合は様式第4号、認定の有効期	
		間の更新を受けた場合は様式第2号)	
		※①~③は、認定の有効期間の更新の場	
		合は提出不要です(法 51⑤)。	
2	役員の変更等をした場	①役員の変更等届出書	所轄庁(二
	合(法 52①、法 62、法 23)	②変更後の役員名簿	以上の都道
		③役員が新たに就任した場合は、	府県に事務
		イ その役員が法第20条(役員の欠格	所を設置す
		事由)に該当しないこと及び法第 21	る法人は所
		条(役員の親族等の排除)に違反し	轄庁及び所
		ないことを誓約し、就任を承諾する	轄庁以外の
		書面の写し	関係知事)
		ロ 当該役員の住所又は居所を証する	
		書面として条例で定めるもの	
3	定款を変更した場合	①定款変更届出書	
	(所轄庁の認証が必要な	②当該定款の変更を議決した社員総会の	
	場合を除きます。) (法 52	議事録の謄本	
	①、法 62、法 25⑥)	③変更後の定款	
		④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知 まの名間ではよる事項	
		事の条例で定める事項	

④ 定款の変更に係る登記 ①定款の変更の登記完了提出書	
④   定款の変更に係る登記   ①定款の変更の登記完了提出書   をした場合(法 52①、法   ②登記をしたことを証する登記	
	尹垻証明
62、法 25⑦) 書	17手は1 またさいり
⑤ 定款の変更の認証を受 ①認定 (特例認定) 特定非営利	
けた場合(法 52②、法 62、  の定款変更の認証を受けた場合	合の提出 の関係知事
法 25③④) 書	
※二以上の都道府県に事 ②当該定款の変更を議決した社	に貝総会の
務所を設置する法人に限 議事録の謄本	
る。  ③変更後の定款	a de tat
④その他所轄庁以外の関係知事	事の条例で
定める事項	
⑥ 認定 NPO 法人等が所轄 ①定款の変更の認証を受けなけ	
庁の変更を伴う定款の変   ない事項(法 25③)に係る定	
更の認証を受けなければし証申請書	して変更後
ならない事項の申請をす   ②定款の変更を議決した社員総	
る場合(法 52③、法 62、   録の謄本	提出
法規 30、法規 34、法 26   ③変更後の定款	
(①) (④定款の変更の日の属する事業	
翌事業年度の事業計画書及び	
書(法 11①三又は十一に掲げ	げる事項に
限ります。)	
⑤役員名簿	
⑥宗教活動等を主たる目的等と	,
ではないこと(法2②二)及	
等に該当しないものであるこ	と (法 12
①三)を確認したことを示す	書面
⑦直近の事業報告書等	
⑧認定等申請書に添付した寄附	
全ての添付書類の写し	
⑨認定等に関する書類の写し	
⑩所轄庁に提出した直近の役員	負報酬規程
等(寄附者名簿を除く添付書	<b>- 類を含み</b>
ます。) の写し	
即所轄庁に提出した直近の助成	え金の実績
を記載した書類	
⑦   認定 NPO 法人等の代表者   認定(特例認定)特定非営利活	動法人の 所轄庁
の氏名に変更があった場   代表者変更届出書	
合(法53①、法62)	
⑧ 認定 NPO 法人等がその事 ①直近の事業報告書等	所轄庁以外
務所が所在する都道府県 ②役員名簿	の関係知事
以外の都道府県の区域内 ③定款等	
に新たに事務所を設置し ④認定、特例認定又は認定の有	
た場合(法53④、法62、 更新の申請書に添付した書類	
法規 31②、法規 33②) ⑤認定、特例認定又は認定の有	「効期間の
更新に関する書類の写し	
⑥法規 31②及び法規 33②に規定	<b>Eされてい</b>
る提出書 (認定 NPO 法人は様:	式第3号、
特例認定 NPO 法人は様式第5	号)

## 5 認定 NPO 法人等の情報公開

#### (1) 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています (205~206 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法52④、54④、法62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格 事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- (8) (7)のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
- (注) ①~②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法 52⑤)。

#### ≪参考≫

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法 54①②、法 62)。

書類名	備置き期間		
音	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人	
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法 54①)	認定の日から	特例認定の日から	
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の 内容を記載した書類(法54①)	起算して5年間	起算して3年間	
前事業年度の寄附者名簿(法 54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法 542) 二)		翌々事業年度の末日までの間	
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)			
第3章「 $2$ (1)認定の基準の概要」の(3) (ロに係る部分を除きます。)、(4) イ及びロ、(5) 並びに(7) に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法 $54$ 2四、法規 $32$ 2)	作成の日から起算 して5年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間		
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法 54③)		作成の日から特例 認定の有効期間の 満了の日までの間	

## (2) 所轄庁の情報公開(閲覧・謄写)

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

## 認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる 書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

	書類名	認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)					
事業	報告書等(注1)	0		年過作	年過作	年過作	年過作		受過け去
	事業報告書		度の末日まで 度の末日まで	0	けたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)								
	財産目録								
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び 住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)								
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面								
役員	名簿(注1)		(注2)		(注2)				
定款	等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(任乙)						
	等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及 格事由に該当しない旨を説明する書類	0	期間定の	0	期 認 定 の				
	等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容  載した書類	0	有 効	0	(注 3)				

前事	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	0		0	
	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を 記載した書類	0	16-	0	
前	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	0		×	
事	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類		上 成 日		
業年	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけ	0	から5年が経過	0	
度	るそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		年が		
の	寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度におけ		経過		
収	る当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上	0	した。	0	過去
益の	であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年 月日を記載した書類		日を会		5 年
明明	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除		古む東		間に
細	⟨。)	0	業年	0	提 出
な	ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関 する事項		一度の		を 受
ど	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載し た書類	0	した日を含む事業年度の末日まで	0	過去5年間に提出を受けたも
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類	0	まで	0	もの
(4)	章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、 イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事 いずれにも該当しない旨を説明する書類	0		0	
			度のよたの		
「助	成金の支給の実績」を記載した書類	0	日まで (注4)	0	
			年経		
	者名簿		×		×
	(特例認定)申請書	×		×	
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

- (注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません(令和2年改正法30、52⑤)。
- (注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧 等の対象となります。
- (注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

## 6 認定 NPO 法人等に対する監督等

## (1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができ ます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の 区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若 しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又は口の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として 提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなっ た場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされ ています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検 査については適用しないものとされています(法 64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを 提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではあ りません(法64⑦、41③④)。

### (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ① (第3章「2(1)認定 の基準の概要」の(3) は除きます。) から③の認定等の取消事由のいずれかに該当する と疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置 を採るべき旨の勧告をすることができます(法65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます (法 65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならない こととされています(法 65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくは口の勧告又はハの命令をした ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令を した旨を公示することとされています(法 653 ⑥)。
- へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。
  - ① 欠格事由の概要(82頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
  - ② 欠格事由の概要(82頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府 県知事又は関係市町村長

#### (3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益 が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認め るときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤⑥)。

### (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以

- 下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。
- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については96~97頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
  - ① 第3章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(79~81 頁参照) に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「5 認定 NPO 法人等の情報公開」(1) (204 頁参照) に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
  - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
  - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。
  - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)
  - ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
    - a 欠格事由の概要 (82 頁参照) の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察 本部長
    - b 欠格事由の概要(82頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県 知事又は関係市町村長

#### ≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を 含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に 算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益 事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2 3 0)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます (102 頁参照)。

#### (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

- ロ 50 万円以下の罰金
  - 次の①~④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。
  - ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
  - ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
  - ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る 措置を採らなかった者(法65④、78六)
  - ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、78七)
- ハ 20 万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52 ①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定(法 54①~③)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(第4章5(1)「認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)≪参考≫(204~205頁)」)を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提

出の規定(法 55①②)に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類(第 4 章 4 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」( $201\sim202$  頁)を参照してください)及び第 4 章 4 (3)「その他の報告」( $202\sim203$  頁参照)①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき(法 80 五)

④ 上記(1)イ若しくは口による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)

受付印

# 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の 役員報酬規程等提出書

/			
	主たる事務所の	郵便番号	
	所 在 地		電 話( ) — FAX ( ) —
年 月 日	フリガナ		
	名称		
	フリガナ		
山形県知事 殿	代表者の氏名		
	認定 (特例認定)	の有効期間	事 業 年 度
	自 年 至 年	月日日	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給 に関する規程		チェック欄		③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等内	
	提出しない場合			の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年度)			営利活動法人に対する寄附金の額の合計	
	最後に職員給与規程を提出した事業年度(年度)			額が 20 万円であるものに限る。)の氏名 並びにその寄附金の額及び受領年月日	
	前事業年度の収益の明細その他の資金に関			正。(1) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1
府 禾 耳	る事項、寄附金に関する事項その他の内閣 計令で定める事項を記載した書類(特定非営 引活動促進法第 54 条第2項第3号に定める事 員を記載した書類のうち、資産の譲渡等に 引する事項を記載した書類を除く。)	進法第 54 条第2項第3号に定める事 战した書類のうち、資産の譲渡等に		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細そ の他の資金に関する事項			⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先 及び支出年月日	
	② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる	その内容に関する事項  の生ずる取引及び費用の生ずる		⑥ 海外へ送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
	取引のそれぞれについて、取引金額の 最も多いものから順次その順位を付し た場合におけるそれぞれ第1順位から 第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		(i 第 い	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号 コに係る部分を除く。)、第4号イ及び口、 5号並びに第7号に掲げる基準に適合して る旨及び同法第 47 条各号のいずれにも該 していない旨を説明する書類	

#### (注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する同法第55条第1項を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3月以内に同法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」又は「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名事業年度
---------

1 資金に関する事項「①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

	収 益 源	泉の内訳	金	額
				Р
				P
				P
				P
				P
				F
				Р
				F
				F
				F
				F
				F
				F
				F
				F
	合	計		F
2) 借入金	の明細 借	入 先	金	額
				F
				F
				F
				F
				F
	^	=====================================		F
	合			1

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

	(1)	収益の	生ず.	ろ取引	$  _{\mathcal{O}}$	上位:	5 君
--	-----	-----	-----	-----	--------------------	-----	-----

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

**寄附者に関する事項**[③寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受	領 年	- 月	日
					F.	]			
					F.	]			
					F.	]			
					F.	]			
					F.	]			
					円.	]			
					F.	]			
					F.	]			
					F	]			
					F	}			
					F	]			
					F	]		•	
					F	}			
					F	}			
					F	]			
					F.	]			
					F	]		•	
					F	]		•	
					F.	]	•	•	
					F	]		•	

**4 役員等に対する報酬又は給与の状況** [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)、ロ 給与を得た 職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

## ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間 年月日~ 年月日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
																							円

# 5 支出した寄附金に関する事項[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
	合		計	円		

6 海外への送金等に関する事項[⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びに その実施日]

実	施	日	使	途	金	額
	•					F
		•				<u></u>
	•	•				<u>г</u>
	•	•				F
	•	•				F
		•				Д
	•	•				F
	•	•				F
	•	•				<u> </u>
						F
						Р
	•	•				F
	•	•				<u> </u>
		•				F.
		•				F.

# ※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

譲渡資産の内容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
資産の貸付けに係る料金及び条件等				
貸付資産の内容	料金	 条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
役務の提供に係る料金及び条件等				
役務の提供の内容	料金	条	件	等
	円			
	円 円			
	円			
	H H			
	円 円 円			

#### 「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

#### 1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

#### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。 (注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

#### (注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

#### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

#### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

#### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

#### 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。) (1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

年 月

年 月

年 月

年 月

日

日

日

日

# 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の助成金支給実績に係る提出書

		助凡	戓金:	支給実統	績に	係る提出	書出							
•	受付印													
	Ì					主たる	事務	所	郵便番号					
A. A						の所	在	地		雪日	重話(	) –		
			年	月	日	フリ	ガナ							
						法	人	名						
						フリ	ガナ							
	山形!	県 知	事	殿		代表者	者の氏:	名						
						認定(	(特例認	定)年	月日			年	月	月
						認定(特	诗例認定	)の有	効期間	自至		年 年	月 月	日日
	助成金の対											よ第 62 <i>多</i>	そにおり	いて準
支	給		日	支	給	対	象	者	支 給	金額	助原	成対 象	の事	業等
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				
	年	月	日							円				

円

円

円

円

「認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の助成金支給実績に係る提出書」 の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

# 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の代表者変更届出書 **受付印**

/ \			
	主たる事務所の	郵便番号	
	所 在 地	電話( )	
	フリガナ		
年 月 日	法 人 名		
	フリガナ		
山形県知事 殿	代表者の氏名		
	認定 (特例認定) の	自 年 月 日	
	有 効 期 間	至 年 月 日	

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む)の規定により届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

受付印

## 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の 定款変更の認証を受けた場合の提出書

/							
		主たる事務所	郵便番号				
		の 所 在 地		電話(	)		
年 月	日	従たる事務所	郵便番号				
1 /1	Н	の 所 在 地		電話(	)		
		フリガナ					
山形県知事 殿		法 人 名					
		フリガナ					
		代表者の氏名					
		認定 (特例認定) の	自		年	月	日
		有 効 期 間	至		年	月	日

特定非営利活動促進法第第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法 第 52 条第 2 項(同法第 62 条において準用する場合を含む)の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の	
		謄本	
		・変更後の定款	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、 所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

# 第5章 法人の合併、解散について

## 1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34、条例2①三、規則2①三)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35、規則5)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

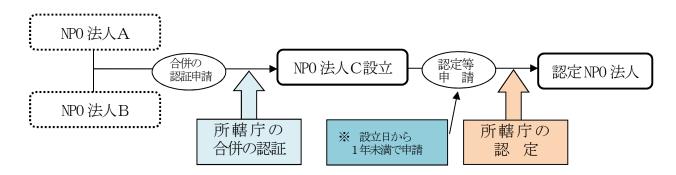
(注)「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

## 2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

## (1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間 を経過していない法人が対象となります。

#### イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法46、令63)。

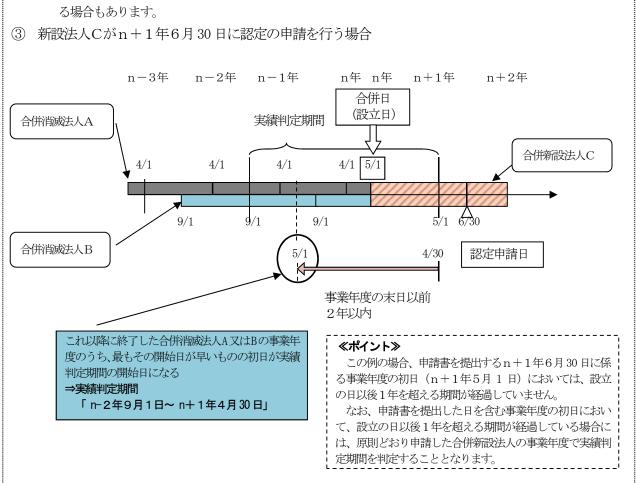
- (イ) 実績判定期間の終了日
  - ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき その最初の事業年度の末日
  - ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき 設立の日の前日
- (ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅 法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令 8④)。

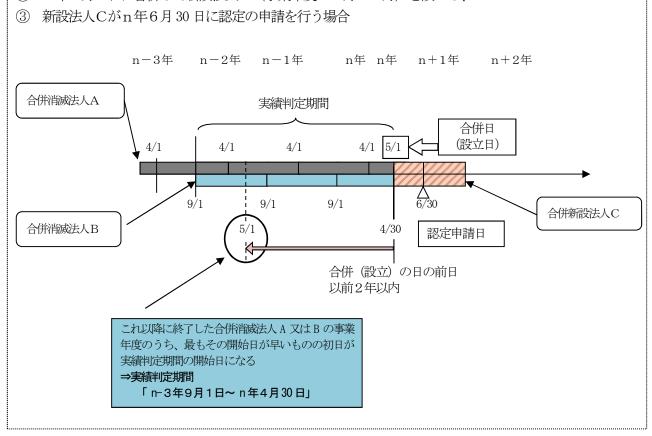
## (設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
  - (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも 1 年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。



## (設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度:5月~4月)を設立し、



(参考:各規定の読替え(法令63))

(参考・谷規定の配省と(伝アりの))	
通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について)	(実績判定期間について)
実績判定期間とは、認定を受けようとする特	実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活
定非営利活動法人の直前に終了した事業年度	動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出し
の末日以前5年(認定を受けたことのない特定	ようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終
非営利活動法人が認定を受けようとする場合	了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下
にあっては、2年) 内に終了した各事業年度の	この項において同じ。) 以前5年 (認定を受けたことのない
うち最も早い事業年度の初日からその末日ま	特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあって
での期間をいう (法443)。	は、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営
	利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日か
	らその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について)	(設立後の経過期間について)
申請書を提出した日を含む事業年度の初日	申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合
において、その設立の日以後1年を超える期間	併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のう
が経過していること (法45①八)。	ち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること
	(法45①八)。

## ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定(法46、法令5②、6②③)

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

	認定基準	合併前の判定方法
パブリッ	,ク・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	各合併消滅法人を一の法人とみな
活動の対	け象に関する基準 (二号基準)	して判定します。
運営組織	<b>版ひ経理に関する規準(三号基準)</b>	
	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推 薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	各合併消滅法人のそれぞれについ
基準(四事業活動	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	て判定します。
基準(四号基準)事業活動に関する	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
基情準報	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	各合併消滅法人のそれぞれについ て判定します。
+ (五号基準) 公開に関する	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨 を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する 規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を 充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させ ること	各合併消滅法人(実績判定期間中に 認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。)の それぞれについて判定します。
所轄庁^	の書類の提出に関する基準 (六号基準)	各合併消滅法人のそれぞれについ
不正行為	らに関する基準 (七号基準)	て判定します。

## また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

- (注1) 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 (83~95頁) を参照してください。
- (注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

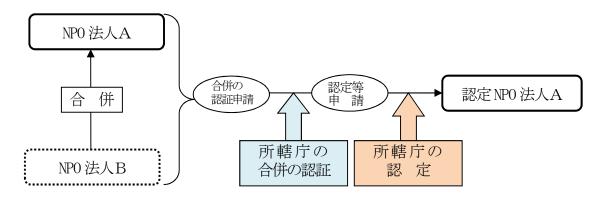
#### ≪ポイント≫

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度 だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

#### (2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併存続法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経 過していない法人が対象となります。

## イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法46、法令6①)。

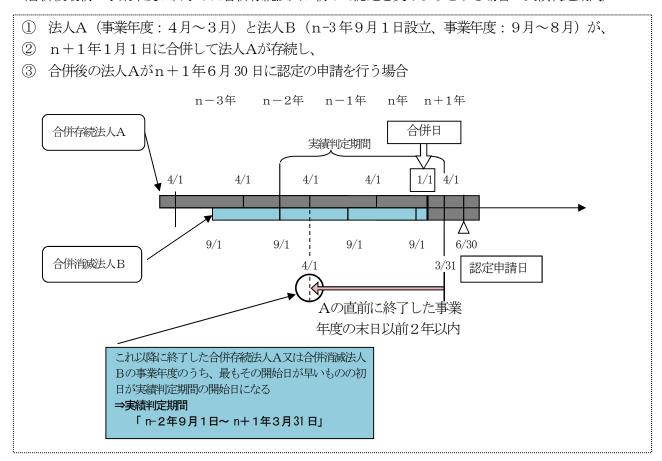
- (イ) 実績判定期間の終了日
  - ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき その最初の事業年度の末日
  - ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき合併の日の前日

## (p) 実績判定期間の開始日

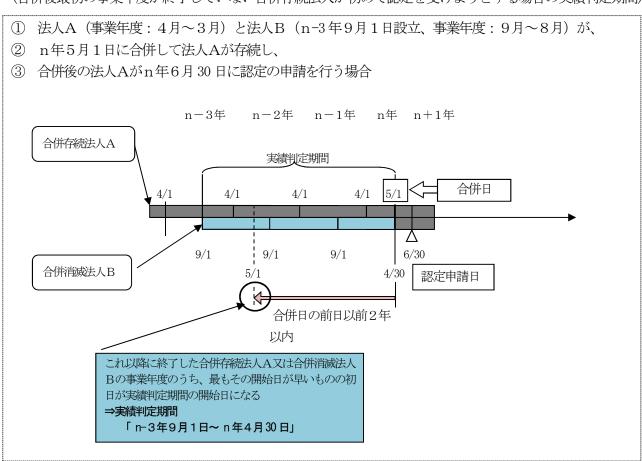
上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令8)。

## (合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)



## (参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について)	(実績判定期間について)
実績判定期間とは、認定を受けようとする	実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法
特定非営利活動法人の直前に終了した事業	人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に
年度の末日以前5年(認定を受けたことのな	合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項
い特定非営利活動法人が認定を受けようと	において同じ。) 以前5年(認定を受けたことのない特定非営
する場合にあっては、2年)内に終了した各	利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年) 内
事業年度のうち最も早い事業年度の初日か	に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅し
らその末日までの期間をいう(法44③)。	た各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年
	度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について)	(設立後の経過期間について)
申請書を提出した日を含む事業年度の初	申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申
日において、その設立の日以後1年を超え	請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特
る期間が経過していること(法45①八)。	定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超
	える期間が経過していること(法45①八)。

## ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令52、612)

申請をしようとする NPO 法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

	認定基準	判定方法		
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人 とみなして判定します。		
活動の	対象に関する基準(二号基準)			
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)			
基準(四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、 支持又は反対する活動を行っていないこと	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれ について判定します。		
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこ と及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行ってい ないこと	に対けて対応します。		
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利 活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人		
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定 非営利活動に係る事業費に充てていること	とみなして判定します。		
基準 (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれ について判定します。		
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を 説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、 収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予 定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。		

所轄庁への書類の提出に関する基準(六号基準)	合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞ
不正行為に関する基準(七号基準)	れについて判定します。

#### また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

- (注1) 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(83~95 頁) を参照してください。
- (注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

#### ≪ポイント≫

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

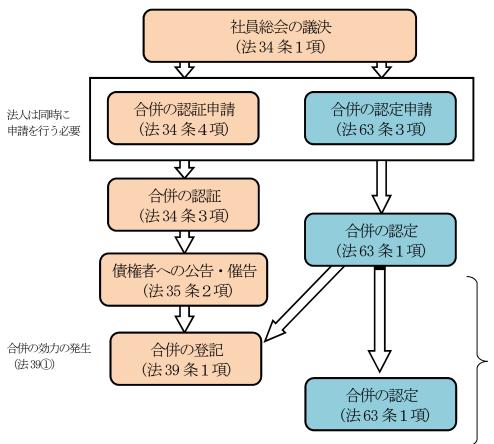
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

## (3) 認定 NPO 法人等の合併

## イ 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します(法63①)。

#### ○ 申請から認定手続



認証・認定の申請は、いずれも合併法人の新所 轄庁に対して行う。63 条1項の認定の申請を 受けた新所轄庁は、各合併消滅法人の各所轄庁 と所轄庁以外の関係知事に対し、直ちに通知す る必要(法規35①)

認定・不認定の処分をした場合は、各合併消滅 法人の各所轄庁と所轄庁以外の関係知事に対 し、直ちに通知する必要(法規352)

合併登記(効力の発生)までの間に認定・不 認定処分が行われない場合は、暫定的に、合 併の効力の発生日以降処分日までの間、認定 法人としての地位を継承しているものとみ なす(法63④)

## ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人(認定NPO法人を除きます。)と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します(法63②)。

## ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます(法 63④)。

## 二 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

#### (イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法63⑤、法令9①②)。

(1) 実績判定期間の終了日

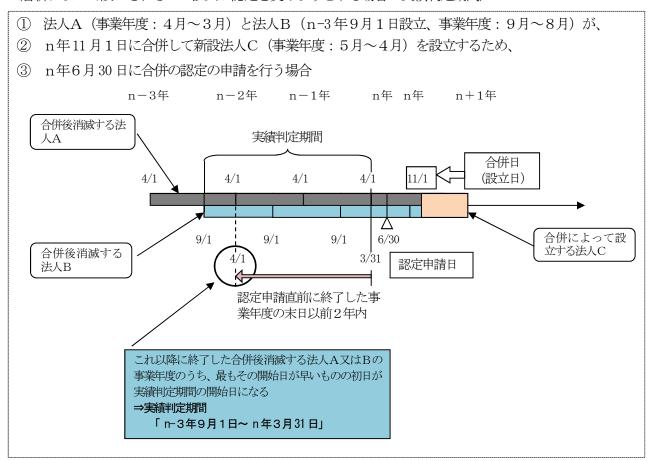
合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

(2) 実績判定期間の開始日

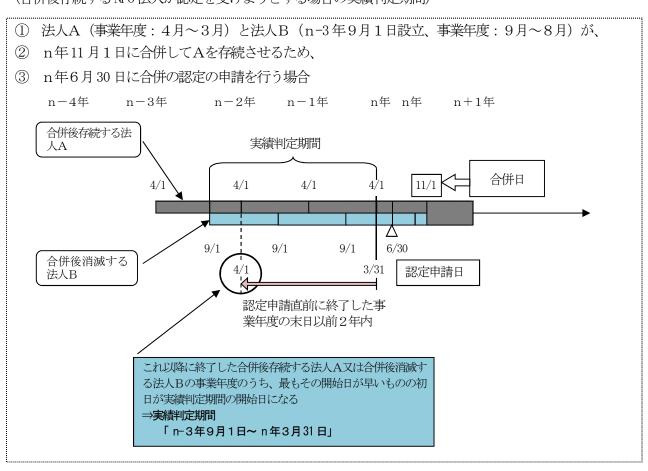
上記(1)の日以前2年内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から 5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります(法 59、法令 9 ①②)。

## (合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



## (合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



## (参考:各規定の読替え(法令9①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について)	(実績判定期間について)
実績判定期間とは、認定を受けようと	実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合
する特定非営利活動法人の直前に終了	併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非
した事業年度の末日以前5年(認定を受	営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する
けたことのない特定非営利活動法人が	各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度
認定を受けようとする場合にあっては、	<u>のうち</u> 直前に終了した事業年度の末日以前 <u>2年</u> 内に終了した <u>合併</u>
<u>2年)</u> 内に終了した <u>各事業年度</u> のうち最	後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定
も早い事業年度の初日からその末日ま	非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から
での期間をいう (法443)。	その末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について)	(設立後の経過期間について)
申請書を提出した日を含む事業年度の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する
初日において、その設立の日以後1年を	各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立
超える期間が経過していること(法45	する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法
①八)。	人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日に
	おいて、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消
	滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人
	を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利
	活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非
	営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過
	していること (法45①八)。

## (中) 認定基準への適合の判定(法63、法令935)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

	認定基準	判定方法	
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消	
活動の	対象に関する基準(二号基準)	滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。	
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)		
基準(四号基準)事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推 薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定し	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えない こと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っ ていないこと	ます。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営 利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上である こと	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること		

基準 (五)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
(五号基準)	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨 を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規 定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当 する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させるこ と	
所轄庁への書類の提出に関する基準(六号基準)		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定し
不正行	為に関する基準(七号基準)	ます。
設立後の経過期間に関する基準 (八号基準)		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

- (注1) 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(83~95頁) を参照してください。
- (注2) 現に特例認定法人である法人については、法59条2号(設立後5年以内である)及び3号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法63⑤、法令9②)。

様式第4号

## 山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町に移譲されている場合は、当該市・町長あてとする。

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称 代表者氏名

合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称 代表者氏名

# 合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事 (理事長)の氏名を記載する。

- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

5 定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の町名及 び番地まで記載する。

合併後存続又は設立する法人の町名及 び番地まで記載する。

合併後存続又は設立する法人の定款の 記載と完全に一致させる。

#### (備考)

- 合併認証申請書の添付書類
  - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)[1部]
  - ② 定款(法第10条第1項第1号)[2部]
  - ③ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した 名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)[2部]
  - ④ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)「1部]
  - ⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)[1部]
  - ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び 住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)[1部]
  - ⑦ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを 示す書面(法第10条第1項第4号)[1部]
  - ⑧ 合併趣旨書(法第10条第1項第5号)[2部]
  - ⑨ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [2部]
  - ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書(法第10条第1項第8号)[2部]

様式第4号の6

(記載例)

提出年月日を記載する。

年 月 日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。 合併後の法人の名称を記載する。

特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

# 設立 (合併) 登記完了届出書

<del>設立(</del>合併)の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項(第39条第2項において準用する同法第13条第2項)の規定により、届け出ます。

#### (備考)

- 合併登記完了届出書の添付書類
  - ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)「1部〕
  - ②登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)[1部]
  - ③合併の時の財産目録[2部]
  - ④定款 [2部]
  - ⑤事業計画書[2部]
  - ⑥活動予算書[2部]

受付印

(表)

# 合併認定申請書

_/ \					
	主たる事務所の	郵便番号			
	所 在 地		電 話 FAX		
年月日	フリガナ				
	申請者の名称				
	フリガナ				
山形県知事殿	代表者の氏名			,	
	認定(特例認定)年月日	年	月 日	法第 63 条第 1 項申請し するパブリック・サポー	
	の有効期間 □認定 の有効期間 □特例 <b>認何</b> 効期間	自 年 至 年	月 月 日	□相対値基準・』 □相対値基準・/	
	事 業 年 度	月 日~	, 月 日	□絶対値基準 □条例個別指定注	去人
特定非営利活動促進法第 $63$ 条 $\begin{pmatrix} 第1項 \\ 第2項 \end{pmatrix}$ の合併の認定を受けたいので申請します。					<b>、ます。</b>
法 人 名	主たる事務所の	の所在地 現に行っている事業の概要		区分	
合併後存続する法人名又は合 によって設立する法人名	併				認定
(代表者名)	電 話 ( ) FAX ( )				特例認定 • 上記以外
合併によって消滅する法人名					認定
(代表者名)	電 話 ( ) FAX ( )				特例認定・
**************************************	raa ( ,				上記以外
合併によって消滅する法人名					認定
	電話()				特例認定
(代表者名)	FAX ( )				• 上記以外
合併によって消滅する法人が补	复数ある場合には、次葉に	 記載してくださ	٠٠٠.		

#### (注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の $\begin{pmatrix} 第1項 \\ 第2項 \end{pmatrix}$  は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

申請法人名	申請法人名			(合併認定申請書次葉)		
法人名		主たる事務所の所在地		現に行っている事業の概要	区分	
合併によって消滅する法	人名				認定	
(代表者名)					• 特例認定	
		電 話 ( ) FAX ( )			・ 上記以外	
合併によって消滅する法	人名				認定	
(代表者名)					特例認定	
		電 話 ( ) FAX ( )			· 上記以外	
合併によって消滅する法人名					認定	
(代表者名)		高 - T. ( )			* 特例認定	
		電 話 ( ) FAX ( )			上記以外	
合併によって消滅する法	人名				認定	
(代表者名)		電話()	) —		特例認定	
┃   合併によって消滅する法	人名	FAX ( )	<u>—</u>		上記以外 認定	
					•	
(代表者名)		電話()	) —		特例認定	
		FAX ( )	) —		上記以外	

### 合併認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

	申請書・添付書類 第2項 (認定) (特例認定)					
合併認定申請書(様式第4号の5)						
1 寄附者名簿 (注) 1						
2	認定基	準等	に適	合する旨及び第47条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない旨を説明する書類	注)2,3	
		イ、	口、.			
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)		
	号基			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)		
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		
			П	絶対値 <u>基準</u>		
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値 <u>基準</u> 用)		
			/\	条例個別指定基準		
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
	_	いずれかの書類を提出することとなります。				
	二号基準	認定		<u>楽準</u> 等チェック表(第2表)		
	準	認	認定	基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
	E	認定	基準	等チェック表(第3表)		
	三号基準	役員	の状	況(第3表付表1)		
	準	帳簿組織の状況(第3表付表2)				
	四四	認定基準等チェック表(第4表)				
	四号基準	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)				
	準	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)				
	^基 吾     認定基準等チェック表(第5表) ^{量 六} 業     認定基準等チェック表(第6、7、8表)					
	欠格事由チェック表					
3 :	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					

#### (注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法442、582、635、法令92》。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表(ハ及び二に係る事項に限ります。)の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって 消滅する法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。)を一つの法人とみなして記載してください(法令 9③⑤)。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表(イ及び口に係る事項に限ります。)、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください(法令9③⑤)。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法59一、63⑤、法令9②)。

### 3 NPO 法人の解散 - 清算

#### (1) NPO 法人の解散

- イ NPO 法人は次の①~⑦に掲げる事由によって解散します(法31①)。
  - ① 社員総会の決議
  - ② 定款で定めた解散事由の発生
  - ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ④ 社員の欠亡
  - ⑤ 合併
  - ⑥ 破産手続開始の決定
  - ⑦ 設立の認証の取消し
  - (注) 社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。
- ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、 所轄庁から認定を受けることが必要となります(法31②③、条例2③、規則2③一)。
- ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法31④、条例2②四、規則2②四)。
- ニ 解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます(法31の4)。

#### (2) 清算の結了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①~⑤の清算業務を行うこととなります(法  $31\,$  の 5 、法  $31\,$  の 9 、法  $32\,$  の  $2\,$  ①)。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配
- (注) 債権の申出の公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります(法31の10①④)。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。 清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません(法32の3、条例2②六、規則2②六)。

### 〇 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

### (1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
解散届出書(様式第7号)	1	250
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	_

### (2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
清算結了届出書(様式第9号)	1	252
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1	_

### (3) その他の書類

### (1)清算中に清算人が就任した場合に提出する書類

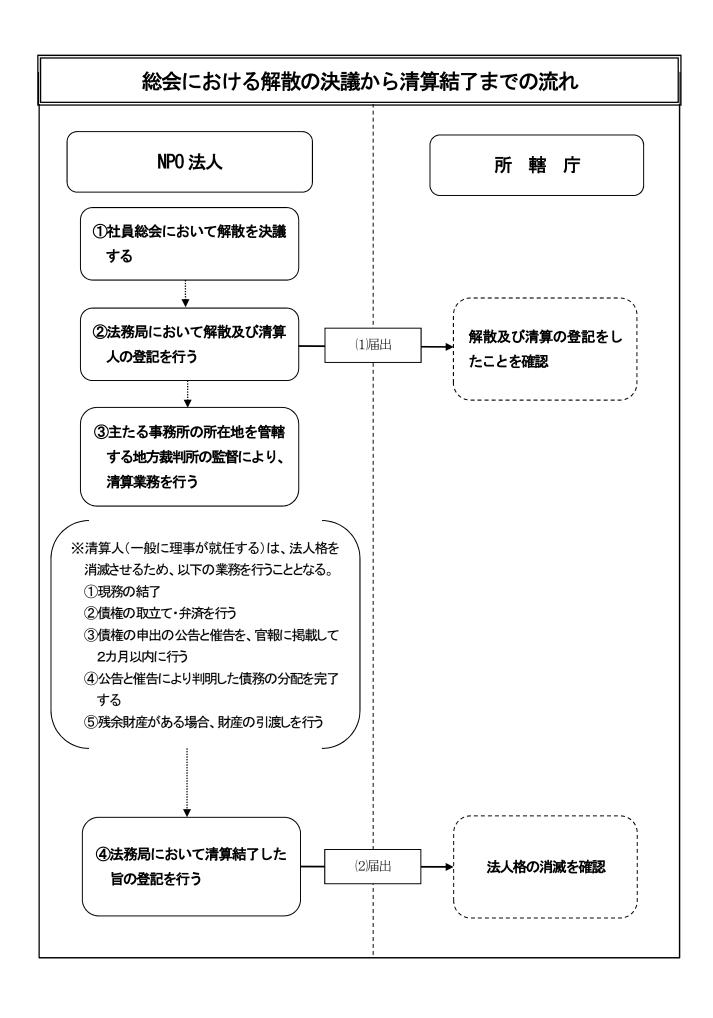
提出書類のリスト	部数	参照ページ
清算人就任届出書(様式第8号)	1	251
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	1	_

### ②解散の認定申請をする場合に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
解散認定申請書(様式第10号)	1	253
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する 書面	1	_

### ③残余財産の譲渡認証申請をする場合に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
残余財産譲渡認証申請書(様式第11号)	1	254



(記載例)

様式第7号

提出年月日を記載する。 -----年月日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。

特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名

### 解散届出書

特定非営利活動促進法第 31 条第1項第1号(第2号、第4号、第6号)に掲げる 事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由(該当する番号を○印で囲む。)
  - (1) 社員総会の決議
  - (2) 定款で定めた解散事由の発生
  - (3) 社員の欠乏
  - (4) 破産手続開始の決定
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。

特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名

### 清算人就任届出書

下記のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

### (備考)

清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第9号

提出年月日を記載する。

年 月 日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名

### 清算結了届出書

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動 促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

(備考)

清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(記載例)

様式第 10 号

提出年月日を記載する。 年 月 日

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。

特定非営利活動法人の名称 代表者氏名

### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法第 31 条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定 非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請し ます。

記

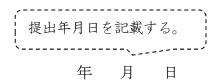
- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

### (記載例)

様式第11号



山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町 に移譲されている場合 は、当該市・町長あてと する。 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名

### 残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

「残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引きQ&A

#### 1. 法律の概要

- (問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。
- (問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、 この場合、所轄庁はどこになりますか。
- (問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はど こになりますか。
- (問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。
- (問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

### 2. NPO法人の設立について

- (問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。
- (問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- (問8) 社員を「○○町△△丁目、○○町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な 条件」に当たりますか。
- (問9) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- (問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- (問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- (問12)「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。
- (問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- (問14) どのような事項を登記するのですか。
- (問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- (問16)登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はど うなりますか。
- (問17) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

### 3. 認定NPO法人制度について

- (問18) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問19) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問20) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問21) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないので しょうか。
- (問22) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問23) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるので

すか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

- (問24) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問25) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問26) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問27) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問28) 寄附者の氏名(名称)だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト(PST)の判定に含めてもよろしいでしょうか。
- (問29) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいでしょうか。
- (問30) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (問31) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
- (問32) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どうい うものをいうのですか。
- (問33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- (問34) 認定NPO法人の認定基準 (PST算定) における休眠預金等からの助成金の除外とは どのような制度ですか。
- (問35) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する 予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
- (問36) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。
- (問37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、 生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- (問38) 寄附者(又は役員) と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- (問39) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、 寄附者数はどのように計算するのでしょうか。
- (問40) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶

対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

- (間41) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- (問42) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村) 内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テ スト (PST) 基準を満たすこととなりますか。
- (間43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。
- (問44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にど のような範囲をいいますか。
- (問45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」という ものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。
- (問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
- (問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」 及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

### 4. 法人の管理・運営について

- (問49) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。
- (問50) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証が必要な場合) の手続と提出書類 は何ですか。
- (問51) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- (問52) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。
- (問53) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。
- (問54) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。
- (問55) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- (問56)「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- (問57) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。
- (問58) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。
- (問59) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよい のですか。
- (問60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として

- 成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- (問61)事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、 設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。
- (問62) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のもの を閲覧させればよいのですか。
- (問63) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- (問64) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なること がありますか。
- (問65) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。
- (問66) 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。
- (問67) 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。
- (問68) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の 方法とすることを定款に記載できますか。
- (問69) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告(法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項)とはどのようなものですか。
- (問70) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。
- (問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」(法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項) とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。
- (問72)貸借対照表の「要旨」(法第28条の2第2項)とはどのようなものをいうのですか。
- (問73) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。
- (問74) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか
- (問75) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
- (問76) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
- (問77) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
- (問78) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。
- (問79) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。
- (問80) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問81) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
- (問82) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場

- 合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。
- (問83) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消 しとなるのでしょうか。

### 5. 法人の合併・解散について

- (問84) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。
- (問85) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。
- (間86) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。
- (問87) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問88) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

### 1. 法律の概要について

### (問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の 衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとること が求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

### (問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該 指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄 庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場 合は政令市となります。

### (問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。 海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在で所轄庁を決めることになります。 ますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

#### (問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。

- (答) 令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。 改正内容は、次のとおりです。
  - ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(1カ月間→2週間)[法第10条関係]
  - ② 住所等の公表等の対象からの除外[法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]
  - ③ NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減「法第55条第1項関係]
  - ④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定 [法附則第8条関係]

### (問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

- (答) 令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されます。 また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。
  - ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があっ

た場合について適用されます。(令和2年改正法附則2)

② NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。(令和2年改正法附則3)

### 2. NPO法人の設立について

### (問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第4項の規定に基づく申請者からの補正については、1週間経過後の補正はいかなる場合 も認められません。

なお、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁に おいて職権で補正することもできることとなっています。

### (問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になります。山形県では、条例第3条第2項の規定により、軽微な不備を「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のもの」と定めています。

### (問8) 社員を「○○町△△丁目、○○町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市(区)町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・○○市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・○○町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

# (問9) 社員がかなりの人数 (1,000人以上) いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。 また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

# (問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えらます。

#### (問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法16)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

### (問12)「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

(答) NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該 理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります(問14を参照してください)。

#### (問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表

権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

#### (問14) どのような事項を登記するのですか。

- (答) 登記する事項は次のとおりです(組登令2②)
  - ① 目的及び業務
  - ② 名称
  - ③ 事務所の所在場所
  - ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
  - ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
  - ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

### (問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

- (答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です(組登令第25条において準用する商業登記法第17条)。
  - ① 申請人の氏名及び住所
  - ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
  - ③ 登記の事由
  - ④ 登記すべき事項 (別紙として添付することも可能)
  - ⑤ 所轄庁の許可(認証)書の到達した年月日
  - ⑥ 申請年月日
  - (7) 登記所の表示(○○法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません(各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)第5条において準用する商業登記規則第35条)。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款(組登令第16条第2項)
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面(組登令第16第2項) 具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。
- ③ 設立許可(認証)書又はその謄本(組登令第25条において準用する商業登記法第19条)設立許可(認証)書の謄本とは、具体的には、設立許可(認証)書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。

なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能です(各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第49条)。

- ※このほか、登記の申請書に押印すべき者(設立時の法人の代表者、一般的には理事長)は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません(各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第35条の2)。
- ※ 申請 書及び印鑑届書の記載例や記載方法については、法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html) に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口に問い合わせてください(窓口での相談には、事前の予約が必要です。)。

### (問16) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組登令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の 所在地で登記を行うこととなります。

また、法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。

### (問17) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

(答) 設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これに加え、登記をしたことを証する 登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります(法13②)。

### 3. 認定NPO法人制度について

#### (間18) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

- (答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人(以下「認定NPO法人等」といいます。)に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。
  - ① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。
    - イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除(所得控除)の適用(措法41の18 の2①)
    - ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用(措法41の18の2②)
  - ② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額(以下「特別損金算入限度額」といいます)の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37④、措法66の11の2②)。

- ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO 法人(特例認定NPO法人は対象となりません)に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70①⑩)。
- ④ 認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません。)の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに(みなし寄附金)、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります(法人法375)、法人令73①、法人規22の5、

措法66の11の2①)。

⑤個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

#### (問19) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定又は特例認定手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っている場合もありますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。 事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前に電話で相談の日時等を予約ください。(「認定特定非営利活動法人等の認定等に関する窓口」参照)

### (問20) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています(法45①人、59①一)。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

#### (問21) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています(法59①二)。

### (問22) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示(又は提出)をお願いする可能性があります。

	確認させていただく書類の例	(参 考) 確認する主な認定基準		
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準		
2	NPO法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準		
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準		
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数 割合	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準		
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績 (開催回数、 募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準		
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準		
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる 資料	パブリック・サポート・テストに関する基準		
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準		
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、 申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準		
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準		
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準		

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

# (問23) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法49①、法62)。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法49②、法62)。

- ① 当該認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法57②、法62)

### (問24) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行おうとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法51②③⑤)。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します(更新はできません)ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定NPO法人が、認定NPO法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います(法61四)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該 更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がな されるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

### (問25) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(答) 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります(法442)一)。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの3カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間(特例認定の場合は3年間)その事務所に備え置く必要があります(法542、62)。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

#### (問26) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名(法人・団体にあっては、その名称)及び住所

並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 〇 計〇〇〇円」、「少額寄附 〇口 計〇〇〇〇円」というように省略して記載しても差し支えありません。

# (問27) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、PSTの判定上、寄附金の額として 取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費(すなわち対価性が認められない会費^(注)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます)については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関 誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

# (問28) 寄附者の氏名(名称) だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) PSTの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認(寄附者の特定)ができない寄附金のことを指しますので、PST上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認(特定)できること、つまり、氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名(名称)以外分からない寄附金については、PSTの判定上の寄 附金として取り扱うことはできません ⁽²⁾。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえず、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、PSTの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

(問29) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ 5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト(PST)の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には 受入時の時価で適正に評価し、PSTの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による

換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益 (例えば古本受贈益) として当該金額を計上することにより、PSTの相対値基準又は絶対値基準のい ずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます(問80、問81を参照ください)。

(注) NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服(古着)など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

# (問30) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

(答) 新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金(受入時の時価)として「総収入金額」及び「受入 寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産 所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

- (問31) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して 活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採 用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょう か。
- (答) PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額(経常収益計と経常外収益計の合計額)が、総収入金額となります。
  - (注1) 活動計算書における「固定資産売却益」(臨時的なものに限ります)は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準)の分欄の記載の必要はありません。
  - (注2) 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、PSTの相対値基準における総収入金額には 含めないことに留意願います。

### (問32) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

- (答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。したがって、国等以外の団体(例えば社会福祉法人等)が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの(助成金等)については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。
  - (注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学 共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

# (問33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります(法規5①一)。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

# (問34) 認定NPO法人の認定基準 (PST算定) における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

(答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました(NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。)。

パブリックサポートテスト (PST) の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金 (休眠預金等交付金関係助成金) が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

### (問35) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受 け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関 係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

≥ 100人

### 実績判定期間の月数

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、
寄附者数のカウントに当たっては、
次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問36) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。し

かしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を 寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法 等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管(寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません)をお願いいたします。

# (問37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対 値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの 一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

### (問38) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは、寄附者(又は役員)と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

- (注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。
  - (1) 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。
    - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他 の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
    - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
  - (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいる と認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

### (問39) 絶対値<u>基準</u>において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算(実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします)の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

### 《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備考	
	平成27年5月	2,000円		
双代00年2月期	平成27年8月	2,000円	合計8,000円≧3,000円 ⇒1人としてカウント	
平成28年3月期	平成27年10月	2,000円		
	平成28年2月	2,000円		

平成29年3月期	平成28年5月	L2 000⊞	合計2,000円<3,000円
			⇒1人としてカウントしない

- (問40) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることになります。

#### (問41)条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の 名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

- (問42) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト (PST) 基準を満たすこととなりますか。
- (答) 条例個別指定を受けたことによりPSTを満たすこととなるNPO法人は、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所(当)を有するNPO法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所を有さない場合には、他のPST(相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所(主たる事務所か従たる事務所かは問いません)をいいます。

#### (問43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は

市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている。
出 必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

### (問44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

- (答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります(一親等の血族)が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません(四親等及び五親等の姻族となります)。
  - したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は2人となります(法45①三イ(1))。
  - (注) P85の≪三親等以内の親族図≫を参照ください。

# (問45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が10名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びA さんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります(法45①三イ(2))。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

### (問46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法45①三ハ、法規20)。

### (問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に 準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

- (答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は 以下のとおりです。
  - ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規53)。
  - ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規54、同別表二十)。
  - ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規55)。
  - ④ たな卸表を作成すること(法人規56)。

- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規59)。
- (注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」 及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に 充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた 寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(P138参照) に記載して下さい。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

### 4. 法人の管理・運営について

#### (問49) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人(所轄庁は当該指定都市の長)が当該指定都市外に事務所を増設した場合 (所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます) や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合 (所轄庁は神奈川県知事) ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します (法26①)。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです(法25④、26②)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款
- ④ 役員名簿(最新のもの)
- ⑤ 宗教活動・政治活動の制限等(法2②二)及び暴力団の統制下にないこと等(法12①三)に該当する旨の確認書
- ⑥ 直近の事業報告書
- ⑦ 直近の活動計算書

- ⑧ 直近の貸借対照表
- ⑨ 直近の財産目録
- ⑩ 年間役員名簿
- ① 直近の事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、法第28条第1項の事業報告書等が作成されるまでの間は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することができます。

認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

### (問50) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証が必要な場合)の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出 します。

提出する書類は、次のとおりです(法25年)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用(公報への掲載でも可)により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります(法25⑤)。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張(法令用語では「対抗」)することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、行う必要があります(組登令3①)。

#### (問51) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

- (答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません(法25③)。
  - ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法 人(所轄庁は千葉市)が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する 法人(所轄庁は神奈川県)が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。
  - ② 役員の定数に関する事項
  - ③ 資産に関する事項
  - ④ 会計に関する事項
  - ⑤ 事業年度
  - ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
  - ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項(具体的には事務所の所在地の変更)については、登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

### (問52) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(答) 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第28条第2項の規定により、事務所に 備え置くことが義務付けられています。

### (問53) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

(答) 法第29条でNPO法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第28条第1項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

### (問54) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

- (答) 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。
  - ① 再任
  - ② 任期満了
  - ③ 死亡
  - 4) 辞任
  - ⑤ 解任
  - ⑥ 氏名、住所又は居所の変更 (「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません)
  - (7) 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた 手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要あ りません。

これらの「変更」があった場合は、NPO法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書(法10①二口)、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面(法10①二八)を添付することが必要です(法23)。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記を しなくてはなりません(組登令3)。

### (問55) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(答) 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害 関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

#### (問56)「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

(答) 法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うこ

とができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

# (問57) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(答) 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のため に使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り 入れなければなりません。

### (問58) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(答) NPO法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の事業(その他の事業)を行うことが認められています(法5①)が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

これは、①その他の事業によって得られた利益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別葉表示するのではなく、活動計算書(予算書)において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産(在庫品としての棚卸資産等)で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

#### (問59) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

- (答) NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります(法28③)。
  - ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
  - ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
  - ③ 設立当初の財産目録
  - ④ 役員名簿
  - ⑤ 定款
  - ⑥ 認証に関する書類の写し
  - ⑦ 登記に関する書類の写し

### (問60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に 提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

### (問61) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え 置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。

しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています(法14)。

### (問62) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(答) 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として 備置期間内の有効なもの、すなわち「役員名簿」「定款等」は最新のものを閲覧させることとなります。

### (問63) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(答) 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

### (問64) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(答) NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。 ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、 役員名簿(法30)ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所で のみ閲覧が可能になります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

### (問65) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

(答) 開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行 政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととし て、当該行為に係る手数料を取ることは不適当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコ ピー機等を設置し、実費(コピー代及び紙代等)を徴収することは、当事者間の合意に委ねられるこ ととなります。

### (問66) 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

(答) 定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。

具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。(P27を参照ください。)

# (問67) 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

(答) 公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。

これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

# (問68) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを 定款に記載できますか。

(答) 法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されていますので、貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただく必要があります。例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告方法のみを別途規定することは可能です。

# (問69) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告(法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項) とはどのようなものですか。

(答) 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」(法規第3条の2第1項)とは、要するにインターネット上のウェブサイトに公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」(法第28条の2第1項第3号)ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

# (問70) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

(答) SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

(問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」(法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項) とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

(答) 法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することがで

きる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

# (問72) 貸借対照表の「要旨」(法第28条の2第2項) とはどのようなものをいうのですか。

(答) 掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。 また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応 じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものを いいます。

# (問73) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります(法47一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続が行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

# (問74) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求 (参加差押えを含みます)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

# (問75) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の 違いにより認定等の基準が変わることはありません。

# (問76) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法55②、62)。

# (問77) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定NPO法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行規則上、「…認定特定非営利活動法人等の行う租税特別措置法第66条11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る

事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定NPO法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります(措規19の10の4、22の12)。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

# (問78) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

- (答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額 (注) のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2(3)~(5))。
  - (注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます (P102を参照してください)。

#### 【概要図】 第n-3期 第n-2期 第n-1期 第n期 収益事業から生じた ァ 収益の額とみなす 1 取戻し課税の対象事業年度 ゥ 認定を取り消された事 業年度の課税所得 課税所得 みなし寄附金のうち損金 ゥ ア 1 算入された金額 認定取消日 取消しの基因とな る事宝発生

# (問79) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

### イ 所得税(所得控除又は税額控除)

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と ①特定寄附金を受領した旨(その特定寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます)、②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令262①、所規47の2③)。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措

規19の10の4)。

# ロ 所得税(みなし譲渡所得)

寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、 認定NPO法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁 長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います(措法40)。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認~証明申請等の手引き~」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

# ハ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額(特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます)を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります(法人法379、措規22の1239)。

# 二相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません)が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

# ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定NPO法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です)。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります(この場合、所得税の控除は受けられません)。

(注) 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

※P99~P104を参照ください。

# (問80) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます(法47二)。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません(法59三)。

# (問81) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

- (答) ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります(法67①)。
  - イ 欠格事由 (認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。) のいずれかに該当するとき

- ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
- ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
- ニ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67②)。
- イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる認定基準等に適合しなくなった とき
- ロ 法第29条の事業報告書等の提出、法第52条第4項又は第54条第4項の閲覧の規定を遵守していないとき
- ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

# (問82) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定NPO法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

# (問83) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

# 5. 法人の合併・解散について

# (問84) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

- (答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。
  - ① 合併認証申請書
  - ② 社員総会の議事録の謄本
  - ③ 定款
  - ④ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
  - (5) 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
  - ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
  - (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
  - ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等(法2②二)及び暴力団の統制下にないこと等(法12①三)に該当する旨の確認書

- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併の初年(度)及び翌年(度)の事業計画書
- ① 合併の初年(度)及び翌年(度)の活動予算書

# (問85) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

(答) 貸借対照表及び財産目録は、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅するNPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人)が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された貸借対照表及び財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

# (問86) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(答) 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)が平成17年2月 1日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、イン ターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告 を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による 公告ができない場合の公告方法(官報または日刊新聞紙のいずれか)を定款に定めることができま す。

# (問87) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

- (答) 組登令第8条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の 所在地において2週間以内に以下の登記を行うこととなります。
  - ① 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記
  - ② 合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記
  - ③ 合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記 また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。

# (間88) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

(答) 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、 その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合 併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します(P233参 照)。

	認定基準	合併前の判定方法	
	ク・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準) 象に関する基準 (二号基準)	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)を一の法人とみな して判定します。	
運営組織	汲び経理に関する規準 (三号基準)		
基準(四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないことロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)のそれぞれについ て判定します。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営 利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上である こと ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特 定非営利活動に係る事業費に充てていること	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)を一の法人とみな して判定します。	
基準(五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)のそれぞれについ て判定します。	
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨 を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する 規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を 充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させ ること	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)(実績判定期間中に 認定又は特例認定を受けていた期 間が含まれるものに限ります。)の それぞれについて判定します。	
所轄庁へ	の書類の提出に関する基準(六号基準)	各合併消滅法人のそれぞれについ て判定します。	
不正行為	に関する基準(七号基準)		

# また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人(合併後存続したNP0法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

# 「NPO法の運用方針」について

平成 15 年 3 月 25 日 (平成 15 年 12 月 18 日改定) 内閣府国民生活局

### (趣旨)

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」(法第1条)することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人(NPO法人)の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、 新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」(法第12条第1項)は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、これまでの申請の中には、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。また、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されるところである。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

そこで、内閣府としては、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」するため、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにすることとした。 具体的には、①法定要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図るとともに、②NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図るため、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

# 1.「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」(法第2条第2項)とすること、「営利を目的としないものであること」(法第2条第2項第1号)という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下のものを運用上の判断基準とする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、 法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査(以下「報告徴収等」という。)の対象となり得 る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさ ない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

# (1) 定款記載事項

<運用上の判断基準>

# ○認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

### <説明>

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」(同項第1号)、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」(同項第3号)、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」(同項第11号)等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

# (2) 特定非営利活動に係る事業

<運用上の判断基準>

# ①認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支 出額の2分の1以上であること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

# <説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事

業」という。)」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模(事業費及び管理費)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

# (3) その他の事業

# 1) 経営

<運用上の判断基準>

# ①認証基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

### <説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

### 2) 収益

<運用上の判断基準>

### ①認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る 事業会計に全額繰り入れられていること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

## <説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」(法第5条第1項)とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

# (4)管理運営

<運用上の判断基準>

### ①認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

### <説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」(法第2条第2項第1号)法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

## ※管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

### ※事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注・・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。

# (5) その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の 箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に 変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のな いよう注意が必要である。

# 2. 「市民への説明要請」の実施

# (1) 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるという機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記(2)のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する(以下「市民への説明要請」という。)こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

# (2) 具体的な内容

- 1)「市民への説明要請」を実施する場合
  - ①認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。

また、監督段階では、報告徴収・立入検査(法第41条第1項)、改善命令(法第42条)の対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を

準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

②事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施する。

# 2)「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容(対外的に公表されたもの)を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

- ①提供された情報内容等に関する事実関係
- ②認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項 監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登 記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の 提出の予定等に関し説明を要請することとする。

# 3)「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

なお、内閣府では、現在、説明要請を行ったNPO法人が、インターネットを利用して説明したい内容を書き込むことができる掲示板機能の構築に取り組んでいる。

(例)

- ・申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書 の備置き
- ・当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施(その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられる。)

### 4) 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・ 活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用すること とする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる(法第41条第1項)。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる(法第42条)。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

# O NPO法上の罰則一覧

根拠		違反事項		
法第77条		偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき	六月以下の 懲役又は50 万円以下の 罰金	
法第78条	1号	改善命令違反	-	
	•	認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある文字をその名称又 は商号中に用いたとき		
	-	他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある文字をその名 称又は商号中に用いたとき	50万円以下 の罰金	
	6号	認定NPO法人等への命令に対する措置違反		
	7号	認定NPO法人が行うその他の事業に係る停止命令違反		
法80条	1号	組合等登記令違反	理事、監事 又は精算円 に20万円料	
	2号	NPO法人の成立時の財産目録の事務所への備置義務違反・必要記載 事項の未記載・不実の記載		
	3号	役員変更等届出、定款変更届出及び認定NPO法人等の代表者氏名変 更の義務違反・虚偽の届出		
	4号	事業報告書等、役員名簿及び定款等又は認定NPO法人の認定に係る 書類等の備置義務違反・必要記載事項の未記載・不実の記載		
	5号	認定NPO法人等が各種提出書類(直近の事業報告書、役員名簿、定款、総会の議事録の謄本等)の提出を怠ったとき		
	6号	破産決定に違反して破産手続開始の申立てをしなかったとき		
	7号	貸借対照表の公告、解散後の精算に係る公告、破産手続開始の公告を しなかったとき又は不正の公告をしたとき		
	8号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際に作成する貸借対照表 及び財産目録の未作成・必要記載事項未記載・不実の記載		
	9号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際にしなければならない 公告及び催告をしなかったとき、不正の公告・催告をしたとき、又は 債権者の異議に対し不適切な対応をしたとき		
		所轄庁の報告の求め等に対する未報告、虚偽の報告、立ち入り検査の 拒否、妨害、忌避		
法81条		NPO法人以外の者が、名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに 紛らわしい文字を用いたとき		

※法···特定非営利活動促進法